

婦人の地位



情報 NO. 7

平等・発展・平和を

めざす婦人の10年

1976-1985

主 要 内 容

- I 国連婦人の10年1980年世界
会議の決定事項について
- II 婦人に対するあらゆる形態の差別
の撤廃に関する条約について
- III 国際婦人年及び「国連婦人の10
年」における婦人団体等の取り組み
に関するアンケート調査—結果報告—
- IV 婦人の公職参加状況調べ
- V 都道府県、指定都市における婦人
関係行政推進状況一覧表

国内ニュース

国際ニュース

1980年11月

労働省婦人少年局

目 次

I 国連婦人の10年1980年世界会議の決定事項について	1
1. 国連婦人の10年1980年後半期行動プログラム（抜粋）	1
2. 採択された決議	24
II 婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約について	35
1. 条約の成立経緯	35
2. 婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（外務省 仮訳）	35
III 国際婦人年及び「国連婦人の10年」における婦人団体等の取り組みに関するアンケート	
調査 — 結果報告 —	44
1. アンケート調査の概要	44
2. 調査結果	45
IV 婦人の公職参加状況調べ	67
1. 国会及び地方議会における婦人の状況	67
2. 各種審議会等における婦人の参加状況	68
3. 公務員の登用状況	75
V 都道府県、指定都市における婦人関係行政推進状況一覧	87
国内ニュース	90
(1) 婦人問題企画推進本部の動き	90
(2) 「昭和55年度婦人関係行政セミナー」の開催	90
(3) 家内労働法施行10周年特別家内労働旬間の実施	90
(4) 昭和55年度婦人労働旬間の実施	91
(5) 売春対策審議会総会の開催	91
(6) 「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」の成立	91
(7) 「国連婦人の10年中間年全国会議」の開催	92
(8) 「国連婦人の10年中間年日本大会」の開催	92
(9) 「昭和55年度全国婦人教育交流集会」の開催	92
判 例	93
○ 大安町保母事件	93
○ 幼女交通事故死事件	93
<トピックス>	94
☑ 公務の新分野における女子の登用	94
☑ 国家公務員試験等での女子の採用	94
☑ 民間の新分野における女子の登用	94

☒ 大阪・柏原市議会に女性議長誕生	95
☒ 高島屋に女子のみで構成される外商部門が発足	95
☒ 昭和55年度大学卒業者の就職状況が好転	95

国際ニュース	95
(1) ILO中期計画	95
(2) 第35回国連総会の開催	96
(3) ベティ・フリーダン女史来日	96
(4) 第11回ニューヨーク・シティー・マラソン女子の部に新記録誕生	96
(5) 第1回国際女性スポーツ会議開催	96
(6) 諸外国における婦人の登用	97
(7) 高野フミ氏国際大学婦人連盟会長に就任	97
(8) 藤田たき氏、宮城まり子氏、アデライデ・リストリ賞を授賞	97

I 国連婦人の10年1980年世界会議の決定事項について

1. 国連婦人の10年後半期行動プログラム(抜粋)

〔1980年7月30日
国連婦人の10年1980年世界会議において採択
内閣総理大臣官房・婦人問題担当室仮訳〕

全 体 の 構 成

	パラグラフ
第1部 背景と枠組(略)	1- 46
序 論	1- 9
A 法的根拠	(1)
B 国連婦人の10年の目標	(2- 5)
C 行動プログラムの本質と範囲	(6- 9)
I 歴史的展望	(10- 42)
A 婦人の不平等の根源：開発に関する問題及び開発への男女参加の平等性に関する問題	(10- 16)
B 国連婦人の10年前半期に達成された進捗状況の検討：今後のための教訓	(17- 42)
II 概念的枠組	(43- 46)
A 第3次国連開発の10年における開発への婦人の参加に関する新たなデータ及び戦略を盛り込む必要性	(43- 45)
B 国連婦人の10年の目標と世界会議のサブテーマ「雇用・健康・教育」との相互関係	(46)
第2部 国内レベルの行動プログラム	47-211
III 社会的経済的開発への婦人の全面的参加のための国内目標及び戦略	47-211
A 社会的経済的開発への婦人の全面的参加を達成するための国内戦略	47-105
1. 国内開発計画及び政策	(51)
2. 国家機構	(52- 58)
3. 立法措置	(59- 68)
4. 政策決定その他の意思決定過程への参加並びに国際協力推進及び平和強化へのための努力への参加	(69- 82)
5. 教育及び情報の普及に関する措置	(83- 91)
6. データ・ベースの改善	(92- 99)
7. 非政府機関の役割	(100-105)
B 世界会議のサブテーマ「雇用・健康・教育」に関連する行	

動の目標及び優先分野	106-108
1. 雇 用	(109-140)
2. 健 康	(141-164)
3. 教育・訓練	(165-194)
C 特に留意すべき優先分野	195-211
1. 食 糧	(195-197)
2. 農村婦人	(198-200)
3. 育 児	(201-203)
4. 婦人移住者	(204-205)
5. 失業中の婦人	(206-207)
6. 一人で家族の責任を負っている婦人	(208-209)
7. 若い婦人	(210-211)
第3部 国際・地域レベルの行動プログラム(略)	212-287
IV 国際的目標及び戦略	(212-218)
V 国際的政策及びプログラム	(219-230)
A 技術協力、訓練、助言の提供	(231-251)
B 国際的基準の作成及び再検討	(252-256)
C 調査、データ収集、分析	(257-263)
D 情報及び経験の普及	(264-272)
E 検討及び評価	(273-284)
VI 地域的政策プログラム	(285-287)

国連婦人の十年後半期行動プログラムについて

〔I〕 1980年7月14日～30日にコペンハーゲンで開催された国連婦人の十年1980年世界会議において、国連婦人の十年後半期プログラムが採択された。

本プログラムは、1980年世界会議第2回準備委員会(1979年)、エスカップ地域会議(1979年)等世界5地域での地域会議、及び第28回国連婦人の地位委員会(1980年)における検討・協議を経て、第3回準備委員会(1980年)において最終的にとりまとめられたプログラム案を、あらかじめ各国が検討し、さらに上記世界会議で検討・修正の結果、採択したものである。本プログラムは、世界行動計画(1975年の国際婦人年世界会議で採択)の前半期5カ年における実施状況と問題点についての検討及び評価に基づいて作成されており、婦人の地位の向上、差別撤廃のための具体的方針・戦略を提唱し、1980年世界会議の副題である雇用・健康・教育を中心に、特に配慮すべき優先的分野を指摘しつつ、国内的、国際的・地域的レベルにおいて各国政府、国連機関及びその他の機関が採るべき行動について勧告を行っている。

〔II〕 本プログラムは、第1部(背景・枠組)、第2部(国内レベルの行動プログラム)、第3部(国際・地域レベルの行動プログラム)に分かれ、総計287項目をもって構成されている。

〔Ⅲ〕 国連婦人の10年1980年世界会議における本プログラムの採択は、米国の要求によりRoll Call Vote で行われ、賛成94（日本を含む）、反対4（米、カナダ、オーストラリア、イスラエル）、棄権22（西側諸国等）で採択された。

（注） 本稿においては、紙面の都合上、特に国内的活動に関連深い 第2部 国内レベルの行動プログラムのみ掲載し、第1部 背景と枠組、第3部 国際・地域レベルの行動プログラムは割愛した。

国連婦人の10年後半期行動プログラム（抜粋）

第2部 国内レベルの行動プログラム

Ⅲ 社会的経済的開発への婦人の全面的参加のための国内目標及び戦略

A 社会的経済的開発への婦人の全面的参加を達成するための国内戦略

47. 婦人の地位向上のためには国レベル、地域レベル、家庭レベルでの行動が必要である。また、社会における男女の役割と責任に対する男女双方の態度を変えることも必要である。家庭の福祉全般に関する男女の共同責任、特に育児に関する男女の共同責任が再確認されなければならない。
48. 政府は、あらゆる分野に現存する男女の不平等をなくすために、社会的経済的開発への婦人の平等な、かつ全面的参加を促進するための立法及びその他の措置に高い優先順位を与えることを、はっきりと公約すべきである。
49. 新国際経済秩序及び第3次国連開発の10年のための新たな国際開発戦略を目指して、各国が払う努力に婦人を統合することを、緊急事項として、下記の方法により国内戦略にとり入れなければならない。
 - (a) 各国間の経済・技術協力の進展を図ることにより、社会経済の開発を促し、同時に、婦人の社会的経済的参加を拡大するような国内プログラムの対象となる新たな分野を、検討し明らかにすること。
 - (b) 国連の諸機関と協力して、国家の自立を促進するような助言を行う。また、技術移転が婦人の社会的経済的状态や健康及び労働条件に好影響を及ぼすか否かを判定するに当たり、婦人の参加を確保すること。
 - (c) 国の中でも最も不利な層に属する婦人に対し、家庭や地域社会の基本的要求から課せられている重い作業負担を軽減するため、下部機構、基本的サービス、適切な技術をもっと利用できるようにする方策及び手段を提供すること。また、婦人に対して、新しい技能を習得する機会及び前述のサービスに関連する建設及び保持並びにその他の諸部門において就労機会を与えるべきである。
 - (d) 不平等な経済成長過程を逆転し、不利を被っている部門において特別な投資・奨励計画を実施し、各部門間の資源移転のメカニズムを管理し、可能な場合には、都市の利益のために農村地域が疲弊するような事態を防ぎ、農村地域の婦人と都市の婦人が利用できる開発及び便益を、双方にとって機会均等のものとするための措置を講ずること。
50. 政府は、適当な場合には、国家の行政、教育システム、雇用、保健サービス等に現存する不平等

を克服する手段として、教育・雇用・健康における機会均等を目指して、特別な過渡的戦略を立案し、補正的メカニズムを設けるべきである。なお不均衡及び差別の是正のための特別な戦略の立案、並びにそのような不均衡及び差別がなくなれば、これらの戦略を漸次廃止することが明確に了解されている。

1. 国内開発計画及び政策

51. 政府が着手すべき事項

- (a) 国連婦人の10年の後半期に関する質・量の伴った目標の設定。適当な場合には、1985年～1995年の計画立案サイクルに関する計画をたて、1985年と1990年には見直しを行うものとする。これらの計画は、特に男女間、農村婦人と都市婦人間、恵まれない層の婦人とその他の婦人間における、あらゆる部門での、特に雇用、健康、教育の分野での達成状況の格差の除去を目標にすべきである。
- (b) 特に健康・雇用・教育の部門及び国内開発の各部門における適切な物的・技術的・人的資源分配に関する国内開発の計画立案並びに政策に婦人を統合するために、系統的かつ持続的に努力を重ねること。
- (c) 全体的及び部門別の開発プログラムの双方における婦人の参加の程度及び受益の程度に関するモニタリング及び評価のための適切な方策を設けること。国内開発プログラムの各主要部門における、社会のあらゆるレベルでの進捗状況を定期的に検討するために、信頼しうるデータを収集し、専門的なサービスを提供すべきである。婦人に対するより公正な利益分配を確保するために、すべての開発プログラムにおける物的資源並びに資金の分配に関して、目標を設定すべきである。
- (d) 特に農村地域の住民及び都市の貧困層を対象とした基礎的な技術・基本的サービス及び奨励措置の開発及び改善。婦人に対して、平等な土地所有権を与え、信用貸付、融資、基本的な衛生設備、安全な水、及びエネルギー資源を平等に利用できるようにし、地域社会の自立を維持及び確立するための技能を与えるべきである。健康の分野において、特に婦人に留意し、付加的なサービスを供与すべきである。
- (e) 社会経済的な状況の成り行きから見て必要な場合には、統合的な農地改革の各過程に着手する。その結果、農村地域における婦人の開発を促進するための措置が実施可能となる。
 - (i) 農村地域・都市部双方における婦人、特に貧困層の婦人の流動化
 - (ii) 学習活動及び生産活動の組織化、並びに必要な開発に伴う種々の便宜（教育、プライマリー・ヘルス・ケア、育児、技能開発、信用貸付及びマーケティング等の便宜）の利用
 - (iii) 搾取からの保護、教育・訓練及び子供に関する必要な援助を通じて社会的職業的流動性をもたせるために、未組織部門を含む婦人労働者を組織化すること。
- (f) 開発の一手段として、草の根レベルの組織を振興・援助するための系統的努力。
- (g) 国内開発のあらゆるレベル及び分野における意思決定過程への婦人の参加を拡大するための奨励措置及び具体的プログラムの設定。
- (h) 可能な場合には、各目標の達成に関する予定を設定すること。
 - (i) 適当な場合には、婦人労働者の状況の検討及び改善のために、政府と労使組織並びに地域住民グループとの間で協議を開始すること。

2. 国家機構

52. 国家機構が存在しない場合には、国家機構（適当な場合には、政府の最高レベルにおけるものが望ましい）を設置すべきである。国家機構により、国家レベルの中央機関が設立されるだけでなく、適当な場合には、更に種々のレベルの委員会、事務所又は役職等の下部組織の統合的なネットワークも設定されることになるが、地方の特定の状況及び行政の関連部門内における末端組織に一層有効に対処し得るという理由により、このネットワークには地方行政レベルのものも含まれる。以上は男女平等の確保のための行動プログラムの有効な実施を期するための方策であるが、その目指すところは下記のとおりである。

- (a) 国内開発プログラムにおける国家機構の能力及び役割の向上
- (b) 政策及びプログラムの作成・立案・遵守、並びにその実施と評価のモニタリングを行うために、現行組織の中で（国家機構を）より中央に位置づけること。
- (c) 開発の各部門において婦人の諸問題を統合的に概念化し、同時に、適当な場合には、統合的な方策の確保を目指して、積極的措置をとるための効果的な方法・政策及びメカニズムを開発すること。
- (d) 政府又は他の機関がとる措置への婦人の全面的な参加の確保。

53. 下記のために国家機構、国内プログラム立案機関並びに全国的婦人団体の間に、制度面における有効な連繫を設けるべきである。

- (a) 意思決定力の増大
- (b) 技術的資源・財源及び人的資源の増大
- (c) 国家的優先順位に従い、開発過程のあらゆる部門への婦人の全面的参加を促進するための新たな方法について助言すること。
- (d) 国内レベルにおける婦人の全面的参加を可能とするため雇用・健康・教育の優先分野における婦人のための国内プログラムを作成すること。また、第3次国連開発の10年のための戦略及び新国際経済秩序のための行動プログラムに沿って、各国間の技術協力及び科学技術の分野における開発（特に水及びエネルギー資源）を実施するための総合的な努力の強化を目標とすべきである。

54. 国内政策に最初から影響を及ぼし得るように、開発に携わる組織・機関には、平等を原則として婦人の代表者を置くべきである。これらは、婦人の地位向上及び開発における婦人の参加の促進を目指している。

55. 国家機構は、意志決定及びプロジェクトの実施の双方において、草の根組織（婦人組織、青少年組織、農村労働者組織、地域社会組織、宗教団体、近隣組織、労働組合等）の参加を高めるようにすべきであり、またこれに関し、適当な各政府機関と草の根組織の間の連繫機関としての役割を務めるべきである。

56. 国家機構は、世界雇用会議、世界農地改革・農村開発会議、開発のための国連科学技術会議、及びプライマリー・ヘルス・ケア国際会議等の主要会議の関連勧告の実施に、国内・地域・国際各レベルにおいて婦人の参加及び受益を確保するための有効なプログラムを実施すべきである。

57. 国家機構は、また、下記の目的で、婦人団体及びその他の団体との間の適切なコミュニケーションの手段を提供すべきである。

- (a) 国際的な又は2国間の資金源から婦人団体が財政的及び技術的援助を得られるように助力すること。
- (b) 開発に対する婦人の貢献の重要性を社会に認識せしめるとともに、機会均等を阻む障害となっている事柄を周知させるため、政府機関及び非政府機関（公式及び非公式の教育機関を含む。）の双方に対し、婦人の社会経済的及び政治的参加に関しての信頼し得るデータを提供すること。
58. 国家機構がその目的を果すよう期するため、婦人に関する研究プログラムについて諸外国ですでに得られた経験を参考にし、婦人の現状についての研究及び学際的調査の実施が望ましい。

3. 立法措置

59. 国籍、相続、財産の所有及び管理に関する権利、既婚女性の移転の自由、子供の後見等について、婦人を差別するような、又は、婦人の経済的取引への有効な参加、並びに同取引の立案・実施及び評価を禁止するような、すべての法律及び規則を廃止するため、社会、経済、政治の分野並びに刑法及び民法に残存しているすべての差別的な法的規定を検討すべきである。
60. 政府は、婦人に対し、婦人の有する法的権利を認識させるプログラムを開発し、このような権利の行使の仕方を指摘すべきである。政府は、適当な場合には、婦人の法的権利及び立法措置に関する優先順位の設定を評価するとともに、まだ制定されていない立法措置の識別・明確化・分類のための委員会を設置すべきである。
61. 国民の多くが慣習法により支配されている諸国では、政府は、慣習法の下で婦人が受けている保護又は圧迫及び差別の程度について、適当な時期に、法制によりそのような慣行に対処し、又はこれを排除するために、調査を行うべきである。
62. 政府は、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の規定を、実施すべきである。
63. 社会的法律、特に親に影響を及ぼす法律を効果的に実施するための措置を講ずべきであり、このような措置がすでに存在している場合には、それを強化すべきである。
64. 親としての及び母性の社会的機能の保護は、法律によって保証されなければならない。公共及び民間部門の双方において、母性休暇とは、妊婦の出産前の健康保護及び母親の出産後の健康回復に必要な期間であると解釈されるべきである。子供の養育は、両親ならびに地域社会全体の共同責任であることを認識し、父親、母親のいずれもが利用できる親の休暇を設けるために努力しなければならない。
65. 婦人に対する家庭内及び性的暴力を防止するために、法令を制定・施行すべきである。すべての刑事訴訟において被害者の公正な取扱いを期するため、立法措置を含むあらゆる適切な措置を講じるべきである。
66. 可能な場合には、法の不平等な適用を防止するため、種々の職業団体（特に法律・司法の専門職）の間で、法律が社会的経済的に意味する内容についての教育プログラム・情報プログラムを開始すべきである。
67. 婦人、特に不利な層に属している婦人を法律を通じて効果的に保護するため、カウンセリングと法的援助に関するプログラムを作成し、実施すべきである。婦人、特に最も貧しい層の婦人に対して自分達の権利と義務並びにその制度面での保障を認識させるために、法律に関する広範な広報プログラムを実施すべきである。

68. 婦人の権利を扱っている国連及び国連専門機関のすべての国際文書、特に「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」について、批准又は加入のために必要な手続きをとらなければならない。貧困者に影響を及ぼす文書、例えば、地方における婦人農業従事者の権利に関する文書等は、特に重要である。

4. 政策決定その他の意思決定過程への参加並びに国際協力推進及び平和強化のための努力への参加
政策及びその他の意思決定過程への参加

69. 国連婦人の10年の末までに男性と平等な条件で選挙権、選挙または任命により公職につき、公的職務を果たす権利を婦人に保証するような法律が設けられていない所には、必ずこれを制定するため、あらゆる努力を払うものとする。特に政党に対しては、男性と平等に選出される可能性のある地位に婦人候補者を推薦するよう、奨励すべきである。

70. 政府及び関連機関は、市民権並びに政治的権利に関する知識をかん養し、婦人の参加を伴うプログラムを実施している政治団体を振興・奨励すると共に、行政官の広範な訓練プログラムを実施しなくてはならない。

71. 政府並びに政党は、女性の平等な公職参加を期するために、適当な場合には、あらゆるレベルの公職に選出・任命される婦人の数を一定の率までに増加するための目標、戦略、予定を設定し、このための特別な活動を実施すべきである。

72. 政府の種々の部署及び国家、州、地方の各レベルの種々の部門に婦人の公平な参加を期するため、政府の特別な指示が出されるべきである。婦人の平等な参加を達成するまで、役職のより広範な周知及び昇進への流動性等の増大によって、特に意思決定や政策決定に携わる職への婦人の採用、任命及び昇進を推進するための特別活動を実施すべきである。婦人公務員の数とその職務のレベルについて定期的に報告書を作成すべきである。

73. 政治的・経済的、法律上の問題及び軍縮等の問題を扱う国際団体、国際会議、国際委員会への代表団にはすべてのレベル（特に上層部）に婦人が公平に参加できるようにすべきである。政府は、国連事務局、国連下部機関及び関連機関における技術的・専門的部門のあらゆるレベルへの婦人の雇用を増大するように奨励・助力すべきである。

74. 公職に就くために特殊な資格が必要とされる場合には、そのような資格を男女両性に対して平等に適用すべきであり、そのような資格は特定の職務を果たすうえで必要な専門的技術・知識に限ったものとするべきである。

75. 特に公的な審議会・評議会・非公式な委員会などの組織において、行政官庁の役職に就く候補者選出際の婦人に対する事実上の差別、又は公的な意思決定からの除外をもたらすような公式又は非公式の慣習を除去するために、特別に配慮すべきである。

国際協力推進・平和強化のための努力への婦人の参加

76. 全世界の婦人は、国際協力を拡大し諸国間の友好関係を発展させることを目指した国際平和と国際安全保障の強化、国際関係の緊張緩和並びに軍縮の達成、国際関係における新国際経済秩序の確立、基本的自由及び人権の保証のための闘争、並びに植民地主義・新植民地主義・人種差別・アパルトヘイト・外国の支配・制圧・占領に対する闘争に、最も広範に参加するべきである。あらゆるレベルにおいて訓練及び教育の機会の供与に、高い優先順位を置くべきである。このような訓練及

び教育の機会には、総合大学や単科大学の講座、国際問題に関する講義、パネル・ディスカッション、会議、セミナー及びその他の教育活動が含まれる。

77. 植民地主義、新植民地主義、民族的優越感、人種差別及びアパルトヘイトに対して闘い、また国家の独立と解放のために闘う婦人達の団結運動を強化しなければならない。このような婦人達は、国連システムの話機関及びその他の組織からの支援を含む可能な限りの援助を受けるべきである。
78. 国際平和及び安全保障強化のために、政府間機関及び非政府機関が払う努力をあらゆる方法で強化しなければならない。このような団体の活動への婦人の積極的参加を支援しなければならない。国際協力と平和の強化を期するため、各国の国家組織間の交流を促進すべきである。
79. 政府間機関及び非政府機関は軍縮が社会経済開発全般、また特に婦人の地位向上に及ぼす結果について、より一層包括的に検討しなければならない。そのような研究の結果を可能なかぎり多くの男女が利用しうるように、また実質的な効果が生じるようにしなければならない。
80. 国際的不平等除去の重要性にかんがみ、政府間機関及び非政府機関は、多国籍企業の活動が婦人の地位に及ぼす影響を引き続き調査し、そのような調査の結果を実施プログラムの中で引き続き活用すべきである。
81. 多国籍企業が投資によってアパルトヘイト・システムを保持している南部アフリカの場合にみられるような、多国籍企業の活動が婦人の地位に及ぼす不利な影響を、政府が認識し、防止しうるようにするため、そのような調査の結果を政府に対して知らしめるべきである。
82. 世界中のすべての婦人は、パレスチナ婦人並びに自らの基本的権利のために闘っている人々との団結と、彼等への支援を宣言し、これらの人々を支持すべきである。国連システムは、パレスチナ婦人に対し物心両面の支援を与えるべきである。このために特別な計画及び事業を実施すべきである。

5. 教育及び情報の普及に関する措置

83. 国内・地域・国際各レベルにおける婦人団体をはじめとする独立組織は、ニュース媒体・広告等のマスメディアによる婦人の地位及び婦人問題の扱い方を検討すべきである。婦人を性差別的にあるいは地位の低い者として扱っている場合には、関連する媒体に対し、その是正を求めるため、証拠を提示すべきである。
84. マスメディア組織内の政策決定及び意思決定のあらゆるレベルにおける、婦人の十分かつ極めて積極的な参加を奨励するために、あらゆる努力をなすべきである。上層部の意思決定に婦人の平等な参加を確保するため、政府は調整機関や放送網に対して任命を行う機会を、活用すべきである。
85. 婦人が生得の権利を有する人間として描かれ、また、婦人や婦人問題に関する描写が婦人の権利・ニーズ及び利益を反映したものとなるように、あらゆるレベルのメディアの職員の認識を深めるための訓練計画等、特別の努力がなされるべきである。
86. 婦人の全面的社会参加を阻んでいる偏見及び伝統的な行動様式を排除するため、メディアを用いた教育プログラム及び運動を開始すべきである。このような運動において、男女両性に対し、その権利及び権利の行使の仕方についても知らせるべきである。婦人団体及びその他の非政府機関、政党及び労働組合は、意思決定機関への婦人の参加能力を高めるために、婦人の政治的教育過程において積極的な役割を果たすべきである。婦人移住者に影響を及ぼし得るうえで、メディアが果たし

得る役割について特に留意すべきである。また、婦人ができるだけ広く公に自らのニーズ、考え、抱負を提示しうるよう、種々の形態のメディアの活用に関する訓練を、婦人が受けることができるようにすべきである。

87. 政府は、国際協力並びに平和の強化を目指す努力への婦人の参加拡大を支持することを、また重要な国際問題に関する政府の活動と立場について婦人の認識を深め、国際平和及び安全保障の強化に当たって、かつ植民地主義、民族的優越感、人種差別、外国の侵略、占領、あらゆる形態の外国の支配に反対するに当たって婦人が役割を果たせるようにさせるための番組を放送することを、マス・メディアに奨励すべきである。

88. 農村地域社会及び若者に関する開発計画並びに政治的活動への婦女子の参加拡大を奨励するため、特別の運動を実施すべきである。

89. マス・メディアは、国連婦人の10年後半期に関する行動プログラム及び婦人に関するその他の国際的・地域的・国内的プログラムを推進し、一般の人々にそのようなプログラムを周知せしめることにより、その実施により多く参加するようにすべきである。

90. 婦人の地位向上に対する障害の一つは、社会の態度及び社会における婦人の再評価にあることに留意すれば、マス・メディアは、社会変革を促進する一つ的手段として、大きな可能性を呈していることになる。マス・メディアは、偏見や伝統的な役割分担意識を取り除き、社会における婦人の新たな役割の容認を促進し、更に開発過程における平等なパートナーとして婦人の役割を高めるために役立ちうるのである。

91. 婦人は受身で劣っており社会的には全く重要ではないとされている一方で、婦人の社会全般に対する役割と貢献は確実に増大しつつあるという矛盾がみられるが、マス・メディアは、あらゆる活動分野において、このような矛盾を克服するための、社会における基本的手段の一つとなるべきである。また、マス・メディアは、子供の訓練・教育、及び家事に関して両親が平等に義務と責任を負っていることを認識すべきである。政府は伝達者として、自国に対する又は自国に関する伝達事項を用意する際、それが婦人に関する諸問題の現状に対する政府の立場を反映したものになるよう期すべきである。

6. データ・ベースの改善

92. すべての情報収集機関は、適当な場合には収集した情報の性別、年齢別内訳を提示すべきである。

93. 調査の概念及び分析法の一部、特に経済過程に関するもの（評価、労働、職業、雇用、社会的生産性、世帯、家族等）について、家庭の内外における婦人の経済的社会的役割の分析・概念化のための方法の改善を目指して、再検討するべきである。

94. 社会調査で無視されてきた婦人グループ、すなわち農業活動及び関連諸活動に従事する農村労働者、社会の恵まれない層の勤労婦人に関する調査に対し、優先的扱いをすべきである。このような婦人達は、一般に考えられている扶養家族とはかけ離れた状態にあり、家族の生計を確実に維持するために常に多様な役割を果たさなくてはならない。開発プログラムのより良い評価のためには、確実にデータを入手及び利用しうる必要がある。

95. 婦人が実際にどの程度開発に参加しているかを判定するために、開発過程における婦人の実際上の参加を測る手段として、全国的及び地域的指標を開発・改良すべきである。両性間の平等の進捗

状況について、モニタリングできるような一連の統計指標を設定すべきである。このような指標を設定する際、政府は、自国の統計の発達状況、並びに政策面での優先順位を考慮に入れる必要がある。無給労働が国民総生産に反映されるようにするため、無給労働にも貨幣価値を付するようなシステムを考案すべきである。

96. 雇用機会を判定するため、全般的な経済成長水準及びその成長の部門別構成を確立すべきである。雇用機会、保健サービス、及び教育の必要を明らかにするため、人口構成（年齢別構成、農村部門と他部門の人口の関連）に関するデータを収集しなくてはならない。
97. 現行統計業務及び慣行を性別に基づく伝統的役割分担の固定化の影響を決して受けないようにするため、それらの業務及び慣行を検討すべきである。
98. 婦人の立場、開発への婦人の参加、及び両性間の平等に関するデータの質及び妥当性を高めるため、適当な場合には、国の統計当局に常任諮問委員会を設置すべきである。統計利用者と統計作成者の相互の関心事となっている個別的な問題を提議するためにより大きな会議を開き、適宜このような委員会の作業を補うこともできる。
99. 婦人の役割と地位、開発過程への婦人の参加、及び両性の平等などの事項を説明するために必要な統計の有効性及び妥当性を高めるために、新たな、又は改訂された概念や分類についての調査及びテストを、考案又は拡大すべきである。このような調査及びテストは、国の統計機関、大学その他の研究グループのいずれが行うにしても、そのような統計の利用者と作成者の双方を関与させ、またデータ収集並びに分析及び提示の方法及び手順の双方を包含する必要がある。

7. 非政府機関の役割

100. 国連婦人の10年後半期プログラムの実施に当たり、政府及び非政府機関、婦人団体及び青年団体、使用者及び労働組合、ボランティア団体、宗教団体を含む地域団体、マスコミ媒体、政党等の間で相互協力が行われるべきである。
101. 政府は、非政府機関の活動を考慮に入れ、適当な場合には、婦人の福祉と地位に関連するあらゆる組織、協会その他の団体の努力を支援すべきである。
102. 政府は、婦人団体（特に草の根レベル）が下記のような活動を含む機能を果たしうるように、婦人の団体の役割の重要性を認識し、このような団体を奨励、援助し、資金的その他の援助を与えるべきである。
 - (a) 婦人、特に農村及び都市の貧困層の婦人の動員
 - (b) あらゆる開発サービス及び便宜（教育、保健、保育、信用貸付及びマーケティング面での能力・便宜の拡大、社会的・政治的及び経済的権利に関する情報等）を供与すること。
 - (c) 農村・都市両地域における労働組合のない職についている婦人労働者を搾取から守り、かつ必要な補助的保育サービスを供与するための手段として、これら労働者のための組織を設置すること。
103. 国連婦人の10年世界会議のフォローアップとして、政府は下記のことを行うべきである。
 - (a) 世界会議及びNGOフォーラムの結果の公表及び普及を可能にすること。
 - (b) 国連婦人の10年後半期行動プログラムの実現に非政府団体の参画を可能にすること。
 - (c) 婦人の状況の改善のための国際・地域・国内各計画の実施に際し、非政府団体の役割及び能力

について検討すること。

(d) 非政府団体からのインプット及び特定の勧告を将来のためのプログラムとして検討し、実施のための戦略を策定すること。

(e) 非政府団体が行動プログラムの実施に貢献できるようにするため、資金を与えること。

104. 非政府機関は、下記の方法で政府の勢力を支援すべきである。

(a) 各婦人団体が抱える諸問題を調査すること。

(b) 学習、生産、その他の開発活動を推進するための草の根レベルの婦人団体、特に貧しい、教育のない婦人達の団体を援助及び振興すること。

(c) これらの団体と教育機関及びその他の開発機関との間の連絡サービスを行うこと。

(d) 男女間の行動様式の変革を促進すること。

(e) 婦人団体間の団結を促進すること。

(f) マス・メディア及び政治団体に対して影響を及ぼし、情報を提供すること。

(g) 新たな分析方法を開発すること。

(h) 特に農村婦人のためのプログラム及び活動に着手すること。

(i) 家族計画（性教育を含む）が一般に受け入れられるよう推進すること。

(j) これらの団体の構成員に対して、婦人の状況改善のための政府の政策及び開発プログラム、並びに国際的な基準及びプログラムを知らしめること。

草の根組織

105. 地域行動プログラムに従い、かつ、世界行動計画の実施のために、適当な場合には、政府及びその他のレベルの機関は、総合的开发努力に不可欠のものとして、婦人の草の根組織の設置を推進すべきであり、また、このような努力の成功を期するために、適当な資金及び人材を供与すべきである。このような婦人の草の根組織は、婦人の自立を推進するための場として役立ち、ひいては、婦人が資源及び能力を実際に利用できるようにし、結局地域社会及び彼等の社会においてより大きな社会的・経済的・政治的役割をになうことを可能にするであろう。

B 世界会議のサブテーマ「雇用・健康・教育」に関連する行動の目標及び優先分野

はじめに

106. 各国における婦人の雇用・健康・教育の状況改善のための行動の目標及び優先分野は、国民全体に関する国の計画立案及び開発の総合的な状況の中で推進されなければならない。これらの分野における婦人の状況の改善は、国の開発にも役立つのである。さらに、これらの部門のいずれでも改善すれば、他の部門の状況にも影響が及ぶのである。これらのプログラムの効果を最大にするためには、プログラムの関連性を認識することが必須である。物的な経済開発の結果、社会的・文化的な価値をそこなつてはならない。それゆえ、統合的及び革新的なプログラムと、新たな方法論を探究すべきである。

107. 新たな機会・政策及びプログラムを十分に活用するため、政府その他の有力機関の援助の下に、訓練及び情報プログラム並びに婦人の組織化によって、婦人自身の能力の育成のための措置をこれらのプログラムの中に必ず盛り込むべきである。

108. 婦人のみに影響を及ぼすような諸問題を克服し、かつ婦人を差別するような保護措置を防止す

るため、男女両性の全労働者に関する総合的雇用政策及び措置の一部として、婦人労働者に有利な労働政策や措置を必ず講ずるようにする。都市周辺生活者、低所得部門、及び現住民等の恵まれなない人口グループのための雇用政策において、婦人労働者の特殊な状況に配慮する。

1. 雇 用

目 標

109. 男女両性が、家庭に関する責任及び子供の世話と雇用労働を調和させる可能性をもつことが必要であることに留意しつつ、雇用面において婦人に対し全面的かつ平等な機会と待遇を促進する。農村及び都市の両地域において、男女双方が同一価値の労働に対して同一の報酬を得、平等の教育・訓練の機会を得ることを確実にする。そうすれば、開発への婦人の統合、農・工業におけるより急速で均衡のとれた成長、及び婦人にとってよりよい総合的な労働条件の確保を目指して、婦人は、より高度な技能を伴う雇用を確保し、農・工業及びその他の非伝統部門におけるより急速で均衡のとれた成長を目指した自国の開発に、統合されることになろう。
110. 国家の自立、開発途上国間の経済技術協力の増大、自国の利益のために労働力の十分な活用を目指したより公正な国際経済秩序をもたらすための、並びに自国の社会的・経済的開発を促進するための、国家的努力の一環として、婦人の雇用機会を増大・促進する。
111. 大半の婦人が働いている下層及び中間レベルの部門における婦人の労働条件及び職業面での流動性を高める。
112. 適正労働条件に基づいた地方の婦人（農業及び非農業部門の双方）の有給雇用に関する平等な権利及び機会を確保し、地方婦人労働者の能力と生産性を高め、食糧を増産するとともに、移住の削減が必要で、そのための明確な規定が人口政策に盛り込まれているような国においては、これを実施し、農村開発及び自立のためのプログラムを推進し、かつまた労働社会保障法を農業婦人労働者にも適用するようにする。
113. 第3次国連開発の10年の工業化目標を達成するために、母性の保護、保育施設、技術訓練及び健康管理を奨励することにより、農村及び都市の双方において、婦人の職業上の流動性の増大を目指して、すべての経済部門における婦人の雇用機会（既存の雇用機会を含む。）を増大し、より高度の技能と責任を要する職（特に管理レベル）に婦人が就くことを可能にするための効果的な政策を推進する。
114. 男性が家事や育児の責任をより多く分かち合うよう奨励し、婦人の有給雇用を容易にする。
115. 婦人の労働条件に関する法律の実施のための措置を講じる。
116. 婦人が有償の経済活動に参加する必要性、及び自国の経済的・社会的開発上の優先分野における婦人の雇用状況改善の必要性を特に考慮に入れた国及び地域の訓練・雇用プログラム及び事業を策定・実施する。
117. ある労働市場の部門に婦人を参加させても、その部門の労働条件、報酬及び格を引き下げることにはならないと保証するための措置を採用する。
118. 労働時間の短縮を伴いつつ、婦人の労働生産性を高めるとともに、婦人労働者がそのような改善の受益者であることを保証するため、技術の振興を行う。
119. 婦人の昇進及び昇格を阻む困難及び障害を克服するために、職務評定の基準（慣行及び明文化

されたもの)を検討する。

120. あらゆる部門において、婦人の労働から得られた経済的収益は、必ず直接婦人の手に入るようにする。

優先行動分野

121. 法律及びその他の救済措置に基づく婦人の権利を、婦人に知らしめるようなプログラムを設けるために、特別の措置をとるべきである。結社の自由及び団結権の保護の重要性に対し、特に婦人雇用者の立場に関して、力点を置くべきである。平等な雇用機会の利用・同一労働同一賃金・労働条件・雇用の安定・母性保護など、婦人の権利に関する国際労働機関（ILO）の条約及び勧告の批准、及び国内法における施行のために、特別な措置をとるべきである。
122. 婦人、特に農村及び社会的・経済的に不利な層の婦人に、雇用機会及び教育・訓練・技能修得の機会を知らしめるための広報プログラムを策定すべきである。
123. 国内計画立案の種々の部門における開発機関が、政策として、必ず婦人スタッフを増加し、さらにその政策の一環として、婦人の雇用・訓練プログラムに資金を割当てるとともに、援助サービスその他の必要な便宜を提供するような措置をとるべきである。
124. 婦人の就職、又は職を維持するのを危くしたり、婦人の職務遂行を妨げ、生計を脅やかすような性差別的慣行から婦人を守ることを保証するような立法措置やその他の措置を採用し、実施すべきである。
125. 男女に同一の勤労権や失業給付を保証し、妊娠や母性休暇に基づく解雇や、婚姻上の地位に基づく解雇による差別を、なかんずく制裁の賦課により禁じるため、立法措置やその他の措置を採用し、実施すべきである。家庭的な理由で労働市場を去った婦人の労働市場復帰を促進し、母性休暇後の職場への復帰の権利を婦人に保証するための立法、その他の措置を採用、実施すべきである。
126. 生殖機能の保護を含む労働条件における健康保護及び安全の権利を、男女両性の平等に基づいて確保するための措置を講ずべきである。婦人に有害であると証明された仕事に就いている妊娠中の婦人に対して、特別の保護が与えられなければならない。
127. 移住労働者の受入れ国側の国民として平等な待遇及び職業訓練を受けられるための及び移住の過程において、移住労働者の家族の1員として同労働者に同行する婦人の地位の向上のための措置をとるべきである。
128. あらゆる分野において男女が行う無償の家事及び農作業が、認識されて、公式の統計資料収集の中に反映されるような方法を研究すべきである。
129. 地域社会の存続のために不可欠な作業を果たすに当たり、伝統的に婦人に課せられてきた労働負担を軽減し、生産性の向上が婦人労働者及びその家庭に利益をもたらすものとの理解に基づいて、婦人の有給雇用及び生産性の水準を高めるために、農村地域及び都市のスラムにおける家庭及び貧困地域社会に対し、適当な住居、安全な水、エネルギー及び保育センター等の緊急に必要な基本的サービスを開発し、供与すべきである。
130. 婦人の雇用機会を拡大して、物資の生産と役務により収入を得られるようにするため、適当な場合には、弾力的な公式又は非公式な訓練プログラムを、非伝統的な分野において、婦人のために策定・実施すべきである。
131. 特殊な専門訓練プログラムを婦人が利用できる機会を増大し、そのような資格を得た婦人に対

しては、各自の技能に適した職を得ることができるよう助力すべきである。性別、人種、婚姻状態、母親であることなどにより、伝統的部門及び非伝統的部門の双方において、搾取が行われるのを防ぐため、立法措置を講じ、適当な法的援助を与えるべきである。さらに、現在広く開発されている高度な技術に関する新しいタイプの訓練に、男性と同等に婦人も参加するための措置を講ずべきである。

132. 常勤労働者の賃金及び社会保障給付に見合った水準の報酬及び社会保障給付、同じ水準の労働条件及び保護基準を、パートタイム労働者にも与えるための措置を講ずべきである。
133. 必要な場合には、第3次部門（都市、農村での小規模な商業、家事サービス等の非公式な小部門も含む。）に関する政策において、特に下記の(a)～(c)の方法で、大いに必要とされる変革を開始・推進するための措置を講ずべきである。〔(a)特に家事労働者に対する労働法の適用範囲を広げる、(b)関係する婦人が管理する信用協同組合及び販売組合等の労働組合その他の適当な組織を作る権利を保証する、(c)婦人の労働条件を改善し、婦人の職業上及び教育上の流動性並びに生産性及び経済的収益を高めるため、管理的・専門的訓練、資金源、信用供与、その他の便益を一層利用できるようにする。〕
134. 婦人に通常より深刻な影響を及ぼす労働力の分裂を防ぐため、技術移転が行われる場合には、その対象となる国において入手できる生産要素を考慮するよう保証するための措置を講ずべきである。特に開発途上国の特徴を考慮し、当該国が有する適当な技術に関する研究を振興すること。最大限の利益を収め、かつ婦人の雇用・訓練・健康・栄養並びに開発全体に及ぼす不利な影響を及ぼすのを防ぐため、工業化及び技術移転に関し、新たなプログラムと適切な政策を策定すること。移転される技術は、利用上安全であることを保証するような基準を設け、特定の技術がもたらす危険について、受入国に警告すべきである。
135. 多国籍企業による婦人の雇用機会の増大を確保する一方、不利な影響を防ぐため、このような企業の政策、行動プログラム、業務の拡張に関する研究を行うべきである。
136. 婦人労働者は、二重の労働負担により必要な自由時間を十分に持ち得ないので、婦人労働者が娯楽や文化に接触する機会を増大すべきである。従って、家事や家族の世話は男性も共に行なうこと、及び婦人の有給雇用を容易にするために夫婦が共に家事を行う責任があることを特に強調することが不可欠である。
137. 不況時において婦人が男性よりも職につきにくいという事態を防ぐため、措置を講ずべきである。失業に関する社会立法に基づいて講じられる措置は、直接・間接を問わず、男女間の不平等をもたらすものであってはならない。失業中の婦人に対しては、むしろ成長部門において再訓練の便宜をはかる必要がある。
138. 男女双方が職業活動と家庭生活とを調和させることを可能にするため、保育施設及び青年男女のための娯楽施設を設け、労働時間を短縮し、弾力的な労働時間を導入すべきである。
139. 国内及び国際労働者組織、並びに諮問機関の意思決定レベルにある婦人の数は、少なくとも、職業についている婦人の数に匹敵する比率となるまで、増大すべきである。
140. あらゆるレベルの管理職及び意思決定の役職に婦人もつけるような機会を促進し、非伝統的な技能職に婦女子がつけるような機会を促進するための有効なプログラムの策定を目指して、平等雇用機会プログラムを開発すべきである。

2 健康

目標

141. 下記により社会の全構成員の心身両面の健康を増進すること。
- (a) 総合的な社会的・経済的開発の必要事項として婦女子の健康状態を向上させること。
 - (b) 人口統計に関する政策を策定すること。
 - (c) ライフサイクルを通じて婦人の健康管理を向上させること。
 - (d) 健康増進の受益者としてのみならず、地域及び国レベルにおける健康に関する政策の策定及び実施においても男女両性の参加を増大すること。
 - (e) 病気の原因の研究、臨床、疫学上の調査プログラムの策定、国内問題を取扱うサービスの組織化を行うこと。
 - (f) 婦人・子供に対するあらゆる形態の暴行の排除、家庭内暴力・強姦・性的搾取・その他の形態の虐待から生じる心身両面の虐待からあらゆる年齢の婦人を保護することを目指した政策及びプログラムを策定すること。
 - (g) 必要な質・量を伴った保健計画のための人的資源の訓練を行うこと。
 - (h) 婦人のための総合的保健プログラムに、精神面の健康に関する計画及び酒・麻薬に関するプログラムを盛り込むこと。

優先行動分野

142. 健康の最優先分野として、また、世界行動計画の健康に関する目標・目的達成のための基本的手段として、地域社会の参加を得たプライマリー・ヘルス・ケアを推進すること。
143. 農村地域及び都市の貧困地区の婦人の特殊なニーズに特に留意しつつ、プライマリー・ヘルス・ケアの範囲内の婦人の健康及びニーズを満たすことに高い優先順位を置き、また、婦人の健康上のニーズが必ず適切に満たされることを期するため、保健プログラムのモニタリングを行うこと。
144. あらゆるレベルの保健プログラムの計画立案及び実施に婦人を参加せしめ、特に意思決定レベルへの婦人の参加を増大させるような公的政策を策定すること。
145. 婦人の健康管理の便宜をはかるため、包括的な家庭保健、栄養、及び保健教育網の確立により、母性健康管理（妊娠・出産・産後の管理を含む。）、栄養（栄養上の原因による貧血症の治療対策を含む。）、家族計画、伝染病（性的伝染病及び非伝染性疾病を含む。）及び寄生虫病の防止と治療を、すべての婦人が必ず受けられるようにすること。
146. 児童福祉・家族計画に関するプログラムを開発、実施、強化するとともに、母子の健康・安全・福祉を促進し、婦人による出産数及び出産間隔の自由決定権及び責任の行使を可能にするため、男女双方が家族計画の責任を負うことができることを目指して、安全かつ認容しうる避妊方法を男女双方のために学校のカリキュラムに含めるため、家族計画についての情報を作成、実施、強化する。
- 高い出産数・頻繁な妊娠・生殖可能な極限年齢での妊娠・秘密裡に行われる頻繁・危険な中絶等の非常に危険な要素が広がっている場合には、母子の死亡率を引き下げる手段の一つとして、家族計画を推進すべきである。
147. 婦人の心身両面の福祉の促進を目指して、婦人の立場の分析・評価を促進するための研究を今後数年にわたってさらに実施する用意をすること。

148. 特に婦人の地域保健従事者、伝統的な医療従事者、助産婦、村の年長の婦人の訓練と活用を拡充するためのプログラムを開発すること。また、家庭内及び地域社会におけるプライマリー・ヘルス・ケア、特に自己健康管理・養生に、婦人が貢献することを支援する。
149. 妊娠及び出産のみならず、婦人の保健面でのニーズ全般に対し、医師及びその他の保健専門家の注意を喚起すること。予防医学及び他の学問の専門家並びに婦人自体と共に、（健康管理）責任を負い意思決定を行なうことの必要性に重点を置く。
150. 地方や国のニーズに従って、医療及び保健関連の研究分野での訓練に婦人の参加を拡大するために、公的な奨励政策を確立する。
151. 婦人の疾病率及び死亡率、保健サービスの利用の傾向に関するより良いデータを入手するため、単純な経済・社会・文化指標を開発する。
152. 婦人、特に妊娠及び授乳中の婦人及び農村地域・都市貧困地区の社会経済的低階層に属する婦女子のニーズに基づいた、食糧及び栄養に関する政策の策定及び実施に高い優先順位を置くものとする。食糧、特に原地産の食糧の質・利用可能性・準備・保存・合理的利用及び分配を改善するため、職業学校及び地域諸機関を通じた教育プログラムを確立する。
153. 食糧の汚染・腐敗・混入物、有害な添加物及び保存料、誤った表示、低い栄養価しかない食品及び母乳の代替物に関する偽装包装及び無責任な販売促進から、婦人及びその家族の健康と安全を保護する。適当な場合には、総合的な法律の制定及び施行に対し、また、安全・健康・製品情報・品質に関する適切な基準（市場で販売されている食品及びその他の製品に関する準備、保存、包装及び標示を含む。）の設定に高い優先順位を置く。男女両性に対して、このような製品の正しい衛生的な利用法について指導すべきである。このような保護の権利に関する情報は、学校、メディア、村、地域の組織を通じて広く普及されうるべきである。
154. 良好な健康のための基本的要素として、衛生、清潔、安全な水の供給及び住居の改善のために、全国及び地方レベルにおける明確なプログラムを作成する。
155. 家庭、職場の双方において安全な労働環境を確保するための政策を立案し、婦人の作業負担を軽減するための適当な技術を供与すること。また労働衛生及び安全性（特に婦人の健康に影響が及ぶような活動分野に関するもの）について特定の研究を行う。
156. 生殖機能に影響を及ぼす可能性のあるような職業上の健康障害を除去し、環境汚染を減じ、有毒化学薬品及び放射性廃棄物の処理を管理するための法律を導入する。
157. 好ましい伝統的習慣（特に授乳）を奨励し、婦人の健康に害を及ぼすような伝統的習慣と闘うための特別の努力を含む広範な保健教育計画を促進する。
158. 母親と幼児の死亡防止のための特定のプログラムを策定し、農村及び都市の貧困地区及び最も弱い立場の人々を優先する。
159. 男女両性が最適かつ健康的な方法で親としての役割を果たすことを可能にするため、母性休暇・親の休暇・子供の世話・授乳の休憩時間等の社会的援助措置の策定、実施を奨励する。
160. 老婦人、一人暮らしの婦人及び障害を有する婦人に対して、特に留意すること。
161. 思春期は生物学的・心理学的に婦人にとって重要な時期であり、社会環境との関連に変化が生じる時期であるから、思春期の女性に対して医学的に十分留意するための計画を確立する。
162. 婦人の肉体及び健康を害する損傷行為を防ぐ。

163. 家庭内暴力の除去のために、その程度と原因に関する調査を促進すること。マスメディア、文学及び広告において婦人に対する暴力及び性的搾取の讃美を排除するための措置を講じること。暴力及び性的暴行の被害者のための治療、収容及びカウンセリングのためのセンターを設置して、暴力の被害者たる婦女子に対して、有効な援助を行う。
164. アルコール、タバコ、麻薬の濫用、ある種の薬剤の多用等の悪習から婦人を守るための、主としてこのような物質が婦人及びその子供に与える害を婦人に知らせることによる、行動計画を策定する。

3. 教育・訓練

目 標

165. 社会のあらゆる部門の婦女子のために、あらゆる種類のすべてのレベルにおいて、教育・訓練の機会を平等に得られるようにし、このようにして婦女子が自らの個性を完全に発展せしめ、男性と平等の立場で、国家計画立案の社会的・経済的目的の推進に参加することを可能にし、自立及び家族の福祉を達成し、生活の質を向上させることを可能にすること。
166. 男女の伝統的な役割分担の固定化を廃し、家庭・労働市場・社会生活及び公的生活への婦人の参加について、新たなより積極的イメージの創出を奨励し、態度の変化に貢献すること。
167. 教育課程及び教育方法において、主として男女間における暴力否定の教育という特別の視点を考慮すること。
168. 教育課程及び教育方法において暴力、特に男女間の暴力を禁じる教育に対し特別な力点を置く。
169. 創造的な発展を促進し、自由権を推進するとともに、文盲の根絶のために伝達能力を開発し、同時に職務上の技能や雇用及び保健関連事項並びに政治的・経済的・社会的権利に関する基本的な情報を高めるような革新的プログラム及び方法を、婦女子に提供すること。
170. 可能な場合には、教育、訓練、雇用の間の関連を婦女子にとって一層良好なものとするため、学校生活・徒弟生活・労働生活の間の移行のための措置を講ずること。
171. 各国個々の経済的社会的開発のニーズに見合い、かつ婦人の有給雇用の機会を開発増大し、非伝統的活動に参加する機会を婦人に与えるための最終学年のコースをもつ教育計画を策定・実施する。
172. 教育・訓練を通じて、科学・技術の分野における婦人の参加を促進するような機会や便宜を拡大すること。
173. 女子がより長く在学することを奨励するための策を案出し、専門職、経営、経済学、科学等の、意思決定課程において影響力をもつ地位につくことを可能にするような学習分野を女子が選ぶよう期すること。

優先行動分野

174. 教育、特に識字教育は、国内開発の鍵であり、婦人の地位向上のための重要な必要条件であるから、全国民の識字・教育拡充のための総合的な国家的努力において男子・女子の識字及び教育達成度の格差の排除に関する目標を設定するために努力すべきである。
175. 中途退学した婦女子の正規の教育システムへの復学を奨励するための教育の認定及び等価値の全国計画を促進すること。

176. 若者及び子供、特に就学年齢に達しないものに対する、婦人の社会への貢献強化及び社会的文化的規範により男女に割当てられた伝統的役割の改革を目指した教育計画を進める。
177. 財源的な裏付けがあり、適切な人材及び設備を有するコースや機関を含め、婦人のための教育機会及び教育施設を拡充するための目標を設定する。
178. 婦人が家事を行いながら、自らの教育水準向上を図ることができるような新たな制度的課外教育を提供する。
179. 男子・女子双方に対し初等レベルの無償義務教育を法律を通じて振興し、可能な場合には、男女共学を行なうために援助する。熟練した男女の教員も提供し、必要な場合には交通及び寄宿の便宜も供与する。
180. 教育コース、特に科学・数学・技術コース、及び科学技術分野に関する管理訓練コースへの女子学生の参加を増大させる。このために女子に対し特にこのようなコースへの参加を奨励する。
181. あらゆるレベルの一般教育、職業教育、あらゆる種類の職業（伝統的に男性しか就くことのできなかった職業）に関する訓練、及び職場内訓練、奨学金、安価な寄宿設備、利用可能な保育設備等の新たな訓練計画及び施設の平等な利用を可能にし、ある期間、職から離れていた後でも職業生活に参入、再参入できるよう、職業教育又は職業訓練の終了後、平等な雇用機会を確保する。
182. 性的偏見や婦女子の役割に関する固定的役割分担の描写をなくすため、カリキュラムや教材の検討を行い、性差別のない教育方法やカリキュラム題材の開発を促進する。
183. 婦人の潜在的可能性を活用するために開発された教材を1975年より使用開始した国について、その全国的実施目標を設定する。
184. 婦人問題に関するコースを、大学の学習計画に盛り込む。
185. 人権の基本的理解（世界人権宣言及びその他の関連文書を含む）を奨励するためのプログラムを、第2次、第3次及び成人教育レベルにおいて開発する。このようなコースは、人種差別及び性差別撤廃の基本的重要性を強調したものとすべきである。
186. 男子・女子の双方が固定化された男女の役割分担によらず、個人の能力に応じた職業の選択ができるように助力するため、進路指導担当のカウンセラーや教員を訓練する。
187. 授業科目の選択を抑制するような固定化した役割分担の考え方について教師に警告し、婦女子が将来の訓練や職業を選ぶ際の選択の幅を広げる必要性を認識させるための教員の訓練コースを企画・推進する。また可能な場合には、労働者と使用者及び両親、教師、生徒のためにカウンセリングサービスを行う。
188. あらゆるレベルの教育における教育職・管理職が男女両性間で均衡のとれたものとなるように奨励すること。
189. 社会的・文化的に恵まれない対象グループ（就学年齢に達しているが通学していない女子、文盲の成人または家庭内の任務に従事しており、追加的な又は多様な教育を必要とする成人、農村及び都市の種々の年齢層の動労婦人、成熟した婦人、婦人移住者等）の立場を制約している要因を明確にし、このようなグループのためのプログラムを策定・実施する。
190. 改善及び推進措置を促進し、システムにおける政策目標達成に近づくため、婦女子の中途退学率及びその原因、コースの内容、取得技能の水準に関するデータを充実させるためのプログラムのモニタリングを行い、かつ措置を講ずる。

191. 適当な場合には、環境分析に基づき、カウンセリングサービス・援助サービス及び一定の必要事項（保育、収入及び学習計画、輸送、衣類、書籍、補助的栄養、識字センター、数学等の基礎的科目に関する特別授業料、奨学金、給費等）を、これらを最も必要としている特定の対象集団に優先的に供与し、このようなサービスを行うための資金を優先項目として、教育予算の中に盛り込む。
192. 先進国、開発途上国双方のあらゆる主要開発部門において、生涯教育という観点から、婦人のための教育を盛り込み、必要な資金及び人材を得るための特別の措置を講じる。
193. 婦人の地位に関していくつかの国ですでに得られた経験を参考にし、婦人の役割や状況の理解を妨げている態度や概念におけるあらゆる偏向及び偏見（特に階級に関するもの）を除去するため、特に高等教育機関及び教師養成機関における、教育過程へのインプットとして、婦人について並びに婦人の10年の目標が意味する内容について指導及び学際的調査を促進する。
194. 自国のあらゆる技術専門学校への婦人の入学を奨励し、かつ利用可能なあらゆる手段を通じて、中級技術コースの設立を促進するよう政府に対し要望する。

C 特に留意すべき優先分野

1. 食糧

目標

195. 食糧生産過程のあらゆる面における婦人の主要な役割、自国の経済的・社会的開発に対する婦人の貢献度を高揚かつ刺激し、同時に婦人の地位を高める。
196. 優先事項として、農村地域の婦人の栄養・食糧の需要を満たすために社会的・国家的に必要とされている農産物の供給を農業生産高がまかない得るように、農業生産部門に関して適切な計画立案を確保する。

優先行動分野

197. 政府は、下記の目的で必要な措置を講じるべきである。
- (a) 収穫後の処理・製品の市場出荷・販売に至るまで、農業生産過程のあらゆる面に婦人の参加を促進すること。
 - (b) 生活必需食品の生産過程に婦人がより適切に参加できるようにするため、必要な技能及び適切な技術を婦人に与える。
 - (c) 国民、特に子供の成長に必要な栄養に関する情報を提供し、かつ農村婦人に対して適切な栄養の必要性を認識させて、食糧生産過程と食糧消費過程の間に連繋を設ける。無知や商業広告の操作の結果生じた不適当な消費形態を除去する。
 - (d) 家庭内・国内消費用の基本的食糧の生産につながるよう、婦人、特に農村地域の婦人の農業政策策定への参加を促進する。
 - (e) 男女両性が差別なく適切な農業生産技術の模範を知り、これを活用できるよう取り計らう。
 - (f) 基本的農作物の生産、加工、流通、マーケティング、消費に関連した協同組合及びその他の組織において、婦人の参加及び完全な投票権を与えるよう奨励する。
 - (g) 婦人も男性と同じ条件で、食料品のマーケティングに至るまで、生産のあらゆる面を随う融資機構を、婦人も利用できるように取り計らう。
 - (h) 家庭内消費の基本的食糧に関し、そのような生産物の優先市場の開拓につながるようなマーケ

ディング形態を奨励する。

2 農村婦人

目 標

198. 適切な技術を十分に利用できないこと、農村地域における社会的下部組織の不備、並びに農作業及び家事の遂行という二重の労働負担により妨げられてきた農村婦人の、自国の経済的・社会的開発への有効な貢献度を高める。
199. 農村婦人の生活条件を向上させるため、次のようなことを行う。
- (a) 自国の経済的・社会的開発に対する婦人の貢献を認識し、農村婦人が開発過程に受益者として、また、開発プログラムの政策決定者・組織者・実施者として参加することにより変革をもたらす者として、平等かつ有効に参加しうるような措置を講じる。
 - (b) 指導力及び意思決定に関する公式・非公式なコース、ライフスタイルに適した技能及び必要な場合には、有償の職のために活用できるような技能を教えるプログラムに、あらゆるレベルの農村婦人が参加できるように取り計らう。
 - (c) 清浄な水の供給・有効な衛生・十分な食糧と栄養・基本的保健サービス・住居・適当な燃料供給等の、人間としての基本的必要物を、農村婦人に供与する。農村婦人が公式、非公式の教育プログラムを利用できるようにすべきであるが、こうした教育プログラムは、すでに過大な負担を負っている婦人達が最低の費用で、できりかぎり都合よく利用できるようなものとするべきである。婦人はまたあらゆるレベルの技術、特に食糧の貯蔵、保存、輸送、マーケティング、省力化のための用具及び方策等に関する技術を確実に利用しうるよう取り計らわれるべきである。
 - (d) 改良された輸送、コミュニケーション・システム及びあらゆる形態の手段を、農村婦人が利用できるよう取り計らう。
 - (e) 信用貸付の便宜が得られる場合には、すべての農村婦人がこれを自由・平等に用いることができるよう取り計らう。
 - (f) 援助供与国と受益国の政府は、現地の婦人を立案・実施に参与させるための農村レベルの開発プログラムの方法について協議すべきである。開発援助プログラムにおいて、婦人が技術訓練から除外されないよう留意すべきである。

優先行動分野

200. 政府は下記の目的で必要な措置を講ずべきである。
- (a) 必要な場合には、農村開発に関する法律から、婦人を差別するような規定を取り除くこと。
 - (b) 農村婦人が権利と義務を行使し、そこから利益を得られるようにするため、農村婦人に権利と義務を認識させること。
 - (c) 土地の所有、利用及び管理、農業または牧畜による土地からの生産、このような産品または土地自体の処分等に関し、男性と同等の実際の・法的権利を婦人に与え、男性と同等の条件で土地を利用・享有・開発できるようにすること。
 - (d) 農村婦人の開発と農村地域の経済的・社会的活動への農村婦人の統合の促進を目指して、具体的・総合的措置を開始・拡充及び強化するための確実な根拠となるような調査、特に現地調査を実施するのに十分な資金を割当てること。

- (e) 労働負担の増加や所得獲得機会の喪失等の不利な、しかも予期しなかった結果を明らかにするために、開発の影響に関するモニタリングを行い、農業生産労働、無償家内労働、家庭内消費の食糧生産への参加も含む農村婦人の貢献度を、男性と同等の基準で測定する統計を案出する可能性を、慎重に検討すること。
- (f) 農村婦人が伝統的な小規模家内産業を改善・促進することができるように、農村婦人に対して適当な技術及び適切な訓練を提供すること。
- (g) 特に生産過程における賃金レベルでの参加を支配し、労働条件の平等化の拡大を達成するために、あらゆる形態の社会労働組織に農村婦人が参加するよう奨励すること。
- (h) 地域社会内の文化・政治・経済及び社会活動において、農村婦人の有効な参加を育成すること。
- (i) 特に適切な技術の適用により、ただしこのような措置により婦人が解雇されないように配慮しつつ、農村婦人の労働負担を軽減するため、必要な下部組織の創出・強化を行うこと。
- (j) 識字及び訓練キャンペーンに対する婦人の有効な参加を促進するため、特定地域に関しこのようなキャンペーンを立案・実施すること。
- (k) 都市への移住に代る方策を講ずるため、訓練の供与並びに物質的・技術的資源及び財源の適切な配分の確保により、農業及び非農業の職に対する婦人の雇用機会を拡大し、また、移住とその有害な結果を防ぐため農村と都市の間に現存する開発の格差の縮小を目指して、他の社会サービスにおいても均衡のとれた開発を確保すること。
- (l) 林業経済の開発及び多様化への農村婦人の参加及び貢献、並びにこのような開発及び多様化から、農村婦人が得る利益を検討・強化すること。
- (m) 遠隔・過疎またはきわめて恵まれない農村地域の子供・成人の双方に対し基本的教育を与えるための特別な計画（宿泊用の子供用ホステルの設置等）を設ける。
- (n) 農業生産・加工・マーケティング等の活動における婦人の役割を支援するための農業訓練及び普及プログラムの範囲を広げ、また、あらゆるレベルの開発機関の訓練及び普及プログラムにおいて婦人の数を増加することにより、農村婦人のために農業サービス利用の機会を拡大すること。
- (o) 国、地域社会、州、あるいは合同の企業による農産物の加工を推進し、農村婦人及び家庭に対し農工業部門における職を創出し、また農工業部門並びに農村産業の開発に関する国家計画を立案・実施すること。

3. 育 児

目 標

- 201. 個々の家庭のニーズに見合うような政府援助の幼児期のためのサービスを開発・拡充する。
- 202. 婦人、特に勤労婦人の子供に関する責任を軽減し、家庭外での労働と母親としての責任との調和を可能にする。家庭責任を父親も共有し得るように、特別な努力をするべきである。

優先行動分野

- 203. 政府は、下記の目的で必要な措置をとるべきである。
 - (a) 地域社会別、職業別、並びに職業関連の保育サービス、課外の時間及び休日の保育、非常時の保育、交替制の作業に従事している家庭のための保育に関する規定を盛り込むこと。
 - (b) 保育サービス従事者の能力、保育サービスの質、保育サービスの保健状況及び物的側面を向上

させることにより、既存の保育サービスの向上をはかる。

- (c) 勤労婦人のニーズと状態に見合うような新たなサービスを創出し、このようなニーズの本質を判定するために必要な研究を行う。
- (d) 限られた所得の婦人の財力・可能性に見合うよう、最低の経費で必要なサービスを提供する。
- (e) このようなサービスが発展するよう、その計画立案、実施、評価に母親を関与させる。
- (f) 必要なときには、保育のニーズを満たすために、ショッピングセンターに保育センターを設置することを奨励する。

4. 婦人移住者

目 標

204. 婦人移住者（賃金取得者及び移住労働者の家族の双方を含む）が、移住国の国民と同様に教育、訓練、雇用、援助、保健サービスを受けることができるよう取り計らうべきである。

優先的分野

205. 政府は、下記の事項を目的とした必要措置をとるべきである。

- (a) 地域社会及び職場に言語・識字訓練施設を設ける。収入の維持、保育サービスの提供によりこのようなコースの利用を促進させる。
- (b) 婦人移住者が移住国に定着するのを助けるため、必要な場合には婦人移住者の自国語で、すべての婦人移住者に対してオリエンテーション・情報プログラム（雇用、訓練に関する情報も含む。）を提供する。
- (c) 必要な場合には通訳サービスを含め、職業訓練及びカウンセリングプログラムを設ける。
- (d) 社会的援助や保健サービスは、必ず通訳や2カ国語の使用者を提供する。
- (e) 婦人移住者に対して、産業上の法律、手続き及び権利を知らしめるよう、組合及び使用者組織に奨励し、これに助力する。
- (f) 子供の移住者や少数民族の子供及びその家族のニーズに見合うよう、文化面で適切な保育サービスを提供する。
- (g) 移住国の国民と平等の立場で一般的教育、職業・専門訓練を婦人移住者のために確保する。婦人移住者に対して移住国到着後直ちに語学・識字コースを通じて、教育・訓練水準を高めるための措置を講ずべきである。義務教育を受ける年齢にあるが、種々の理由で移住国の学校に在学していない移住労働者の適齢期の子女に関して、特別な教育・訓練の便宜をはかるべきである。マス・メディア、特にラジオなどを通じた婦人移住者への広報に特に留意すべきである。社会事業家及び教師のために補助的な訓練及び特別な指導が必要である。これらの人々は、婦人でなくてはならない場合がほとんどである。
- (h) 移住国の国民と平等な立場で、婦人移住者に対して同等の健康管理を確保すべきである。文化、社会及び宗教上の条件の相違から生じるストレスに関連する病気について特に留意し、婦人移住者の健康状態向上のための措置をとるべきである。婦人移住者が健康、不健康に対して抱いていることもありうる異なった文化的・宗教的態度に関して、家庭内で健康管理を行うための付加的な訓練を行う。

5. 失業中の婦人

目 標

206. 政府は、失業中の婦人のために安定した雇用を確保するための措置を講ずべきである。

優先行動分野

207. 政府は下記の事項を目的とした必要な措置をとるべきである。

- (a) 市場性のある雇用技能を失業中の婦人に与えるため公式・非公式の訓練及び再訓練を行う。そのような訓練には、個人的及び職業的開発プログラムが含まれるべきである。
- (b) 失業中の婦人に対し各自のニーズに基づいた社会保障給付、適切な便宜及び医療サービスを保証する。

6. 一人で家族の責任を負っている婦人

目 標

208. 政府は、一人で家族の責任を負っている婦人に対し、本人及びその家族が独立自尊の生活を営むのに十分な所得を、本人が得るように取り計らうべきである。

優先行動分野

209. 政府は下記の事項を目的とした必要な措置をとるべきである。

- (a) 所得の保持、保育、親としての休暇を盛り込んだプログラム及び個人的・職業的開発プログラムを用いて、安定的雇用を得るための訓練・再訓練を行う。
- (b) 一人で家族の責任を負っている婦人に対しては、安全で適当な便宜を得られるよう援助する。
- (c) 融資、信用貸付、医療・保健サービスを有利に利用できるように保証する。

7. 若い婦人

目 標

210. 若い婦人が行動・態度・価値体系の若返りと続行の上で果している役割に鑑み、彼女達が将来の生活設計をする期間中の重大な事（価値や態度の選択、夫の選択、第一児の出産・育児、最初の就職、公職選挙等）に賢明な行動をとるうえで必要な指導と援助を受けることができるよう、若い婦人の教育・保健・雇用に関する特別の政府施策を促進する。

優先行動分野

211. 政府は下記の事項を目標とした必要な措置をとるべきである。

- (a) 若い婦人は将来に変化をもたらす可能性を有する人的資源であるから、彼女達が社会的・政治的發展に意識的に参加しうよう、また、意識的かつ自発的に家庭を設ける正しい責任を享受・行使するよう、さらに、生産過程に参加するためのより良いより多くの機会を与えられるよう、若い婦人の教育に対し特に留意すべきである。
- (b) 現在並びに将来の世代の生活条件を改善し、健康を保持する権利を行使できるようにするため、食糧及び健康全般に関する問題において、若い婦人に優先的に留意する。

2. 採択された決議

○ 本会議関係

決議名称	決議の要 点	備考
アンゴラ人民共和国に対する南アフリカ侵略非難	(1) 冷笑的、反動的アパルトヘイトの犯罪行為を非難する。 (2) 人種主義南アフリカによる暴力的、破壊的、犯罪的攻撃、殺人、略奪にさらされているアンゴラ人民及び政府との連帯を表明する。	
主権国への感謝表明	(1) マルガレタⅡ世デンマーク女王及びデンマーク王国政府に感謝し、デンマーク政府に対し、コペンハーゲン市当局者及びデンマーク人民に感謝の意を伝えるより要請する。 (2) 今会議により採択された行動プログラムを「国連婦人の十年：平等、発展、平和の後半期における行動プログラム」とすることを決定する。	
1985年世界婦人会議開催問題	(1) 国連婦人の10年の目標を遂行していくなかで、1975年以来達成された進捗と遭遇した障害に留意し、国連婦人の10年の目標達成のために、政府非政府機関等からの専門的意見、貢献に留意し、国連婦人の十年後半期行動プログラムにおいてなされた提案に十分配慮する。 (2) 第35回国連総会が国連婦人の10年の進捗状況の見直しと評価を行うため、1985年に世界婦人会議を召集することを検討するよう勧告する。	

○ 第I委員会関係

決議名称	決議の要 点	備考
家族計画	(1) 各国政府に対し、家族の大きさを定める権利を婦人及び男性が自由に行使し得るために国内政策の枠内で、すべての適当な措置をとるよう呼びかける。 (2) 各国政府に対し、人口計画のため、予算の適当な配分を行うよう勧告する。	
あらゆる年齢の婦人障害者の状況の改善	(1) すべての婦人及び男性に対し、国際障害者年の成功及びその行動計画の実施を支援し、これに貢献するよう訴える。 (2) 各国政府、国連その他関係国連諸機関に対し、婦人障害者が、通常の生活のすべての分野に、十分に参加する等のために特別の注意を払うより要請する。	日本、共同提案国

決 議 名 称	決 議 の 要 点	備 考
	(8) 婦人職業者のニーズが、国連加盟国、専門機関、国際障害者年諮問委等において、考慮されるよう要請する。	
婦人移住者	(1) すべての国に対し、移住者に対するあらゆる差別を防止するよう、すべての必要な措置をとるよう呼びかける。 (2) 婦人移住者に関する各国の行動の諸原則の勧告。 (3) 第35回総会で設立される移住労働者の権利保護条約案起草作業委員会が、婦人移住者に特別の関心を払うよう要請する。	
高令婦人及び経済保障	(1) 国連加盟国に対し、1982年における世界老人会議の企画過程及び代表団に婦人を参加させるよう要請する。 (2) 国連加盟国及び国連事務総長に上記世界会議の議事運営において、社会のなかで高令婦人が直面している問題に特別な注意を払うよう要請する (3) 国連事務総長に国連総会決議34/153において要求されている高令化の状況に関する資料収集の中に高令婦人に関する資料を取り入れるよう要請する。 (4) 国連事務総長に、関連ある国際機関と協力し、高令婦人のための、社会及び経済保障の利用状況及び社会保障の最低基準に対する彼等のニーズについて、総合的な検討をするよう要請する。 (5) これらの資料は、世界中の高令婦人の状態に関する必要な行動を提唱する目的で、婦人の10年世界会議参加国、世界老人会議、第29回婦人の地位委員会に提出されるべきであることとを要請する	日本、共同提案国
被虐待婦人及び家庭内の暴力	(1) 国連事務総長に対し、家庭等における種々の虐待について研究し、結果を第29回婦人の地位委員会に提出するよう要請する。 (2) 加盟国に対し適当な場合には、家庭裁判所の設立を検討すること、また、家庭内の暴力の犠牲者の保護、虐待の防止等のための措置をとることを要請する。	

決 議 名 称	決 議 の 要 点	備 考
国内レベルにおける世界行動計画実施の進捗状況の再検討及び評価	(1) これまで自国の国内機構、立法に関する情報を提供していない国の代表団に対しそれを1960年8月31日までに提供するよう勧奨する。 (2) 国連事務総長は、国内レベルでの世界行動計画の進捗状況についての再検討、評価に関する統計表を付加した文書が、世界会議終了後可能なかぎり早い時期に、あらゆる人々に行きわたるような形で一括した文書で刊行されるよう努めることを勧告する。	
若い婦人のための特別措置	各国に対し、新しい世代の婦人のニーズを識別し、すべての分野での青年の発展の促進、若い婦人の教育、健康、雇用へのアクセスの促進等を総合的に統合するよう要請する。	
婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	(1) すべての国家に対し、また、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に署名及び批准し、その規定の効果的な実施のためのすべての必要な措置をとること及び、それを周知することを呼びかける。 (2) すべての国家に対し、社会発展過程において、婦人の十分な平等な参加を達成していくために、婦人に対する差別を排除していく活動に寄与し続けるよう呼びかける。	
貧乏の状況にある婦人	(1) すべての婦人及び男性に対し、耐え難い貧窮状況にある婦人の権利に関心を抱くよう訴えるとともに、すべての政府に対し、かかる貧窮の社会・経済的原因を除去するよう訴える。 (2) 婦人一般、政府、国連、国連諸機関等に対し、貧窮婦人の問題に、より積極的に取り組むよう要請する。	
教育及び訓練における平等の促進	各国政府に対し、婦人の文言除去、可能な場合、教育予算をGNPの少なくとも7ないし8パーセントに引き上げること等（婦人の教育・訓練水準を向上させるために必要な諸措置をとること）を勧告する。	
婦人及び人種に基づく差別	(1) すべての人種主義及びこれらと、経済、軍事、核等の面で協力しているすべての国に対する非難を再確認する。 (2) アパルトヘイト以外で人種に基づく差別を行っている国を非難する。	

決 議 名 称	決 議 の 要 点	備 考
	(3) 国連及び専門機関に対し、その計画において人種と性との二重の負担を克服するための措置をとるよう呼びかける。 (4) すべての加盟国に対し、開発計画等において、人種及び性に基づく差別について特別の配慮を行うよう呼びかける。 (5) すべての加盟国が差別撤廃条約を批准すること。	

○第Ⅱ委員会関係

決 議 名 称	決 議 の 要 点	備 考
平和聖の生活のための社会の準備における婦人の役割	(1) 国家及び国際機関の任務の1つは、軍縮勢力を継続し、経済的な不平等、差別及び搾取、侵略戦争、植民地主義、人種主義等を除去することであると考へる。 (2) 各国の婦人、政府等に対し、平和な生活のための社会を実現するために種々の措置をとるよう訴へる。	
センサス、質問書を通じての婦人に関するデータの収集	政府、国際機関に対し、開発への統合の進捗状況を計るのに利用できる婦人についての分離したデータを提供するため、フォーラム及び質問書を見直し、改定するよう提言することを決定する。	
サヘル地域における平ばつコントロールの強化	(1) 国連及び専門機関に対し、サヘルの砂漠化と干ばつと闘う勢力を強化するよう要請することを決定する。 (2) これは、新機関の設立によってではなく、既存の地域機関に技術的物質的援助を行うことにより遂行すべきであると提案する。	
国際平和と安全の強化並びに植民地主義、人種主義、人種差別、外国の侵略・占領及びあらゆる形態の外国支配に対する闘争への婦人参加	経社理決議1980/36に従い、第35回国連総会で、国際平和と安全を強化し、植民地主義、人種主義、人種差別、外国の侵略・占領及びあらゆる形態の外国支配に対する闘争への婦人の参加宣言案の作成を促進するよう要請する。	

決 議 名 称	決 議 の 要 点	備 考
世界の婦人・難民・婦人流民の状況	(1) 全ての国に対し、難民援助の負担をわからしめ、特に婦人と児童を保護するため国連難民高等弁務官と協力するよう要請し、また、難民受け入れ国に対し、難民の福祉と法的権利の保護を強く要請する。 (2) 国連難民高等弁務官事務所に対し、特に健康、教育、雇用の分野において流民及び難民婦人のためのプログラムを設けるよう、また、難民援助活動への婦人の参加を奨励するよう要請する。	日本、共同提案国
世界の流民・難民婦人の状況	(1) 侵略、人種主義等、非人道的武器や戦争手段の使用を非難する。 (2) 全ての国に対し、難民問題の原因となった国際状況の解決に關連する国連諸決議を直ちに履行するよう、また、難民とくに婦人、児童の保護のためあらゆる人道的援助を供与するよう要請する。 (3) 国連難民高等弁務官事務所に対し、特に婦人流民・難民のための特別プログラムの研究及び婦人職員の増加を要請する。	日本、共同提案国
レバノン婦人への援助	国連及び専門機関に対し、レバノン婦人、特に南レバノンの婦人のニーズに必要な注意を払い、そのニーズを満たす方法を研究し、様々な財政的、物質的、技術的援助を提供するよう要請する。	日本、共同提案国
婦人の健康と福祉に対する統合的アプローチ	(1) 婦人の健康と福祉の達成のためのすべての行動計画の再検討、改善及び調整をいまだ行っていないすべての国の政府に対し、その必要性を認識するよう要請する。 (2) 政府に対し、婦人の個別的な必要に応えるために、教育・訓練へのより良い機会、安全な飲料水の供給、公衆保健サービス及び栄養計画を含む必要な具体的な措置を策定し、実施することを真剣に考慮するよう勧告する。 (3) さらに、いまだ措置をとっていない国の政府に対し、国内計画及び政策に従って、栄養、環境衛生、母子保健、産前保健並びに男女がその子の数及び出産の時期・間隔を決定する権利を行使するための規定を含む家族計画のための政策及び措置からなる家族の健康・福祉の統合計画を開発するよう勧告する。 (4) 国連システムの間、政府及び非政府機関に対し、すべてのかかる統合計画を推進する	日本が提案した決議

決 議 名 称	決 議 の 要 点	備 考
	ための調整のとれた努力を継続し、かつ、強化するよう要請する。	
開発途上国の公共企業のための 国際センター（ICPE）	(1) とくに婦人の役割や地位の向上をより進める点で、開発途上国間の技術的、経済的協力の 機構的形態としてのセンターを通じた協力の重要性を強調する。 (2) 国連システムの機関及び公共企業の経営に関心を有する先進国に対し、センターの活動 に協力を続けるよう要請する。	
南アフリカの国際会議	南アフリカ国際会議が、南アに対して経済的その他の制裁を行う目的で可及的速やかに開催さ れるよう要請し、同会議がアパルトヘイト下の婦人と児童の状況に特別の注意を払うことが 重要であると考える。	
家族の遺棄を防止するための 国際立法	政府に対し、二国間及び多数国間協定の締結によって、別居手当が遺棄された妻に支払わ れることを確保するための必要な措置をとるよう要請することを決定する。	
チリの婦人の状況	(1) チリ当局に対し、人権の尊重を促進し、政治的理由により行方不明と報道されている者 の調査を行い、婦人の完全な権利の行使を認めるよう強く訴える。 (2) 総会に対し、チリの人権の状況に引き続き注意を払い、特に婦人と児童の状況に関する 進展を特別ラポルトルールを通じて監視しつづけるよう要請する。	
エル・サルヴァドルの婦人の 状況	(1) エル・サルヴァドル当局に対し、人権及び基本的自由の尊重を保証するため必要な措置 をとり、行方不明者に関する情報を提供するよう要請する。 (2) 第35回国連総会に対し、エル・サルヴァドルにおける人権侵害を考慮し、同国におけ る人権及び基本的自由の回復を早急に導く措置をとるよう要請する。	
麻薬の不正取引の統制	(1) 加盟各国に対し、リハビリテーションと国際協力の必要性を考慮に入れつつ、厳格な国 内法的措置により麻薬の不正取引を統制する努力を強化するよう訴える。 (2) 麻薬植物の栽培及び合成麻薬の製造に対する厳格な統制の実施を、未実施国政府に対し 勧奨する。	

決 議 名 称	決 議 の 要 点	備 考
国連の地域委員会及び機関の事務局における婦人のプログラム及び婦人の任命の強化	(1) 国連総会に対し、後半期プログラムを効果的に実施してゆくに必要ならプログラム及び職員のための予算的措置を国連通常予算から行いより要請する。 (2) 国連事務総長、国連機関、専門機関の長に対して、国連システム内の正規ポストにより多くの婦人を任命するように要請する。	
国連システム内の婦人の地位に関連する問題の調整	(1) 国連事務総長は、後半期行動プログラムを実施するために、婦人の地位にかかわる国連機関の権限を強化、婦人の地位委員会、経済、社会開発人道問題センター、国際婦人の地位向上のための国際調査訓練研究所、国連婦人の10年基金の果たす役割の重要性を認識するとともに、これらの機関が別々に行っている努力を調整する新しい手法を明らかにする必要性を認めること。 (2) そのために、国連事務総長に対し、後半期行動プログラムを実施し、かつ実施の効率的調整、監視、評価を確保するためにどのような措置をとるべきかについて、第35回国連総会に報告するよう要請する。	
行方不明者の問題	(1) 各国政府に対し、行方不明を防止するために必要な措置をとるよう要請する。 (2) 婦人に対する影響に人権委員会作業部会の注意を喚起し、各国政府に対し、同委の作業部会に協力するよう訴える。	
国連事務局の婦人	(1) 国連事務総長及び国連専門機関等の長に、それぞれの機構内に以下の役割をもったコーディネイター（調整官）を任命するよう要請する a) あらゆる活動分野における男女同等の取り扱いを確保するために、婦人の採用、昇格、訓練、及び報酬等に関わる政策を見直す。 b) 国連及びその専門機関に働く婦人がその職場内で女性であることを理由に差別されないことを保障する。 c) 国連の差別的慣習を処理する専門委員会等に対し、婦人から提出された苦情に関する情報を受理する。 d) 国連総会等の勧告に基づき、国連事務局内の中・上級レベルの専門的なポストに婦人を採用することを奨励する。	

決 議 名 称	決 議 の 要 点	備 考
	(2) 国連総会決議に従い、国連事務総長及びすべての専門機関の長が、職員採用に関する目標を1982年まではポストの25%を、1982年以降は、より上級レベルにおいて、婦人の占める割合を高めることを国連事務総長に要請する。 (8) 国連加盟国は、あらゆる適切な手段、特に雇用情報の提供により、男女間の採用における不均衡を是正することを促すこと。	
国連飲料水供給と衛生の10年	(1) 国連加盟国、国際機関に対し、国連飲料水供給と衛生の10年の諸目標を促進するよう奨励し、各加盟国が拠出及びプログラム開発努力を約束するよう要請する。 (2) 加盟国、国連機関に対し、水供給プロジェクトのための技術の使用等に関し婦人の完全参加の促進を要請する。	
脅迫と攻撃から免れ、あらゆる筋から開発援助を求める全ての国の権利について	(1) いずれの国、国際機関から援助を求めるかを自由に決定する全ての開発途上国の権利を再確認する。 (2) 開発途上国が開発援助を受ける先を自由に選定するのを妨害する目的をもった脅迫、暴力等の行為を非難する。	
サハラ地域の婦人に対する援助	(1) 民族自決と独立のためのサハラ人民の正義の主張に対する連帯と支持を表明する。 (2) 西サハラ問題の解決によって、サハラ婦人難民の悲惨な生活状況が緩和されうることを期待する。 (3) 世界の婦人が、サハラ婦人援助のため、国内、地域、国際レベルで努力を重ねるよう要請する。	
ニカラグアの再建のための国際援助	(1) 国連加盟国に対し、ニカラグアの再建、経済社会開発、国連婦人の10年の目標達成のためのプロジェクトに対する必要な支持を与えるよう要請する。 (2) 国際機関に対し、婦人に重点を置いて、財政的技術的援助を行うよう要請する。	
婦人と開発援助計画	(1) 援助受入れ国、供与国双方に対し、婦人の利益がすべての開発計画において考慮される	

決 議 名 称	決 議 の 要 点	備 考
	ことを確保するよう訴える。 (2) 援助受入れ国、供与国双方に対し、援助計画のすべての段階に婦人を動員するよう要請するとともに、そのための方策を検討し、機構を設置するよう要請する。	
太平洋の婦人の健康と福祉	すべての核兵器保有国に対し、太平洋におけるいかなる核実験も差し控えるよう要請するとともに、すべての国に対し、包括的核実験禁止条約の締結を支持するよう要請する。	日本、共同提案国
婦人の地位向上のための国際調査訓練研修所	(1) 訓練研修所の設立と活動の開始を歓迎するとともに、訓練研修所がすべての地域において調査と訓練のプログラムを確立し、実施するよう勧告する。 (2) 専門機関その他国連機関、各国政府に対し、訓練研修所に協力、援助を行うよう要請する。	
開発への婦人の統合のための機構の設置及び強化	開発への婦人の統合のための機構が存在しない場合には適当な機構が設置され、諸活動の調整を確保するため国際的、地域的、国内、地方の各レベルであらゆる努力が行われるよう勧告する。	
婦人の地位委員会の役割の強化	(1) 婦人の地位委員会に対し、国連婦人の10年後半期行動プログラム、及び世界会議の勧告等に特別な注意を払うとともに、総合的報告制度に従い責任を負うよう要請する。 (2) その業務を通じ、新国際経済秩序の樹立、第3回国連開発10年のための国際開発戦略の策定に貢献するよう要請する。 (3) 国連事務総長に対し、婦人の地位委員会が上記の機能を果たし得るよう、また、社会開発人道センターが同委を有効に支援し得るよう、適当な措置を検討するよう要請する。	
婦人と栄養自足	政府に対し、農村婦人に対する農業生産に必要な手段の供与、栄養・食品衛生についての大衆教育プログラム等の増加、農村組織への婦人の効果的参加の促進、国際協力の強化等を行うよう勧奨する。	
国連婦人の10年巻	(1) 基金の所在地問題は、第36回国連総会で決定するととの第34回総会の決定を再確認する。 (2) 基金の活動が国連婦人の10年をこえて、継続することを希望する。	

決 議 名 称	決 議 点	備 考
	(3) 加盟国に対し、基金への支援あるいは支援の増加を検討するよう訴える。	
アパルトヘイトと南アフリカ及びナミビアの婦人	(1) 世界の婦人に対し、アパルトヘイトとのすべての関係を断つ等について政府に圧力をかけるよう呼びかけ、国連機関、政府等に対し、国連婦人の10年後半期において南ア及びナミビアの婦人への援助措置に最高の優先順位をおくよう要請する。 (2) 安保理に対し、対南ア石油制裁及び包括的経済制裁への世界の支援を高めるよう要請する。 (3) アパルトヘイト罪の防止及び処罰に関する条約の批准を訴える。	
売春の抑取と人身売買	(1) 政府に対し、人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約を批准するための適当な措置をとるよう勧奨する。 (2) 売春婦・売春児童がそのことだけを理由とした虐待に対し法的保護を受ける権利を有することと政府の注意を喚起する。	
ポリグイア情勢	ポリグイア国民が自由に設定した目標の達成を妨げ、ポリグイア婦人による政治的権利の完全な行動を妨げ、国の開発過程への参加を遅らせることを意図するいかなる行動をも非難することを決議する。	
新国際経済秩序実現のための国連の努力の枠内における国連婦人の10年の目標の実施	(1) 国連加盟国に対し、後半期行動プログラムにより一層精緻になった世界行動計画の目標をすべての計画及びプログラムに統合し、かつ婦人の経済的、社会的、政治的地位を改善するよう呼びかける。 (2) すべての、特に先進国の政府に対し、第3次国際開発戦略関連交渉を協調の精神で行うよう要請する。	
農業及び農村地域における婦人	(1) 政府、国連機関等に対し、農村の婦人のニーズ及び優先順位に特別の注意を払うよう要請する。 (2) 政府に対し、農村婦人に教育、金融、地域社会活動への参加等の面で配慮することを要請する。	

決 議 名 称	決 議 の 要 点	備 考
	(3) 政府機関、N G O に対し、先進国・開発途上国間及び開発途上国間における農村婦人の協力を支援するよう要請する。 (4) 国連機関に対し、農業技術訓練、資金、婦人の雇用等の面で支援を要請する。	

Ⅱ 婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約について

1. 条約の成立経緯

男女平等の実現は、国際連合が人権の分野において最大の関心を払ってきた事項の一つであり、「婦人に対する差別の撤廃に関する宣言」が長い年月をかけて検討されてきたが、1967年の第22回国連総会において同宣言が採択された。この宣言を受け、経済社会理事会の機能委員会の一つである婦人の地位委員会が、婦人に対する差別の撤廃を目的とする国際条約の起草作業を行い、その結果、婦人に対する差別の撤廃に関する条約の草案が1976年の第32回国連総会に付託された。この草案は、同年から昨年までの毎年、通常総会において審議され、昨年（第34回国連総会）において、賛成130（我が国を含む。）、反対0、棄権11で採択された。

本条約は、本年3月1日、ニューヨークにおいて署名のために解放され、7月、デンマークで開催された「国連婦人の10年1980年世界会議」における署名式において、我が国も署名を行ったところである。10月29日現在、81カ国が署名を行っており、うち批准した国は8カ国である。

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（外務省仮訳文）

1979年12月18日
第34回国連総会採択

この条約の締約国は、

国際連合憲章が、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女の同権とに関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること及びすべて人は、性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、

国際人権規約の締約国が、すべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に締結された男女の権利の平等を促進する国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関により採択された男女の権利の平等を促進する決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず婦人に対する広範な差別が依然として存在していることを憂慮し、

婦人に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊重の原則に違反するものであり、婦人が男子と同等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的生活に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、国及び人類に対する貢献における婦人の潜在能力の完

全な開発を一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、婦人は、食糧、健康、教育、職業訓練、雇用機会その他の必要に対する機会を最少限にしか有しないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が、男女間の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイトの根絶並びにあらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が、男女の権利の十分な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全の強化、国際間の緊張の緩和、社会的及び経済的制度のいかなるものを問わずすべての国の間の相互協力、全面的かつ完全な軍備縮小、特に、嚴重かつ効果的な国際管理の下における核軍備の縮小、諸国間の正義、平等及び互恵の原則の確認、外国の支配下、植民地支配の下及び外国の占領下にある人民の自決及び独立の権利の実現並びに国の主権及び領土保全の尊重が、社会の進歩及び発展を促進すること、ひいては、男女間の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び平和の大義は、あらゆる分野において婦人が男子と同等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

従来十分に認められていなかった家族の福祉及び社会の発展に対する婦人の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における婦人の役割が差別の根拠となるべきではなく、かつ、子の養育には男女間及び社会全体における責任の分担が必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割及び婦人の役割の変更が、男女間の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

婦人に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること並びにこのために婦人に対するあらゆる形態及び形象の差別を撤廃するために必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「婦人に対する差別」とは、性に基づく差別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、婦人（婚姻をしているか否かを問わない。）が、男女の平等を基礎として、人権及び基本的自由を認識し、享受し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、婦人に対するあらゆる形態の差別を非難し、すべての適当な方法により、かつ、遅滞なく婦人に対する差別を撤廃する政策を追求することに合意し及びこのために次のことを約束する。

- (a) 男女平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合には、これを定め、かつ、男女平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 婦人に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 婦人の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある国内裁判所その他の公的機関を通じいかなる差別行為からも婦人を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 婦人に対するいかなる差別的行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び公的機関がこの義務に

従って行動することを確保すること。

- (e) 個人、組織又は企業による婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 婦人に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 婦人に対する差別となるすべての国内刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、男子との平等を基礎とする人権及び基本的自由の行使及び享受を婦人に保障することを目的として、婦人の十分な発展及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をあらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野においてとる。

第4条

- 1 男女間の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置を締約国がとることは、この条約に定義する差別とみなしてはならないが、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持することとなつてはならない。これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されるものとする。
- 2 母性保護を目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）を締約国がとることは、差別とみなしてはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他のあらゆる慣行の撤廃をを実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) あらゆる場合において児童の利益は最初に考慮すべき事項であるとの理解の下に、家庭教育に、社会的役割としての母性についての適正な理解並びに児童の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。

第6条

締約国は、あらゆる形態の婦人の売買及び婦人の売春から搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、国の政治的及び公的活動における婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、婦人に対し男子と同等の条件で次の権利を確保する。

- (a) すべての選挙及び国民投票（レファレンダム）において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政策の策定及びその実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 国の公的及び政治的活動に係る非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、婦人に対し、男子と同等の条件で、かつ、いかなる差別もなく、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、婦人に対し、国籍を取得し、変更し又は保持する男子と同等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、婦人に対し、子の国籍に関して男子と同等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、婦人に対し、教育の分野において男子と同等の権利を確保するため、特に、男女平等を基礎として次のことを確保するため、婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における進路及び職業指導、勉学の機会並びに資格証書の取得のための同一の条件。この平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる形態の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教職員及び同一の質の学校施設についての機会
- (c) 教育のすべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割制についての定型化された概念の撤廃。この場合において、この目的の達成を助長することとなる男女共学その他の種類の教育を奨励し、特に、教育書及び授業計画の改定並びに教授法の調整を行う。
- (d) 奨学金その他の勉学補助金の利益を享受する同一の機会
- (e) 教育継続計画（成人向けの及び機能的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした教育継続計画を利用する同一の機会
- (f) 女子学生の中途退学率の減少及び早期に退学した婦女のための計画の策定
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特別の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）についての機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として、同一の権利特に次の権利を確保するため、雇用の分野における婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する選考のための同一の基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の安定並びに役務に係るすべての手当及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（実習、高等職業訓練及び定期的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（諸手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価についての取扱いの平等
 - (e) 特に、退職、失業、傷病、廃疾、老齢その他の労働不能の場合における社会保障の権利並びに有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする婦人に対する差別を防止し、かつ、効果的な婦人の労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているか否かに基づく差別的解雇に制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の職、先任又は社会的手当の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 特に保育施設網の設置及び発達を促進を通じて、親が家庭の義務と労働の責任及び公的生活への参加とを両立させることを可能とするための必要な補助的社会的便益の提供を奨励すること。
 - (d) 妊娠中の婦人に有害であることが証明されている種類の作業においては、婦人に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護立法は、科学的及び技術的知識に照らして定期的に検討するものとし、また、必要に応じて修正し、廃止し又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として、保健事業(家族計画に関連するものを含む。)に対する機会を確保するため、保健の分野における婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、婦人に対し、妊娠、分べん及び産後期間に関する適当な便益(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として、同一の権利特に次の権利を確保するため、経済的及び社会的生活の他の分野における婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション活動、スポーツ及びあらゆる側面における文化的な生活に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の婦人が直面する特別の問題及び農村の婦人が家族の経済上の生存(経済の貨幣化されていない部門における婦人の労働を含む。)のために果たしている重要な役割を考慮に入れて、農村地域の婦人に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として、農村地域の婦人が農村の開発に参加し及びその開発により利益を受けることを確保するため、農村地域の婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの婦人に対して次の権利を確保する。
- (a) あらゆる段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適切な保健施設(家族計画についての情報、カウンセリング及び便益を含む。)を利用する権利
 - (c) 社会保障計画から直接に利益を受ける権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、公式及び非公式のあらゆる種類の訓練及び教育(機能的識字に関するものを含む。)並びに、すべての地域サービス及び教育普及運動からの利益を受ける権利
 - (e) 雇用又は自営を通じて経済的な機会に対する平等な機会を得るために自助集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、市場施設、適正な技術、土地及び農地の改革並びに土地の再開拓計画における平等な待遇に対する機会を有する権利

- (b) 特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関し、相当な生活条件を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、婦人に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、婦人に対し、民事の問題において男子と同一の法的能力及びこの能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、婦人に対し契約を締結し及び財産を管理する権利を与えるものとし、また、裁判所における手続のすべての段階において婦人を平等に取り扱う。
- 3 締約国は、婦人の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべてのいかなる種類の私的文書も無効とみなすことに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動に関する法律並びに居住及び住所の自由に関して男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び両当事者の自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 婚姻をしているか否かを問わず、児童に関する事項についての親としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、児童の利益は至上である。
 - (e) 児童の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定し並びにこの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を利用する同一の権利
 - (f) 児童の保護、後見、信託及び養子縁組又は国内法にこれらに類する制度の概念が存在する場合にはその制度に関する同一の権利及び責任。あらゆる場合において、児童の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻としての同一の個人的権利（性及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産の所有、取得、運用、管理、享受及び処分に関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻はいかなる法的効果も有しないものとし、婚姻のための最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるために必要なすべての行動（立法を含む。）はとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施についてもたらされた進歩を検討するために、婦人に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時には18人及び35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約の対象とされる分野において十分な能力を有する専門家で構成する。専門家は、締約国により自国民の中から選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。この場合において、配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の6箇月後に行う。国際連合事務総長は、委

員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、指名された者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これら9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の議長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入後2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これら2人の委員は、委員会の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、不時の空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から別の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、(a)当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内に、(b)その後は少なくとも4年ごとに、更には、委員会が要請するときに、この条約の実現のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこの点についてもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、通常、第18条の規定により提出される報告を検討するために毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、通常、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。
- 2 事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位に関する委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について審議に代表を出す権利を有

する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある分野におけるこの条約の実施に関する報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、(a)締約国の立法又は(b)締約国について効力を有する他の国際条約若しくは国際協定に含まれる規定であって男女間の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

第 24 条

締約国は、自国において、この条約において認められる権利の完全な実現を達成するために必要なすべての措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行い。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、必要に応じ、1 の要請に関してとるべき措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長に於てた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。通告は、その受領の日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する 2 以上の締約国の間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、署名若しくは批准又は加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を行った締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を行った締約国は、国際連合事務総長に於てた通告により、いつでもその留

保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

Ⅲ 国際婦人年及び「国連婦人の10年」における婦人団体等の取り組みに関するアンケート調査 — 結果報告 —

「国連婦人の10年」の中間年にあたり、労働省婦人少年局では、婦人団体及び労働組合婦人部等における国際婦人年の目標達成に向けての取り組み状況を把握し、「国連婦人の10年」の後半期の活動の推進に資するため、昭和55年6月から7月にかけて、標記アンケート調査を実施したが、このほど調査の結果がまとまったので参考に供する。

調査に御協力いただいた団体の方々に深く感謝の意を表する次第である。

主要項目

1 アンケート調査の概要

2 調査結果

(1) 調査対象団体の構成

- 1) 組織の形態別構成
- 2) 会員数(組合員数)別構成
- 3) 活動母体別構成

(2) 国際婦人年及び「国連婦人の10年」前半期における取り組み状況

- 1) 全般的取り組み状況
 - イ 活動の有無と活動内容
 - ロ 他機関・他団体との協力状況
- 2) 「国内行動計画」に関する取り組み状況
- 3) 婦人の政策決定の場への参加促進に関する取り組み状況
 - イ 各種審議会等への婦人の参加状況及び団体の対応
 - ロ 政策・事業等に関する国・地方自治体の団体への周知の程度及び団体の対応
 - ハ 団体における指導者・幹部等の養成状況

(3) 「国連婦人の10年」後半期の取り組みの課題

(4) 国・地方自治体に対する要望・意見等

1 アンケート調査の概要

(1) 目 的

「国連婦人の10年」中間年に当たり、国際婦人年以降婦人団体等の活動の経過を振り返り、その成果や到達点等をは握することによって、「国連婦人の10年」後半期の計画推進に役立てることを目的に実施した。

(2) 調査の範囲、対象数

各都道府県における主要な婦人団体及び労働組合婦人部等から選定した687団体(婦人団体608団体、労働組合婦人部79団体)

(3) 主な調査事項

1) 国際婦人年及び「国連婦人の10年」に関する活動状況

2) 婦人の政策決定参加を促進するための活動状況

(4) 調査対象期間

昭和50年1月1日から調査実施日までとした。

(5) 調査実施時期

昭和55年6月～7月

(6) 調査方法

通信調査の方法により実施した。

(7) 調査機関

労働省婦人少年局一各婦人少年室

2 調査結果

(1) 調査対象団体の構成

調査の対象となったのは、各都道府県における婦人団体608団体及び労働組合婦人部79団体であるが、その構成は次のとおりである。

1) 組織の形態別構成

イ 婦人団体

調査対象となった婦人団体は、各都道府県規模及び市(区)規模の団体(「グループ」を含む。以下同じ。)で、全国組織の婦人団体の中央本部及び町村規模の団体は含まれていない。また、婦人団体には属さないが、婦人会員が多数を占め、婦人問題に取り組んでいる団体もここに含まれている。

調査対象608団体のうち、約9割(539団体)が都道府県規模の団体で、市規模の団体は約1割(69団体)である。

次に上部組織及び下部組織の有無をみると、都道府県規模の団体、市規模の団体ともに、上部組織又は下部組織あるいはその両方を持つ団体が多く、あわせて84.7%(515団体)となっており、上・下組織をもたない団体は15.2%(93団体)である。さらに、都道府県規模の団体のうち、上部組織のある団体は17.8%(108団体)、上部・下部ともに組織のある団体は45.2%(281団体)で、この両者をあわせると全体の6割強が上部組織すなわち全国組織の婦人団体に属している団体である(第1表)。

ロ 労働組合婦人部

今回、調査対象とした労働組合は、全日本労働組合総評議会及び全日本労働総同盟の各都道府県本部の婦人問題を担当する組織(婦人部、婦人組織協議会、婦人委員会、青年婦人対策部等名称はさまざまである。以下「婦人部」という。)のみとし、両組合の中央本部及びこれ以外の労働組合は含まれていない。

2) 会員数(組合員数)別構成

調査対象婦人団体の約4割(228団体)は、会員数1,000人以上1万人未満の団体で、他は、100人未満、100人～1,000人未満、1万人～5万人未満、5万人以上にそれぞれ1割～2割ずつ分布している(第2表)。

次に、女子組合員数別に調査対象労働組合婦人部の構成をみると、約半数(39団体)を、1万人～5万人未満の団体が占め、次いで1,000人～1万人未満の27.8%(22団体)、5万人以上

第1表 組織の形態別にみた調査対象婦人団体数、構成比

区 分	計	都 道 府 県 規 模 の 組 織							市 規 模 の 組 織							
		小 計	上 部 ・ 下 部 組 織 あ り					小 計	な し	上 部 ・ 下 部 組 織 あ り					小 計	な し
			小 計	上 部 の み	下 部 の み	上・下 と も	不 明			小 計	上 部 の み	下 部 の み	上・下 と も	不 明		
婦人団体数	団体 608	539	469	108	45	281	35	70	69	46	14	16	12	4	23	
構 成 比	% 100.0	88.7	77.2	17.8	7.4	46.2	5.8	11.5	11.3	7.6	2.3	2.6	2.0	0.7	3.7	

第2表 会員数(組合員数)別にみた調査対象婦人団体数、労働組合数、構成比

区	分	計	100人～	100～	1000～	1万～	5万人以上	不明
			未 満	1000人未 満	1万人未 満	5万人未 満	以 上	
計	団 体 数	687 団体	92	113	250	120	84	28
	構 成 比	100.0 %	13.4	16.4	36.4	17.5	12.2	4.1
婦 人 団 体	小 計	608 団体	91	110	228	81	76	22
	構 成 比	100.0 %	15.0	18.1	37.5	13.3	12.5	3.6
	都 道 府	539 団体	76	97	206	73	72	15
	構 成 比	100.0 %	14.2	18.0	38.3	13.5	13.3	2.8
	市 規 模	69 団体	15	13	22	8	4	7
	構 成 比	100.0 %	21.7	18.8	31.9	11.6	5.8	10.1
勞 働 組 合	団 体 数	79 団体	—	3	22	39	8	7
	構 成 比	100.0 %	—	3.8	27.8	49.4	10.1	8.9

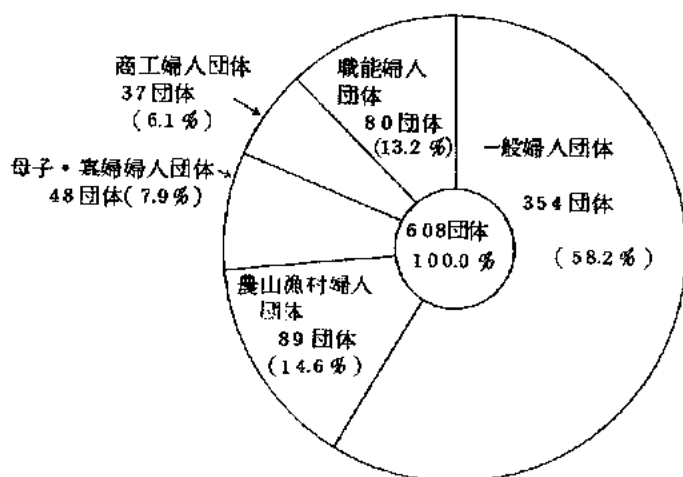
の10.1%（8団体）となっており、1,000人未満の団体は少数で、婦人団体に比べ大規模の団体が多い（第2表）。

3) 活動母体別構成

労働組合婦人部は、主として職場における婦人の地位の向上等を目的に組織されているが、婦人団体は、広く婦人一般を対象としているため、活動目的、活動分野等はさまざまである。

ここでは、婦人団体について、その活動の母体別に構成をみると、婦人問題全般に取り組み、さまざまな婦人で組織されている団体が約6割（354団体）、農村・山村・漁村の婦人で組織されている団体が14.6%（89団体）、母子家庭その他配偶者のいない婦人で組織されている団体が7.9%（48団体）、自営の商・工業に従事する婦人で組織されている団体が6.1%（37団体）、看護婦、保母、薬剤師、栄養士等職種別に組織されている職能団体が13.2%（80団体）となっている（第1図）。

第1図 活動母体別にみた調査対象婦人団体数



(2) 国際婦人年及び「国連婦人の10年」前半期における取り組み状況

1) 全般的取り組み状況

イ 活動の有無と活動内容

国際婦人年（昭和50年）及びそれに続く「国連婦人の10年」（昭和51年～昭和60年）の目標達成に向けて、世界の各国で活発な活動が展開されているが、我が国においても、昭和50年9月婦人問題企画推進本部（内閣総理大臣が本部長）を設置し、婦人に関する施策を総合的に推進しているところである。国際婦人年及び「国連婦人の10年」前半期（おおむね、昭和51年～55年）における目標達成に向けての婦人団体等の取り組み状況をみると、85.9%の団体が何らかの活動を行っている。特に労働組合婦人部では93.7%のものが活動を行っており、婦人団体の中では、一般婦人団体が91.8%で割合が高い。

活動の内容は、「記念の大会、討論会、学習会等」を開催した団体が最も多く74.2%、次い

第3表 国際婦人年の目標に沿った活動の有無及び活動内容、今後の実施予定の有無

(第)

区 分	計	活 動 を 実 施 し た (MA注)					実 施 し な い				
		小 計	記念の大 会、討論 会、学習 会等	調査実施 や意見集 等資料作 成	要請活動 や決議、 声明の発 表等	広 報 キャンペーン	その他	小 計	今 後 実施する 予定ある ない		
婦 人 団 体	計	1000	85.9	74.2	35.7	40.8	33.2	11.6	14.1	1.6	12.5
	小 計	1000	84.8	79.9	36.1	38.1	31.2	12.5	15.2	1.5	13.7
	一般婦人団体	1000	91.8	67.2	46.3	48.9	42.4	12.7	8.2	1.7	6.5
	農山漁村婦人団体	1000	77.5	64.0	27.0	21.3	12.4	14.6	22.5	2.2	20.2
	母子・寡婦婦人団体	1000	83.3	68.8	22.9	25.0	12.5	18.8	16.7	—	16.7
	商工婦人団体	1000	75.7	67.6	10.8	18.9	16.2	8.1	24.3	—	24.3
	職能婦人団体	1000	67.5	50.0	21.3	26.3	21.3	7.5	32.5	1.3	31.3
労働組合婦人部	1000	93.7	91.7	31.6	60.8	48.1	5.1	6.3	2.5	3.8	

注) 多答式のため活動内容の合計は小計を上回る。

で「要請活動や決議、声明の発表等」(40.8%)、「調査実施や意見集等資料作成」(35.7%)、「広報キャンペーン」(33.2%)の順となっているが、婦人団体に比べると労働組合婦人部は、要請活動等や広報キャンペーン活動の割合が高い。

次に、活動を行っていない14.1%の団体について、今後の予定をたずねたところ、12.5%が「実施する予定はない」と答え、今後活動を行う予定のある団体はわずかである(第3表)。

国際婦人年の目標に沿った活動について具体的に記入された事例の主なものを活動内容別にあげると次のとおりで、多様な取り組みが行われている。

国際婦人年の目標に沿って実施した具体的活動事例

活動内容	テ　　マ　、　名　称　等
記念の大会、 討論会、学 習会等	「国内行動計画」、「国内行動計画」前期重点目標、平等・発展・平和、男女の平等と婦人の社会参加、婦人の自立、1980年代の女性の生き方、生活環境慣習の見直し、社会、職場、家庭における平等、女性学、これからの婦人団体のあり方、婦人の地域活動の進め方、婦人の保護と権利、共働き家庭、子供を持って働く婦人の問題等をテーマに開催。その他婦人議員を励ます会、行政担当者との懇談会等。
調査実施や 意見集等資 料作成	婦人の社会参加の実態調査、社会慣習の見直しに関する調査、婦人の公職参加状況調査、婦人の健康管理に関する調査、婦人に対する教育の実態、婦人の生涯教育に関する調査、婦人の老後に関する調査、村生活における婦人の労働の評価等に関する調査、尻助金に関する調査、足入れ婚に関する調査、嫁と姑問題アンケート、主婦の生活時間調査、生活診断調査、農家主婦と非農家主婦の生活比較調査、母子世帯・寡婦の実態調査、婦人の経済自立を図るための年金・貯蓄調査、婦人の政治意識に関する調査、雇用における男女差別、母性保護実態調査、保育所実態調査、婦人パートタイマー、内職実態調査、母親が職業を持っている乳幼児に関する調査研究、男性有職者の婦人問題に関する意識調査、婦人の職業継続に関する調査、婦人白書等の発行、婦人の活動事例集の発行、女性便利帳の発行等。
要請活動や 決議声明の 発表等	○婦人関係行政の充実に関する要請等 県内行動計画の策定、婦人の社会参加をすすめる上での施策の具体化、県に婦人対策課の設置等婦人問題担当部署の設置、婦人問題懇話会等諮問機関の設置、婦人の年金制度の改正、学童保育の制度化、母子家庭医療費の無料化、母子家庭の母の就労促進、定年制の男女差別是正、差別撤廃条約の署名促進、婦人会館、働く婦人の家等婦人関係施設の設置等。 ○婦人の政策決定の場への参加に関する要請等 各種審議会委員、教育委員への婦人の登用、公務員その他管理職への婦人の登用、農協、漁協の婦人の正組合員化、婦人議員の選出等。 ○その他 婦人の地位向上、働く婦人の諸問題、既婚女性退職勧告撤回、婦人の活動の拡大、

活動内容	テ ー マ 、 名 称 等
	婦人の政治意識の高揚、くらしをよくする等のための要請等
機関誌等による広報、キャンペーン	国際婦人年・「国連婦人の10年」の意義、世界会議の紹介、婦人の生き方を考える、保護と平等、婦人の生活記録、婦人の公職参加、婦人の社会参加等をテーマに、婦人問題特集、シリーズ等の発行。
そ の 他	世界会議への参加 団体における努力目標の設定、16婦人団体で連絡協議会の結成、婦人の海外派遣、海外視察、発展途上国への募金等国際交流等

□ 他機関・他団体等との協力状況

<共催・協力して行った活動>

国際婦人年の目標に沿って活動した団体の7割強が他機関・他団体と共催（協力）して活動している。共催・協力の割合は、労働組合婦人部（56.8％）よりも婦人団体（75.4％）の方がかなり大きい。

共催・協力して行った活動の内容は、「記念の大会、討論会、学習会等」（59.5％）に集中している（第4表）。

<共催・協力の継続状況>

他機関・団体と共催・協力して活動した団体の約9割は、現在もその活動を継続している。継続の形は「ほぼ定期的に続いている」が52.9％で多く、「必要の都度集まっている」が37.4％となっており、婦人団体と労働組合婦人部の差はほとんどみられない。

一方、活動を「継続していない」団体（9.5％）の多くは、「1回限りの限定されたものだったから」という理由であり、団体間の調整困難、会員が集まる機運・機会がないといった理由をあげた団体は、ごくわずかである（第5表）。

2) 「国内行動計画」に関する取り組み状況

昭和52年1月、今後10年間の展望に立って、婦人問題の目標と課題を明らかにし、施策の方向を示した我が国の「国内行動計画」が策定され、各方面で多彩な活動が行われているところであるが、「国内行動計画」に沿った活動を実施した団体は約7割で、婦人団体（66.6％）よりも労働組合婦人部（77.2％）の方が割合が高い。また、婦人団体の場合は、活動の母体によって取り組みに差があり、農山村（55.1％）、母子・寡婦（47.9％）、商工（48.0％）、職能（41.3％）団体に比べ、一般婦人団体は約8割と最も割合が高い。

次に、活動の内容をみると、「男女平等と社会慣習の見直しに関する取り組み」が31.1％、「国（県・市）内行動計画策定に関する取り組み」「地域・職場における婦人に対する差別是正のための取り組み」が各々27.5％、「婦人の公職への参加促進に関する取り組み」が26.3％、「団体独自の自主的な計画、目標の策定に関する取り組み」が24.5％となっており、問題によって取り組み状況に大差はみられない。しかし、これを労働組合婦人部に限ってみると、「地域・職場にお

第4表 他機関・団体等との共催（協力）による国際婦人年の目標に沿った活動の有無、活動内容

， 国際婦人年の目標に沿った活動を実施した団体＝100%

区 分	計	共催（協力）して実施した（MA注）						その他 実施しない
		小 計	記念の大会、 討論会、学 習会等	調査実施や 意見集等資 料作成	要請活動や 決議、声明 の発表等	広 カ ン ペ ー ン	報	
婦 人 団 体	計	100.0	73.1	19.2	23.6	12.2	2.5	26.9
	小 計	100.0	75.4	20.5	24.8	12.4	2.9	24.6
	一 体	100.0	77.8	24.9	31.7	15.7	3.7	22.2
	農山漁村婦人団体	100.0	73.9	11.6	7.2	1.4	—	26.1
	母子・寡婦婦人団体	100.0	67.5	15.0	15.0	10.0	5.0	32.5
	商工婦人団体	100.0	64.3	7.1	17.9	—	—	35.7
労働組合婦人部	職能婦人団体	100.0	74.1	16.7	16.7	14.8	1.9	25.9
		100.0	56.8	9.5	14.9	10.8	—	43.2

注）多答式のため活動の内容の合計は小計を上回る。

第5表 他機関・団体等との共催（協力）による国際婦人年の目標に沿った活動の継続状況

共催（協力）して活動を実施した団体＝100%

区 分	計	している（※注）				継続しているない						
		小 計	ほぼ定期的 に続い ている	必要の都 度集まっ ている	その他	小 計	1回限りの 限定さ れたもの だったから	団体間の 調整等が 難しい	集まる機 会、機 会がなかつた	わから ない	その他	
婦 人 団 体	計	100.0	90.5	52.9	37.4	2.1	9.5	6.3	0.2	1.2	0.7	1.2
	小 計	100.0	90.7	53.0	37.5	2.3	9.3	6.2	0.3	1.0	0.8	1.0
	一般婦人団体	100.0	91.7	53.4	38.3	2.4	8.3	5.5	0.4	0.8	0.4	1.2
	農山漁村婦人団体	100.0	86.3	51.0	33.3	2.0	13.7	9.8	—	—	4.0	—
	母子・寡婦 婦人団体	100.0	88.9	63.0	22.2	3.7	11.1	7.4	—	3.7	—	—
	商工婦人団体	100.0	100.0	38.9	61.1	—	—	—	—	—	—	—
	職能婦人団体	100.0	87.5	52.5	37.5	2.5	12.5	7.5	—	2.5	—	2.5
	労働組合婦人部	100.0	88.1	52.4	35.7	—	11.9	7.1	—	2.4	—	2.4

注）重複している場合があるので「継続している」の合計は小計を上回る。

第6表 「国内行動計画」に沿った活動の有無及び活動内容

(%)

区 分	計	実 施 し た (MA注)							実 施 しな い	
		小 計	「国(県・市)内行動計画」策定に対する取り組み	団体独自の自主的な計画、目標の策定に関する取り組み	婦人の公職への参加促進に関する取り組み	男女平等と社会慣習の見直しに関する取り組み	地域職場における婦人別是正のための取り組み	そ の 他		
婦 人 団 体	計	100.0	67.8	27.5	24.5	26.3	31.1	27.5	3.5	32.2
	小 計	100.0	66.6	26.3	23.0	27.6	30.1	24.7	3.6	33.4
	一般婦人団体	100.0	79.7	36.2	29.4	37.3	41.8	33.6	4.2	20.3
	農山漁村婦人団体	100.0	55.1	14.6	20.2	13.5	16.9	7.9	3.4	44.9
	母子・寡婦婦人団体	100.0	47.9	22.9	16.7	16.7	16.7	22.9	4.2	52.1
	西工婦人団体	100.0	48.0	8.1	13.5	16.2	8.1	10.8	—	52.0
	職能婦人団体	100.0	41.3	6.3	6.3	11.3	11.3	15.0	2.5	58.7
労働組合婦人部	100.0	77.2	36.7	35.4	17.7	39.2	45.6	2.5	22.8	

注) 多答式のため活動内容の合計は小計を上回る。

第7表 国際婦人年以降における行政の諮問的機関への委員推せん依頼の有無及び団体の対応

(%)

区 分	計	推 せ ん 依 頼 が あ っ た						な かった
		小 計	人選して、 推せんした	適当な人が なく推せん できなかった	団体の性格 に合わない 活動に関係 ないので推 せんしな かった	団体内に機 運がなく推 せんできな かった	そ の 他	
計	100.0	50.7	45.6	0.3	1.0	0.9	2.8	49.5
小 計	100.0	50.0	44.9	—	1.2	1.0	3.0	50.0
一般婦人団体	100.0	49.3	43.5	—	1.1	1.0	3.7	50.7
農山漁村婦人団体	100.0	59.6	58.4	—	1.1	—	—	40.4
母子・寡婦婦人団体	100.0	66.7	62.5	—	—	—	4.2	33.3
商工婦人団体	100.0	32.4	27.0	—	2.7	—	2.7	67.6
職能婦人団体	100.0	40.0	33.8	—	1.3	2.5	2.5	60.0
労働組合婦人部	100.0	55.7	50.6	2.5	—	1.3	1.3	44.3

ける差別是正のための取り組み」が45.6%で特に割合が高い一方「婦人の公職への参加促進に関する取り組み」は17.7%で、婦人団体の27.6%をかなり下回っている（第6表）。

3) 婦人の政策決定の場への参加促進に関する取り組み状況

昭和52年6月、婦人問題企画推進本部は、「国内行動計画」前半期の重点実施事項として、公職を始め、各分野の政策・方針等の決定への婦人の参加を促進するとともに、拡大する婦人の役割に対する社会一般の理解増進、婦人の実力の涵養等社会的気運を醸成することを目的に「婦人の政策決定参加を促進する特別活動」を設け、以来、その推進を図ってきたところであるが、婦人団体等において、婦人の政策決定の場への参加を進めるための取り組みがどのように行われているかを次にみることにする。

1 各種審議会等への婦人の参加状況及び団体の対応

<各種審議会等の委員の有無>

現在、審議会や協議会等行政の諮問的機関（各種法律に基づく審議会等の他、地方自治体が独自に設置している各種の審議会、懇話会等を含む。）へ組織を代表する委員を出している団体は55.9%で、労働組合婦人部（50.6%）よりも婦人団体（56.6%）の方が若干割合が高い。婦人団体のうち、母子・寡婦及び農山漁村婦人団体は、委員を出している割合が特に高く、前者は約9割、後者は約7割を占めている。

次に、現在委員を出していない団体（44.1%、婦人団体43.3%、労働組合婦人部49.4%）について、以前の状況をたずねたところ、婦人団体の場合は「一度も出したことはない」と答えている団体が多いのに対し、労働組合婦人部の場合は「過去にはあったが、現在はいない」と答えている団体が多い（第2図）。

次に、具体的に記載された事例の中から団体が委員を出している行政の諮問機関の主なものをあげると次のとおりである。

団体が委員を出している主な行政の諮問機関の名称

（◎印は数の多いもの）

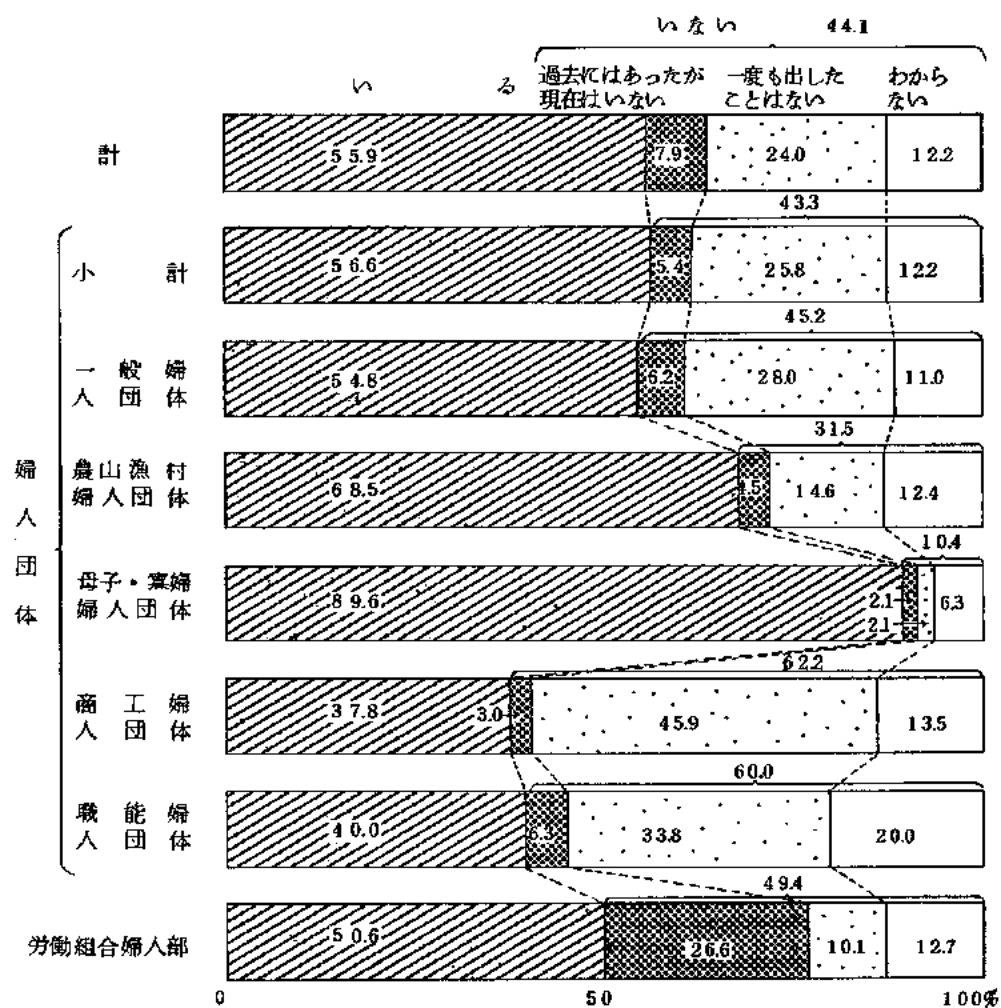
◎婦人問題対策審議会（同懇話会、同推進協議会）、民生委員審査会、◎児童福祉審議会、◎社会福祉審議会、◎青少年問題協議会、公民館運営委員会、図書館協議会、婦人会館建設審議会、◎社会教育委員会、教育委員会、幼児教育審議会、女子教育振興審議会、私立学校審議会、生涯教育審議会、大学対策審議委員会、◎公害対策審議会、消費者保護審議会、消費生活センター運営協議会、消費者団体保護審議会、消費生活安定審議会、物価安定政策会議、交通安全対策協議会、下水道問題審議会、資源エネルギー推進協議会、環境保全推進協議会、公衆浴場料金審議会、ごみ対策委員会、大規模小売店舗審議会、保健所運営委員会、保健医療審議会、公的医療機関運営審議会、地方薬事審議会、国民健康保険審議会、公衆衛生審議会、精神衛生協議会、環境衛生適正化審議会、自然環境保全審議会、農業問題懇話会、農業就業改善推進協議会、農政審議会、米穀流通適正化協議会、寡婦福祉資金貸付制度審議会、世帯更生資金運営委員会、地方労働基準審議会、家内労働部会、地方職業安定審議会、特別職報酬等審議会、商工審議会、経済審議会、国民生活審議会、税制調査会、振興開発計画審議会、ふるさとづくり地方推進協議会、明るい選挙推進協議会、県史編さん審議会等。

<国際婦人年以降における行政機関からの委員推せん依頼の有無及び団体の対応>

国際婦人年以降、行政機関から、行政の諮問機関の委員の推せん依頼があったかどうか、また、依頼があった場合の団体の対応をみたのが第7表である。推せん依頼のあったのは50.5%の団体で、婦人団体よりも労働組合婦人部の方が若干その割合が高い。現在、審議会委員等を出している団体は、第2図にみられるように、55.9%であり、ここにみる推せん依頼のあった団体の割合を若干上回っているが、これは、国際婦人年前から継続して委員を出している団体あるいは行政側から特定の人が指名された場合等は、推せん依頼が「なかった」と回答したためと考えられる。

推せん依頼のあった団体の多くは「人選して推せんした」と答えており、団体の積極的対応を示している。適当な人がいない、団体の性格に合わない、団体内に推せんの気運がない等で推せ

第2図 審議会、協議会等行政の諮問的機関の委員の有無



んしなかった団体はわずかである。

<今後推せん依頼があった場合の対応>

今後、行政機関から、行政の諮問的機関への委員推せん依頼があった場合の団体の対応をたずねたところ、「ぜひ推せんしたい」が最も多く53.6%、次いで「団体の性格になじめば推せんしたい」の35.8%で、この二つを合わせると約9割の団体が推せんする意向を示している。一方「すぐには無理だが機運を強めたい」が7.3%で、「当面推せんする気はない」と答えた団体は2.0%にすぎない。しかし、婦人団体のうち、農山漁村婦人団体や職能婦人団体では、「団体の性格になじめば」という条件付で推せんしたいと答える割合が高くなっている。また、婦人団体に比べ労働組合婦人部は「すぐには無理だが機運を強めたい」と答える割合がやや高く2割に近い(第8表)。

□ 政策・事業等に関する国・地方自治体の団体への周知の程度及び団体の対応

<国・地方公共団体の主催する会合等の案内の程度>

国・地方自治体の主催する懇談会、公聴会等、政策や事業に関して意見が反映できるような会合等への案内の程度をみたのが第9表である。

「関係する会議にはほぼ案内がある」が40.9%、「問題によっては案内がある」が36.5%で、この二つを合わせると8割近くの団体は案内を受けていると答えているが、婦人団体は前者の割合が高く、労働組合婦人部は反対に後者の割合が高い。一方、「あまり案内がない」と答えた団体は、全体で約2割であるが、婦人団体のうち、商工及び職能婦人団体はそれぞれ約3分の1を占めその割合が高い。

また、あまり案内がないと答えた団体(22.6%)の多くは「関係する会議にはもっと出席させてほしい」(17.3%)と答え、「今のままでよい」(2.3%)と答えた団体は少数である(第9表)。

<国・地方自治体からの会議案内に対する団体の対応>

前述の第9表でみた国・地方自治体から会議の案内を受けている団体が、それにどう対応しているかをみると、「ほぼ全部出席している」が最も多く57.1%、次いで「問題により選択して出席している」が38.7%となっており、「あまり出席していない」団体は2.1%で少数である。しかし、婦人団体と労働組合婦人部では、対応はかなり異なっている。婦人団体の場合は、「ほぼ全部出席している」が約6割(労働組合婦人部は約3割)で最も多いが、労働組合婦人部の場合は「問題により選択して出席している」が約5割で最も多い他、「あまり出席していない」が2割(婦人団体1.6%)みられる。会議にあまり出席しない団体の多くは「人手がなかったり忙しくて出席できない」と答えており、「出席するの必要を感じない」はごくわずかである。

(第10表)

<国・地方自治体の政策・事業等の周知に関する満足状況>

国・地方自治体の政策や事業等の団体への周知は十分かどうかをたずねたところ、「現状では不足だと思う」と答えた団体が過半数の55.5%を占め、「現状でよいと思う」の44.5%を上回っている。特に労働組合婦人部の場合は約7割が現状では不足と答えている。また、婦人団体の中では、一般婦人団体以外の団体は「現状でよい」(39.3%)と答える団体よりも、「現状では不足だと思う」(60.7%)と答える団体の方が多いのに対し、一般婦人団体以外の団体は

第8表 今後行政の諮問的機関から委員推せん依頼があった場合の対応

(%)

区 分		計	ぜ ひ 推 せ ん し た い	団体の性格 になじめば 推せんしたい	すぐには無 理だが機運 を強めたい	当面推せん する気は ない	そ の 他
計		100.0	53.6	35.8	7.3	2.0	1.3
婦 人 団 体	小 計	100.0	54.3	36.3	5.9	2.3	1.2
	一般婦人団体	100.0	62.7	31.4	1.7	2.8	1.4
	農山漁村 婦人団体	100.0	31.5	48.3	16.9	3.4	—
	母子・寡婦 婦人団体	100.0	52.0	39.6	8.3	—	—
	商工婦人団体	100.0	45.9	35.1	13.5	2.7	2.7
	職能婦人団体	100.0	47.5	43.8	7.5	—	1.3
	労働組合婦人部	100.0	48.1	31.7	17.7	—	2.5

第9表 国・地方自治体の政策・事業等に意見反映できる会議への団体への案内の程度

(%)

区 分		計	関係する 会議には ほぼ案内 がある	問題によ っては案 内がある	あ ま り 案 内 が な い		
					小 計	関係する 会議には もっと出 席させて ほしい	今のまま でよい その他
計		100.0	40.9	36.5	22.6	17.3	2.3
婦 人 団 体	小 計	100.0	41.9	35.7	22.4	16.9	3.0
	一般婦人団体	100.0	43.0	35.6	21.5	15.3	3.4
	農山漁村 婦人団体	100.0	44.9	37.1	18.0	13.5	2.3
	母子・寡婦 婦人団体	100.0	50.0	43.8	6.3	6.3	—
	商工婦人団体	100.0	32.4	32.4	35.1	29.7	5.4
	職能婦人団体	100.0	33.8	31.3	35.1	28.8	1.3
労働組合婦人部		100.0	32.9	43.0	24.1	20.3	1.3

第10表 国・地方自治体の会議案内に対する団体の対応

案内があると答えた団体=100%

区 分		計	ほぼ全部 出席して いる	問題によ り選択し て出席し ている	あまり出席していない			
					小 計	人手がな かったり 忙しくて 出席でき ない	出席する 必要を感 じない	そ の 他
計		100.0	57.1	38.7	4.1	2.6	0.2	1.3
婦 人 団 体	小 計	100.0	60.8	37.1	2.1	1.3	0.2	0.6
	一般婦人団体	100.0	61.9	36.7	1.4	1.1	0.4	—
	農山漁村 婦人団体	100.0	54.8	45.2	—	—	—	—
	母子・寡婦 婦人団体	100.0	66.7	28.9	4.4	2.2	—	2.2
	商工婦人団体	100.0	54.2	41.7	4.2	4.2	—	—
	職能婦人団体	100.0	61.5	32.7	5.8	1.9	—	3.8
	労働組合婦人部	100.0	28.3	51.7	20.0	13.3	—	6.7

第11表 国・地方自治体の政策・事業等の周知に関する満足状況

(%)

区 分		計	現 状 で よ い と 思 う	現 状 では 不 足 だ と 思 う (MA注)				
				小 計	もっと広 い範囲に ついて知 らせてほ しい	もっと内 容を詳し く知らせ てほしい	もっとひ ん繁に知 らせてほ しい	そ の 他
計		100.0	44.5	55.5	31.9	20.5	8.0	2.3
婦 人 団 体	小 計	100.0	46.5	53.5	31.3	19.9	7.7	1.8
	一般婦人団体	100.0	39.3	60.7	36.4	28.0	7.6	6.3
	農山漁村 婦人団体	100.0	64.0	36.0	21.3	11.2	5.6	3.3
	母子・寡婦 婦人団体	100.0	52.1	47.9	25.0	22.9	4.2	—
	商工婦人団体	100.0	59.5	40.5	24.3	16.2	5.4	2.5
	職能婦人団体	100.0	50.0	50.0	26.3	20.0	13.8	2.5
	労働組合婦人部	100.0	29.1	70.9	36.7	25.3	10.1	6.4

注) 回答が重複しているため「現状では不足だと思う」の内訳の合計は小計を上回る。

「現状でよい」とする方が、半数から半数以上を占めて多くなっている。

次に現状では不足と答えた団体について国・地方自治体への希望をみると、最も多いのが「もっと広い範囲について知らせてほしい」の31.9%、次いで「もっと内容を詳しく知らせてほしい」が20.5%、「もっとひん繁に知らせてほしい」が8.0%となっている（第11表）。

ハ 団体における指導者・幹部等の養成状況

婦人の政策決定の場への参加を促進するため、団体における指導者、幹部等の養成状況をみると、半数に近い45.7%の団体が「養成している」と答えている。養成している団体は、婦人団体よりも労働組合婦人部に割合が高く、労働組合婦人部の場合は54.4%と半数を超えている。婦人団体の中では商工婦人、母子・寡婦の団体は「養成している」が半数を超えて多いが、職能婦人団体は2割で最も少ない。

次に養成している団体の養成の主体をみると、他団体や上部主催の研修に参加している場合が多く32.5%で、自主的に研修の機会を設けている団体は24.2%となっている。また、養成していない団体（54.3%）のうち、約3割までが通常の活動の経験の中で養成されていることを理由としており、これ以外は組織の性格上、全員が指導者の資質を持っているという理由が7.7%、指導の立場の人を必要としないという理由が6.6%となっている（第12表）。

(3) 「国連婦人の10年」後半期の取り組みの課題

国連婦人の10年の中間年に当たり、去る7月、デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年1980年世界会議」において、「国連婦人の10年後半期行動プログラム」が採択されたが、我が国においても、これを受けて、後半期の活動の検討が活発に行われるものと考えられる。

「国連婦人の10年」の後半期を迎えるにあたり、「国内行動計画」の一層の推進に向けて、団体が最も取り組みたいと考える問題を次の項目の中から3つ以内選択してもらったのが第13表である。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 家事や家業における婦人の労働を経済的に評価すること2. 公務・民間企業や団体等あらゆる政策決定の場への婦人の参加促進3. 学校、家庭、社会等あらゆる場の教育における男女平等の推進4. 婦人の生涯学習や婦人団体の学習活動等への援助5. 若年期の正しい職業指導や中年期の再就職における就業援助、職業訓練の充実6. 雇用の機会と待遇の平等の確保及びその労使双方への啓発や条件整備7. 農山漁村の生産活動や家内労働、自営業に従事する婦人の地位向上と条件整備8. 男女の役割分担見直しや婦人の社会参加のための啓発活動の強化9. 婦人の社会参加のための保育施策や育児環境の整備10. 母性の尊重及び健康の増進等母性保健及び勤労婦人の母性保護対策の充実11. 婦人の年金、福祉等老後生活の安定の確保や母子家庭の就業、福祉対策等の充実12. 男女平等と婦人の社会参加のための国際交流、婦人の平和への寄与等国際協力の推進 |
|---|

全体としてみると、「公務・民間企業や団体等あらゆる政策決定の場への婦人の参加促進」（32.5%）、「婦人の生涯学習や婦人団体の学習活動等への援助」（33.3%）、「婦人の年金、福祉等老後

第12表 婦人の政策決定の場への参加を促すための指導者・幹部の養成の有無、養成主体及び養成しない理由

(%)

区 分	計	養 成 し て い る (MA注1)				養 成 し て い な い (MA注2)					
		小 計	他団体・ 上部主体 の研修に 参加して いる	自主的に 研修の機 会を設け ている	そ の 他	小 計	通常の活 動の経験 の中で養 成されて いる。	組織の性 格上、指導 者の資質 を持っている	指導的立 場の人を 必要とし ない	そ の 他	
婦 人 団 体	計	100.0	45.7	32.5	24.2	0.3	54.3	29.0	7.7	6.6	11.4
	小 計	100.0	44.6	31.3	24.7	0.3	55.4	29.4	8.6	6.9	10.9
	一般婦人団体	100.0	48.9	33.6	27.1	0.6	51.4	26.8	11.6	7.1	7.1
	農山漁村婦人団体	100.0	39.3	23.6	21.2	—	56.2	40.4	—	5.6	10.1
	母子・寡婦婦人団体	100.0	54.2	47.9	35.4	—	43.8	29.2	2.1	2.1	10.4
	商工婦人団体	100.0	56.8	40.5	37.8	—	43.2	13.5	2.7	5.4	21.6
	職能婦人団体	100.0	20.0	15.0	5.0	—	80.0	36.3	11.3	11.3	21.3
労働組合婦人部	100.0	54.1	41.8	20.3	—	45.6	25.3	1.3	3.8	15.2	

注1) 多答式のため、養成主体の合計は小計を上回る。

注2) “ 養成しない理由の内訳の合計は小計を上回る。

第13表 「国内行動計画」後半期の取り組みの課題 (注)

(%)

区 分	計	家事や 家業に おける 女性の 参加を 促進す こと	あらか る政策 の決定 への参 加促進	あらか る場の 教育に おける 男女の 等進	婦人の 生涯学 習や婦 人の学 習活動 への参 加促進	若年期 の正職 指導や 中年期 の再就 職支援 事業の 充実	雇用機 会の増 進及び 女性の 地位の 向上に 関係す る条件 整備	農村・家 内労働 者等の 地位の 向上に 関係す る条件 整備	男女の 役割分 担の均 等化の 促進に 関係す る条件 整備	保育施 策や育 児環境 の整備	母性保 健及び 労働婦 人の性 差別の 撤廃に 関係す る条件 整備	婦人の 年金・ 福祉・ 生活・ 安定・ 子育て 支援に 関係す る条件 整備	国際交 流・婦 人の平 等・等 遇・等 国際協 力の推 進
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
婦 人 団 体	計	100.0	13.7	32.5	16.6	33.3	7.2	20.0	27.2	20.7	27.4	29.3	19.5
	小 計	100.0	15.5	34.5	15.0	37.0	7.7	13.3	28.6	19.2	21.4	30.4	21.7
	一般婦人団体	100.0	14.4	42.1	20.9	38.7	4.5	15.8	34.7	19.2	20.3	29.4	29.7
	農山村婦人団体	100.0	31.4	12.4	3.4	42.7	—	1.1	30.3	3.4	21.3	18.0	9.0
	母子・寡婦婦人団体	100.0	4.2	25.0	6.3	14.6	50.0	33.3	8.4	18.8	12.6	83.3	2.1
	商工婦人団体	100.0	35.1	21.6	2.7	37.8	—	5.4	24.3	8.1	5.4	24.3	8.1
労働組合 婦人部	職能婦人団体	100.0	—	37.5	12.5	36.3	8.8	10.0	15.0	42.5	38.8	20.0	18.7
	労働組合 婦人部	100.0	—	16.5	29.1	5.1	3.8	72.2	16.5	31.6	73.4	20.3	2.5

注) 主なもの3つ以内回答してもらったため内訳の合計は、計を上回る。

生活の安定の確保や母子家庭の就業、福祉対策等の充実」(29.3%)、「男女の役割分担の見直し、婦人の社会参加のための啓発活動の強化」(27.2%)、「母性の尊重及び健康の増進等母性保健及び勤労婦人の母性保護対策の充実」(27.4%)等が3割前後を占め割合が高い。しかし、後半期の取り組みの課題は、婦人団体と労働組合婦人部とで、さらに婦人団体の活動の母体によって、かなりの違いがみられるところから、以下で、それぞれについて触れることとする。

<婦人団体における取り組みの課題>

婦人団体全体をみると、「婦人の生涯学習や婦人団体の学習活動等への援助」をあげた団体が最も多く37.0%、次いで「公務・民間企業や団体等あらゆる政策決定の場への婦人の参加促進」34.5%、「婦人の年金・福祉等老後生活の安定、母子家庭の就業、福祉対策等の充実」30.4%、「男女の役割分担の見直し、婦人の社会参加のための啓発活動の強化」28.6%の順にあげられている。

これを活動の母体別にみると、各団体がほぼ共通してあげた取り組みの課題は、「婦人の生涯学習や婦人団体の学習活動等への援助」であるが、これ以外は、次に示すようにかなり異なっている。

調査対象婦人団体の約6割が一般婦人団体であるため、一般婦人団体の場合は、順位はやや異なるものの、取り組みたい課題はほぼ婦人団体全体の傾向と一致している。農山漁村婦人団体の場合は約9割が「農山漁村の生産活動や家内労働、自営業に従事する婦人の地位向上と条件整備」をあげているほか「家事や家業における婦人の労働を経済的に評価すること」(31.4%)、「男女の役割分担の見直し、婦人の社会参加のための啓発活動の強化」(30.3%)をあげている。母子・寡婦の団体の場合は、「婦人の年金・福祉等老後生活の安定、母子家庭の就業、福祉対策の充実」が最も多く83.3%、次いで「若年期の正しい職業指導や中年期の再就職における就業援助、職業訓練の充実」50.0%、「雇用の機会と待遇の平等の確保及びその労使双方への啓発や条件整備」33.3%の順になっている。商工婦人団体の場合は、「農山漁村、家内労働、自営業に従事する婦人の地位向上と条件整備」(51.4%)と「家事や家業における婦人の労働を経済的に評価すること」(35.1%)が多くを占めている。

また、職能婦人団体の場合は、「婦人の社会参加のための保育施策や育児環境の整備」(42.5%)、「母性の尊重及び健康の増進等母性保健及び勤労婦人の母性保護対策の充実」(38.8%)、「公務・民間企業や団体等あらゆる政策決定の場への婦人の参加促進」(37.5%)が多い。

<労働組合婦人部における取り組みの課題>

労働組合婦人部においては、「母性の尊重及び健康の増進等母性保健及び勤労婦人の母性保護対策の充実」と「雇用の機会と待遇の平等の確保及びその労使双方への啓発や条件整備」の二つが各々7割強で高い割合を占める。その他「婦人の社会参加のための保育施策や育児環境の整備」及び「学校・家庭・社会等あらゆる場の教育における男女平等の推進」をあげている団体が各々約3割である。しかし、婦人団体において高い割合を占めている、あらゆる政策決定の場への婦人の参加促進の問題や婦人の生涯学習等学習活動への援助の問題、男女の役割分担の見直し、社会参加のための啓発活動の問題等については、その割合が低い。

(4) 行政への要望・意見等

最後に国や地方自治体への要望や意見を自由に記入してもらったが、主なものを次に紹介する。

○ 男女平等の促進について

- ・国際婦人年に基づいて進められている諸施策は、真に男女の平等や婦人の社会的地位の向上につながっていない。婦人自身への啓発活動もさることながら、平等を実現させるための条件整備こそ必要である。
- ・「婦人の地位向上」の問題が「基本的人権」の問題に切り換えられるまでの道のりをあせらず確実に前進し続ける長期政策であってほしい。
- ・農村・漁村の団体における一家一票（戸主のみ）制の慣習の廃止等婦人を附属品でなく戸主と平等にするための意識の改革が必要である。
- ・理念だけが先行し具体性が弱い。「国内行動計画」の目標達成のテンポが遅い。
- ・女性を低くみる男性の意識が、具体的な問題になると女性を遠ざける結果になっている。男性の意識改革が必要である。
- ・幼児から男女平等の立場での教育が望ましい。
- ・家庭科教育を男性にも行ってほしい。
- ・PTAの会員名簿は、父母両方の名前にするよう改めるべきである。
- ・婦人の意識の低さ、自覚のなさも男女平等の促進を遅らせる要因であり学習の場を増やしていく必要がある。

○ 婦人の政策決定の場への参加促進について

- ・婦人の政策決定の場への登用は、行政側にも考慮されてきたが、まだまだ男性に比し軽視されている。生涯教育を盛んにして婦人が能力を身につけることが重要である。
- ・審議会委員等は、5人に1人はせめて女性を入れてほしい。そのための学習の場も広げてほしい。
- ・国は政策決定参加の目標を具体的に明示する時期にきていると考える。
- ・政策決定の場に参加する場合、専門職等についている婦人が多く、大多数の無名の主婦の声が反映されていない現状があり、もっと家庭の主婦の代表を参加させてほしい。
- ・大きな政策決定の場へ出る前に、地域で町内会等の場で実践していけるような施策をすすめてほしい。
- ・審議会委員等は、団体に依頼し、推せんされた人にかたよりがちであるが、もっと適格性や問題意識等を考慮した人選を要望する。
- ・民間企業においては、女性の管理職登用はまだ難しいので、行政機関がまず範を示し、女性の管理職が珍しがられない様努めてほしい。

○ 家庭婦人の問題について

- ・家事労働の評価について積極的に取り組んでほしい。

○ 働く婦人の問題について

- ・ 婦人が働き続けるための社会施設の整備に力を入れてほしい。
- ・ 一握りのエリート婦人に議会、行政の政策決定の場に参加させることも必要かもしれないが、産業の場で生産を支える働く婦人の地位向上、健康増進を図ってほしい。
- ・ 働く婦人に対する上司の男性の意識が問題である。
- ・ 母性保護に関する権利の充実を要望する。
- ・ 雇用における男女平等の法律を制定してほしい。
- ・ 婦人の労働の実態を把握し、使用者に対する行政指導を強めてほしい。
- ・ 中高年婦人の再雇用における職業訓練の充実、採用の際の年齢制限の緩和について行政指導を行ってほしい。
- ・ 婦人の職場への進出はめざましいが、それに伴う法的保護や行政の対応は遅れている。社会環境の変化、婦人のライフサイクルに応じた婦人対策が望ましい。
- ・ 女子の若年定年制廃止の行政指導を強めてほしい。
- ・ パートタイマーの身分保障と労働条件の確立を図ってほしい。
- ・ 婦人の労働権が人間の基本的な権利として、生涯にわたってしかも、継続して保障されるための社会的条件を整備すること。
- ・ 女性が、家庭を離れるために起こる諸問題－保育、老人の看護施設、ヘルパー制度等－の整備、これは女性が家庭を守るというこれまでの概念を取り除くことにつながると思う。

○ 団体活動への指導・援助について

- ・ 団体が自主活動するにあたり、少ない予算では十分できないので、活動への補助を要望する。
- ・ 農村婦人は会議に出席することが困難な場合が多い。地域ごとの集会等を考慮してほしい。
- ・ 大団体だけでなく、小グループへも行政の補助がほしい。
- ・ 婦人の学習や活動の場に公共施設の開放を希望する。
- ・ 婦人が利用できる施設のP.Rに力を入れてほしい。
- ・ 市の窓口で総合婦人問題相談の窓口を設け、婦人団体活動の相談、指導－例えば、会合の場所講師の紹介等－を行ってほしい。
- ・ 下部組織リーダー育成のためのP.Rと予算措置を希望する。
- ・ 各種団体の横のつながりの場を行政側で持つことが望ましい。

○ その他

- ・ 婦人問題についての情報を末端まで浸透させてほしい。
- ・ 婦人の政策決定参加等のキャンペーンが既存団体及びインテリ層にのみ流れており、組織のない婦人は無関心の状態である。マスコミとの連携等により末端まで伝達してほしい。

Ⅳ 婦人の公職参加状況調べ（昭和 55 年）

1. 国会及び地方議会における婦人の状況

(1) 国会及び地方議会における婦人議員の数

区 分	議員総数	婦人議員数	婦人の比率	前回の比率 (54.430)
国 会 議 員	人	人	%	%
衆 議 院	511	9	1.8	1.4
参 議 院	251	17	6.7	6.0
地 方 議 会 議 員				
都 道 府 県 議 会	2,854	33	1.2	1.2
市 議 会	20,216	433	2.1	2.1
町 村 議 会	47,666	278	0.6	0.5
特 別 区 議 会	1,087	73	6.7	6.7

（衆院・参院各事務局、婦人少年局調べ）

注 1. 衆・参議員は、55.7 現在の現員数である。

2. 地方議会議員は、55.6.1 現在の現員数である。

(2) 地方議会の婦人議長

- 江戸川区議会議長 以 鳥 幾久栄

（55.6.1 現在、婦人少年局調べ）

2. 各種審議会等における婦人の参加状況

(1) 法律に基づいて設置されている政府の各種審議会等の委員数

区 分	審 議 会 総 数	婦 人 を 含 む 審 議 会 数	婦人を含む審 議会の比率	委 員 総 数	婦 人 委員 数	婦 人 の 比 率
			%	人	人	%
昭 和 5 0 年 1 月 1 日 現 在	2 3 7	7 3	3 0.8	5, 4 3 6	1 3 3	2.4
昭 和 5 1 年 6 月 3 0 日 現 在	2 3 6	7 3	3 0.9	5, 5 5 5	1 4 6	2.6
昭 和 5 2 年 4 月 1 日 現 在	2 3 1	7 7	3 3.0	5, 4 6 8	1 5 1	2.8
昭 和 5 3 年 6 月 1 日 現 在	2 0 8	8 7	4 1.8	4, 8 2 6	1 7 1	3.5
昭 和 5 4 年 6 月 2 0 日 現 在	1 9 9	9 1	4 5.2	4, 5 3 7	1 8 3	4.0
昭 和 5 5 年 6 月 1 日 現 在	1 9 9	9 2	4 6.2	4, 5 0 4	1 8 6	4.1

(総理府調べ)

(2) 都道府県における審議会委員の数

1、法律に基づいて設置されている各種審議会等の委員数（都道府県及び指定都市）

名 称		総(実)数	うち女子	女子の比率	前回の比率 (54.4.1)
		人	人	%	%
都 道 府 県	都道府県自然環境保全審議会	1,375	45	3.3	2.6
	都道府県公害対策審議会	1,293	41	3.2	2.5
	都道府県水質審議会	874	19	※ 2.2	0.8
	温泉審議会	610	7	1.1	0.8
	保健所運営協議会	12,504	1,438	※ 11.5	11.2
	都道府県優生保護審査会	420	46	10.0	11.1
	地方精神衛生審議会	408	14	3.4	2.9
	精神衛生診査協議会	238	5	2.1	0.8
	結核診査協議会	3,217	117	3.6	3.5
	都道府県環境衛生適正化審議会	351	60	※ 17.1	14.7
	医療機関整備審議会	867	38	4.4	4.6
	公的医療機関整備審議会	360	16	※ 4.4	5.1
	あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、 柔道整復等地方審議会	381	1	※ 0.3	0.8
	民生委員審査会	442	79	17.9	17.8
	地方社会福祉審議会	1,084	108	10.0	9.2
	都道府県児童福祉審議会	856	182	※ 21.7	19.4
	地方心身障害者対策協議会	660	14	※ 2.1	1.3
	地方社会保険医療協議会	936	4	0.4	0.2
	都道府県職業訓練審議会	665	16	2.4	1.9
	都道府県農業共済保険審査会	428	0	※ —	
	都道府県森林審議会	657	4	0.6	0.5
	都道府県地代家賃審査会	35	0	※ —	
	都道府県水防協議会	716	0	※ —	—
	都道府県建築審査会	324	1	0.3	
	都市計画地方審議会	1,168	4	0.3	0.3
	私立学校審議会	614	43	7.0	6.2
	教科用図書選定審議会	905	53	5.9	6.0
	地方産業教育審議会	664	26	※ 3.9	3.8
	スポーツ振興審議会	838	68	8.1	6.9
	地方労働基準審議会	699	34	4.9	4.5

名 称		総(実)数	うち女子	女子の比率	前回の比率 (5 4. 4. 1)
	地方家内労働審議会又は 地方労働基準審議会家内労働部会	4 6 7	8 1	1 7. 3	1 8. 7
	地方最低賃金審議会	7 1 9	5	0. 7	0. 7
	地方職業安定審議会	6 5 5	4 5	※ 6. 9	6. 7
	国土利用計画地方審議会	1, 1 8 1	1 9	1. 6	1. 7
	小 計	3 7, 6 1 1	2, 6 3 3	7. 0	6. 6
指定都市 (10 市)	保健所運営協議会	2, 4 0 5	2 6 4	1 1. 0	9. 5
	結核診査協議会	5 4 0	2 7	5. 0	5. 1
	地方社会福祉審議会	4 1 4	3 1	7. 5	7. 6
	地方心身障害対策協議会	1 6 4	※ 8	4. 9	—
	国民健康保険運営協議会	2 0 4	2 3	1 1. 3	1 0. 4
	指定都市児童福祉審議会	1 8 6	3 2	1 7. 1	
	小 計	3, 9 1 3	3 8 5	9. 8	8. 3
合 計		4 1, 5 2 4	3, 0 1 8	7. 3	6. 8

(5 5. 6. 1 現在、婦人少年局調べ)

注 ※印は未設置県、市があるもの。

ロ、都道府県・指定都市独自で設置している婦人問題の審議会等の委員数

名 称		総（実）数	うち女子	女子の比率
		人	人	%
都 道 府 県	北海道婦人問題研究懇話会	15	12	80.0
	青森県婦人問題対策推進委員会	15	10	66.7
	岩手県婦人対策懇談会	18	14	77.8
	秋田県婦人問題懇話会	20	14	70.0
	山形県婦人問題推進懇話会	17	13	76.5
	福島県婦人問題懇話会	10	10	100.0
	茨城県婦人問題懇話会	8	4	50.0
	栃木県婦人問題懇話会	32	26	81.3
	群馬県婦人問題懇談会	20	15	75.0
	埼玉県婦人問題協議会	33	22	66.7
	神奈川県婦人問題懇話会	12	7	58.3
	新潟県婦人問題推進協議会	12	10	83.3
	富山県婦人問題懇話会	20	15	75.0
	石川県婦人問題懇話会	27	19	70.4
	福井県婦人問題懇話会	21	11	52.4
	山梨県婦人問題懇話会	25	17	68.0
	岐阜県婦人問題懇話会	15	11	73.3
	静岡県婦人問題懇話会	18	13	72.2
	愛知県婦人問題懇話会	19	16	84.2
	三重県婦人問題懇話会	25	20	80.0
	滋賀県婦人問題懇談会	26	15	57.7
	京都府婦人対策推進会議	20	17	85.0
	大阪府婦人問題推進会議	33	23	69.7
	兵庫県婦人施策企画推進会議	35	35	100.0
	奈良県婦人問題懇談会	19	15	78.9
	和歌山県婦人問題企画推進会議	15	9	60.0
	島根県婦人問題懇話会	12	9	75.0
	岡山県婦人問題会議	28	15	53.6
	山口県女性問題対策審議会	48	48	100.0
	福岡県婦人問題懇話会	29	20	69.0
	佐賀県婦人問題対策審議会	24	24	100.0
	長崎県婦人問題懇話会	20	15	75.0

名 称		総（実）数	うち女子	女子の比率
	大分県婦人問題懇話会	15	10	66.7
	宮崎県婦人問題懇話会	21	15	71.4
	鹿児島県婦人問題懇話会	24	24	100.0
	小 計	751	573	76.3
指 定 都 市	名古屋市婦人問題懇話会	15	13	86.7
	京都市婦人問題企画推進会議	14	8	57.1
	大阪市婦人問題懇話会	15	10	66.7
	神戸市婦人問題推進懇話会	19	9	47.4
	福岡市婦人問題懇談会	24	18	75.0
	小 計	87	58	66.7
合 計		838	631	75.3

（ 5 5 . 6 . 1 現在、 婦人少年局調べ ）

ハ、地方自治法（１８０条）に基づいて設置されている委員会の委員数

No	名 称	総（実）数	うち女子	女子の比率	前回の比率 （５４.４１）
		人	人	%	%
1	教 育 委 員 会	282	27	9.6	10.5
2	選 挙 管 理 委 員 会	251	16	6.4	7.4
3	人 事 又 は 公 平 委 員 会	183	2	1.1	1.2
4	監 査 委 員	226	1	0.4	—
5	公 安 委 員 会	159	0	—	—
6	地 方 労 働 委 員 会	779	1	0.1	0.1
7	収 用 委 員 会	335	0	—	—
8	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	774	0	※ —	—
9	内 水 海 業 管 理 委 員 会	472	0	—	—
	計	3,461	47	1.4	1.5

（５５.６.１現在、婦人少年局調べ）

注 1. １～４までは指定都市を含む。

2. ※印は未設置県があるもの。

(3) 法律に基づいて配置されている委員、相談員の数

所管省庁	No	名 称	計	男	女	女子の比率	調査時点	前回比率
最高裁判所	1	民事調停委員	人 9,669	人 8,402	人 1,267	13.1	54.10.1	12.3
	2	家事調停委員	9,569	5,710	3,859	40.3	"	38.8
	3	司法委員	5,150	4,781	369	7.2	55.2.1	6.9
	4	参与員	6,044	3,937	2,107	34.9	"	34.2
総理府	5	行政相談員	4,529	4,180	349	7.7	54.6.1	7.7
法務省	6	人権擁護委員	10,999	9,714	1,285	11.7	55.5.31	11.5
	7	保 護 司	46,853	38,057	8,796	18.8	55.1.1	18.5
文部省	8	社会教育委員	1,036	892	144	※ 13.9	55.6.1	13.1
厚生省	9	民生委員・児童委員	140,115	88,737	51,378	36.7	"	36.3
	10	婦人相談員	433	44	389	※ 89.8	"	90.0
	11	身体障害者相談員	7,139	6,840	299	※ 4.2	"	5.4
	12	戦傷病者相談員	1,080	1,062	18	※ 1.7	"	0.1
	13	母子相談員	1,056	21	1,035	※ 98.0	"	97.3

(婦人少年局調べ)

注1. 1～7は所轄省庁調べ、8以下は婦人少年局調べである。

2. ※印は指定都市を含む。

3. 民生委員・児童委員は北海道を除く。

4. 前回比率の調査時点に多少のずれはあるが、概ね前年同時期の比率である。

(4) 地方自治体における婦人の首長

- ・ 福島県棚倉町長 藤 田 満寿恵
- ・ 岐阜県穂積町長 松 野 友

(55.6.1現在、婦人少年局調べ)

3. 公務員の登用状況

(1) 国家公務員の在職状況

イ、国家公務員等級別在職者数（行政職（－））

（人）

等級別 男女別		計	1	2	3	4	5	6	7	8	指定職
50 年度	計	245,577 (100.0) (100.0)	1,146 (100.0) (0.5)	4,521 (100.0) (18)	11,468 (100.0) (47)	33,560 (100.0) (137)	80,631 (100.0) (328)	54,972 (100.0) (224)	35,122 (100.0) (143)	24,157 (100.0) (98)	1271 (100.0) —
	女子	34,517 (141) (100.0)	1 (0.1) (0.0)	18 (0.4) (0.1)	78 (0.7) (0.2)	457 (1.4) (1.3)	6,932 (8.6) (20.1)	15,038 (27.4) (43.6)	6,979 (19.9) (20.2)	5,014 (20.8) (14.5)	1 (0.1) —
	男子	211,060 (859) (100.0)	1,145 (999) (0.5)	4,503 (996) (21)	11,390 (993) (54)	33,103 (986) (157)	73,699 (914) (349)	39,934 (726) (189)	28,143 (80.1) (133)	19,143 (792) (91)	1,270 (999) —
	計	245,838 (100.0) (100.0)	1,276 (100.0) (0.5)	4,777 (100.0) (19)	13,510 (100.0) (55)	38,543 (100.0) (157)	79,990 (100.0) (325)	55,722 (100.0) (227)	30,417 (100.0) (124)	21,503 (100.0) (88)	1,375 (100.0) —
	女子	34,663 (141) (100.0)	3 (0.2) (0.0)	21 (0.4) (0.1)	115 (0.9) (0.3)	693 (1.8) (2.0)	8,783 (11.0) (25.4)	14,660 (26.3) (42.3)	6,078 (20.0) (17.5)	4,310 (20.0) (12.4)	2 (0.3) —
	男子	211,175 (859) (100.0)	1,273 (998) (0.6)	4,756 (996) (23)	13,395 (991) (63)	37,950 (982) (180)	71,207 (890) (337)	41,062 (737) (195)	24,339 (80.0) (115)	17,193 (80.0) (81)	1,357 (999) —
53 年度	計	246,285 (100.0) (100.0)	1,344 (100.0) (0.5)	4,846 (100.0) (20)	15,454 (100.0) (63)	41,184 (100.0) (167)	78,668 (100.0) (319)	54,398 (100.0) (221)	28,992 (100.0) (118)	21,399 (100.0) (87)	1,441 (100.0) —
	女子	34,525 (140) (100.0)	3 (0.2) (0.0)	25 (0.5) (0.1)	141 (0.9) (0.4)	815 (2.0) (2.4)	9,479 (12.0) (27.5)	14,358 (26.4) (41.6)	5,678 (19.6) (16.4)	4,026 (18.8) (11.7)	4 (0.3) —
	男子	211,760 (860) (100.0)	1,341 (998) (0.6)	4,821 (995) (23)	15,313 (991) (72)	40,369 (980) (191)	69,189 (880) (327)	40,040 (736) (189)	23,314 (80.4) (110)	17,373 (81.2) (82)	1,437 (997) —

（各年度 3.31 現在、人事院「国家公務員任用状況調査報告」）

注 （ ）は構成比（上—男女別、下—等級別）

ロ、判事・判事補の数

区 分	5 2 年			5 3 年			5 4 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
計	人	人	人 %	人	人	人 %	人	人	人 %
判 事	1,829	1,771	58(3.2)	1,847	1,782	65(3.5)	1,888	1,817	71(3.8)
判 事 補	1,217	1,186	31(2.5)	1,238	1,200	38(3.1)	1,278	1,239	39(3.1)
判 事 補	612	585	27(4.4)	609	582	27(4.4)	610	578	32(5.2)

(各年12.1現在、最高裁判所調べ)

ハ、検事・副検事の数

区 分		5 2 年			5 4 年			5 5 年		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
計		2,103 ^人	2,081 ^人	22 ^人 (1.0)	2,135 ^人	2,112 ^人	23 ^人 (1.1)	2,177 ^人	2,147 ^人	30 ^人 (1.4)
検 事	小 計	1,214	1,193	21(1.7)	1,226	1,204	22(1.8)	1,277	1,248	29(2.3)
	一 級	521	519	2(0.4)				524	519	5(1.0)
	二 級	693	674	19(2.7)				753	729	24(3.2)
副 検 事		889	888	1(0.1)	909	908	1(0.1)	900	899	1(0.1)

(法務省調べ)

注1 ()内の数字は総数に対する女子の比率。

2 52年-3.31現在、54年-4.1現在、55年-6.1現在。

ニ、家庭裁判所調査官、書記官、事務官の数

区 分	総 数	男	女	女子の比率
	人	人	人	%
家 庭 調 査 官	1,469	1,172	297	20.2
書 記 官	6,469	6,332	137	2.1
事 務 官	7,275	5,359	1,916	26.3

(54.12.1現在、最高裁判所調べ)

(2) 国・公立学校、幼稚園の教員数及び登用状況

イ、小学校、中学校、高等学校、幼稚園の教員数及び校長、教頭の数

区 分		小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	幼 稚 園
教 員 総 数	計	人 465,262	人 244,245	人 189,227	人 27,854
	男 子	201,795	166,373	159,075	536
	女 子	263,467	77,872	30,152	27,318
	女子の比率	56.6%	31.9%	15.9%	98.1%
	前回の比率	56.6	31.4	15.8	98.2
校 長	計	人 23,322	人 9,610	人 3,713	人 1,648
	男 子	22,879	9,598	3,707	382
	女 子	443	12	6	1,266
	女子の比率	1.9%	0.1%	0.2%	76.8%
	前回の比率	1.8	0.1	0.2	77.0
教 頭	計	人 24,038	人 10,472	人 5,219	人 704
	男 子	23,255	10,430	5,206	11
	女 子	783	42	13	693
	女子の比率	3.3%	0.4%	0.2%	98.4%
	前回の比率	3.1	0.4	0.2	97.8
教 諭	計	人 383,980	人 211,697	人 173,417	人 23,745
	男 子	151,021	144,770	148,309	135
	女 子	232,959	66,927	25,108	23,610
	女子の比率	60.7%	31.6%	14.5%	99.4%
	前回の比率	60.7	31.1	14.4	99.5
そ の 他 の 教 員	計	人 33,922	人 12,466	人 6,878	人 1,757
	男 子	4,640	1,575	1,853	8
	女 子	29,282	10,891	5,025	1,749
	女子の比率	86.3%	87.4%	73.1%	99.5%
	前回の比率	85.7	87.1	76.8	99.8

(5 5. 5. 1 現在、文部省「学校基本調査」)

注 前回の比率は 5 4. 5. 1 現在。

ロ、国・公立大学、短期大学、高等専門学校の教員数及び学長・副学長の数

区 分		大 学	短 大	高 専
学 校 数		1 2 5	8 3	5 8
教 員 総 数	計	人 5 2, 3 4 1	人 2, 4 9 5	人 3, 5 2 0
	男 子	4 9, 4 0 4	1, 7 5 7	3, 4 8 9
	女 子	2, 9 3 7	7 3 8	3 1
	女 子 の 比 率	% 5. 6	% 2 9. 6	% 0. 9
	前 回 の 比 率	5. 6	2 8. 8	0. 9
学 長	計	人 1 2 4	人 4 3	人 5 7
	男 子	1 2 4	4 3	5 7
	女 子	0	0	0
	女 子 の 比 率	% —	% —	% —
	前 回 の 比 率	—	—	—
副 学 長	計	人 3 7	人 1	人 —
	男 子	3 7	1	—
	女 子	0	0	—
	女 子 の 比 率	% —	% —	% —
	前 回 の 比 率	—	—	—
教 員	計	人 5 2, 1 8 0	人 2, 4 5 1	人 3, 4 6 3
	男 子	4 9, 2 4 3	1, 7 1 3	3, 4 3 2
	女 子	2, 9 3 7	7 3 8	3 1
	女 子 の 比 率	% 5. 6	% 3 0. 1	% 0. 9
	前 回 の 比 率	5. 6	2 9. 3	0. 9

(5 4. 5. 1 現在、文部省「学校基本調査」)

注 前回の比率は 5 3. 5. 1 現在。

(3) 地方公務員の在職、登用状況

イ、53年度地方公務員の職種別、男女別職員数

(人)

区 分	計	男	女(女子の比率)
全 職 種	3,062,499	2,041,844	1,020,655(33.3)
一 般 職 員	1,920,014	1,296,573	623,441(32.5)
一般行政職	1,001,175	693,304	307,871(30.8)
税 務 職	86,680	71,838	14,842(17.1)
研 究 職	17,028	16,025	1,003(5.9)
医師・歯科医師職	13,878	12,666	1,212(8.7)
薬剤師・医療技術職	40,364	21,343	19,021(47.1)
看護・保健職	96,754	1,644	95,110(98.3)
教 育 公 務 員	926,068	540,588	385,480(41.6)
警 察 官	202,874	198,956	3,918(1.9)

(53.4.1現在、自治省「昭和53年度地方公務員給与の実態」)

注 職種の内訳は抜粋である。

ロ 地方公務員の登用状況

(イ) 都道府県における管理職(課長相当職以上)の数

区 分	実 数	男	女	女子の比率
総 数	18,468人	18,078人	390人	2.1%
本 庁 組 織	8,006	7,953	53	0.7
出 先 機 関	10,462	10,125	337	3.2

(5 5. 6. 1 現在、婦人少年局調べ)

注 1. 調査範囲は知事部局のみである。

2. 東京都を除く。

(ロ) 都道府県における女子管理職の役職(本庁組織)

区 分	女子管理職総数	部 長 級	課 長 級
実 数	61人	3人	58人
比 率	100.0%	4.9%	95.1%
前 回 実 数	45	3	42
主 な 役 職 名	・婦人青少年部長 ・職業訓練部長 ・環境部長		
	・婦人児童課長、婦人対策課長、青少年育成課長ほか婦人、児童青少年関係 ・福祉課長、予防課長、看護課長ほか福祉、環境、保健衛生関係 ・生活安定課長、消費生活課長 ・その他、総務関係、農業関係参事、主幹等		

(5 5. 6. 1 現在、婦人少年局調べ)

注 前回実数は 5 4. 4. 1 現在。

(ハ) 都道府県における女子管理職の役職(出先機関)

主 な 機 関 及 び 役 職 名	実 数	構 成 比
総 数	494	100.0
保健所長、支所長、課長、主幹、参事、保健婦室長等	148	30.0
各種医療施設の長、副長、室長、課長、医長等	8	1.6
公立病院長、医長、専門科(部)医(室)長等	33	6.7
公立病院総看護婦長、副総看護婦長、看護部(室)長等	89	18.0
医療関係専門学校長、副学院長(次長、教頭)、部長等	24	4.9
公立大学(短大)教授、技術系専門学校長	7	1.4
医療、食品、農業関係研究所部長、研究室長等	10	2.0
職業訓練、就業援助施設等の長	6	1.2
婦人(勤労婦人)、青年、児童関係施設の長、次長	13	2.6
消費生活、生活科学センター等の所長、課長	9	1.8
図書館、文化会館等の長、課長	3	0.6
その他	4	0.8
その他技術系管理職(東京都のみ)	140	28.3
前回(54.4.1)の女子管理職総数	481	—

(55.6.1現在、婦人少年局調べ)

注 調査範囲は知事部局の出先機関のみである。

(二) 指定都市における管理職（課長相当職以上）の数

区 分	実 数	男	女	女子 の 比 率
総 数	6,307人	6,140人	167人	2.7%
本 庁 組 織	2,702	2,679	23	0.9
出 先 機 関	3,605	3,461	144	4.0

(5 5.6.1 現在、婦人少年局調べ)

注 調査範囲は知事部局のみである。

(ホ) 指定都市における女子管理職の役職（本庁組織）

区 分	女子管理職総数	部 長 級	課 長 級
実 数	23人	2人	21人
比 率	100.0%	8.7%	91.3%
前 回 実 数	15	1	14
主 な 役 職 名	・ 保育部長 ・ 公害局参事		
	・ 婦人問題担当室長ほか婦人問題関係 ・ 民生局保育部主幹ほか保健衛生関係 ・ 消費生活課長、物価流通課長 ・ 市民部相談課長、広報課長、職員構成課長ほか総務関係		

(5 5.6.1 現在、婦人少年局調べ)

注 前回実数は 5 4.4.1 現在。

(へ) 指定都市における女子管理職の役職(出先機関)

主 な 機 関 及 び 役 職 名	実 数	構 成 比
総 数	人 144	% 100.0
保健所長、支(出張)所長、課長、主幹等	57	39.6
公立病院長、病院(診療所)部長、医長専門科(部)医(部)長、棟長、主幹等	34	23.6
公立病院総看護婦長、副総看護婦長、看護婦長等	34	23.6
医療専門学校副校長、課長、主幹	5	3.5
研究所課長、主幹	2	1.4
保育、児童、勤労青年施設の長、副主幹	5	3.5
その他	7	4.9
前回(54.4.1)の女子管理職総数	132	—

(55.6.1現在、婦人少年局調べ)

注 調査範囲は知事部局の出先機関のみである。

(4) 公務員の採用状況

1. 国家公務員採用試験区分別採用等の状況(試験実施年度別)

区 分	5 0 年 度			5 2 年 度			5 3 年 度			5 4 年 度		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
上 級 甲	37825	36000	1825(48)	48514	46012	2502(52)	55972	53210	2762(49)	51896	49061	2835(55)
合 格 者	1206	1172	34(28)	1206	1166	40(33)	1311	1268	43(33)	1265	1224	41(32)
採 用 者	678	663	15(22)	694	673	21(30)	717	691	26(36)	625	603	22(35)
上 級 乙	4392	3992	395(90)	5088	4693	395(78)	4976	4586	390(78)	4814	4411	403(84)
合 格 者	99	88	11(11)	78	76	2(26)	90	79	11(122)	90	81	9(100)
採 用 者	57	54	3(53)	45	44	1(22)	51	44	7(137)	54	47	7(130)
中 級	47016	37538	9478(201)	85480	68933	16547(194)	98594	80711	17883(181)	92785	76526	16259(175)
合 格 者	1622	1410	212(131)	1939	1673	266(137)	2783	2434	349(125)	2976	2649	327(110)
採 用 者	869	776	93(107)	976	844	132(135)	1432	1268	164(115)	1147	1054	93(81)
初 級	147493	83798	63695(431)	157694	95549	62145(394)	175383	109430	65953(376)	167378	105500	61878(370)
合 格 者	17872	12297	5562(311)	16583	12083	4500(271)	17267	12311	4956(287)	18312	13104	5208(284)
採 用 者	6675	4956	1719(258)	8799	6980	1819(207)	9104	7027	2077(228)	7531	5990	1541(205)

(人事院任用局調べ)

注 1. () の数字は総数に対する女子の百分比

2. 採用者について

- ・上級(甲)・・・{ 50年度は採用者名簿の失効時の状況
52年度・53年度・54年度は55.4.1現在の状況
- ・上級(乙)・・・{ 50年度・52年度は採用者名簿の失効時の状況
53年度・54年度は55.4.1現在の状況
- ・中級・・・{ 50年度・52年度は採用者名簿の失効時の状況
53年度・54年度は55.4.3.0現在の状況
50年度は51.10.31現在の状況
- ・初級・・・{ 52年度・53年度は採用者名簿の失効時の状況
54年度は55.4.3.0現在の状況

3. 54年度上級職女子採用状況(省庁別)

(54.4.1現在)

- 上級(甲)・・・科学技術庁1、環境庁2、法務省2、文部省1、厚生省2、農林水産省5、防衛庁2、運輸省1、郵政省1、労働省4、建設省1
- 注 その他、53年度試験合格者より、厚生省に1名、工業技術院に1名採用されている。
- 上級(乙)・・・文部省6、環境庁1
- 4. 54年度外務上級職女子採用者数・・・1名

ロ、裁判所事務官試験の申込者、合格者、採用者の数

区 分	5 3 年 度			5 4 年 度		
	総 数	男	女	総 数	男	女
申 込 者	23,746 ^人	16,203 ^人	7,543 ^人 (31.8)	19,774 ^人	13,812 ^人	5,962 ^人 (30.2)
合 格 者	604	461	143(23.7)	704	519	188(26.7)
採 用 者	315	250	65(20.6)	404	313	91(22.5)

(最高裁判所調べ)

注1. ()内の数字は総数に対する女子の比率。

2. 53年度——54.4.1現在、54年度——55.6.1現在。

ハ、司法試験合格者数、司法修習生数、その後の進路状況

区 分		5 1 年 度			5 2 年 度		
		総 数	男	女	総 数	男	女
司 法 試 験 合 格 者		465 ^人	426 ^人	39 ^人 (8.4)	465 ^人	432 ^人	33 ^人 (7.1)
司 法 修 習 生		446	408	38(8.5)	455	423	32(7.0)
そ 進 路 後 の 状 況	裁 判 官	58	54	4(6.9)	62	58	4(6.5)
	検 察 官	49	45	4(8.2)	49	44	5(10.2)
	弁 護 士 等	329	300	29(8.8)	333	311	22(6.6)
	修 習 中	10	9	1(10.0)	11	10	1(9.1)

(最高裁判所調べ)

注1. ()内の数字は総数に対する女子の比率。

2. 51年度——54.4.9現在、52年度——55.6.24現在。

ニ、地方公務員採用試験の合格者、採用者（５４年度）

（イ）都道府県（一般行政職）

区 分		計	男 子	女 子	女子の比率
		人	人	人	%
上級 （大学卒）	合 格 者	2,593	2,470	123	4.7
	採 用 者	1,880	1,802	78	4.1
中級 （短大卒）	合 格 者	1,033	873	160	15.5
	採 用 者	589	503	86	14.6
初級 （高校卒）	合 格 者	4,108	2,656	1,452	35.3
	採 用 者	2,102	1,394	708	33.7

（５５.６.１現在、婦人少年局調べ）

注 採用者は東京を除く合計である。

（ロ）指定都市（一般行政職）

区 分		計	男 子	女 子	女子の比率
		人	人	人	%
上級 （大学卒）	合 格 者	919	857	62	6.7
	採 用 者	746	686	60	8.0
中級 （短大卒）	合 格 者	477	263	214	44.9
	採 用 者	324	164	160	49.4
初級 （高校卒）	合 格 者	737	428	309	41.9
	採 用 者	676	416	260	38.5

（５５.６.１現在、婦人少年局調べ）

V 都道府県、指定都市における婦人関係行政推進状況一覧

県名	主管課名	行政連絡会議	諸機関等	行動計画策定状況
北海道	総務部青少年婦人事務局	青少年婦人総合対策本部	婦人問題研究懇話会	北海道婦人行動計画
青森県	企画部青少年婦人室	婦人問題行政連絡会議	婦人問題対策推進委員会	青森県婦人行動計画
岩手県	企画調整部青少年婦人課	婦人対策関係課長会議	婦人対策懇談会	岩手の婦人対策の方向
宮城県	生活環境部県民課	—	—	—
秋田県	民生部青少年課	婦人事業連絡会	婦人問題懇話会	(55年12月策定予定)
山形県	企画調整部青少年婦人課	婦人問題推進本部	婦人問題推進懇話会	婦人問題推進のための県内行動計画
福島県	生活福祉部青少年婦人課	婦人関係行政連絡会議	婦人問題懇話会	—
茨城県	生活福祉部婦人児童課	婦人問題連絡会議	婦人問題懇話会	—
栃木県	企画部婦人青少年課	婦人行政連絡会議	婦人問題懇話会	婦人のための栃木県計画
群馬県	県民生活部婦人児童課	婦人関係行政推進専門部会	婦人問題懇談会	新ぐんま婦人計画
埼玉県	県民部婦人対策課	婦人問題庁内連絡会議	婦人問題協議会	婦人の地位向上に関する埼玉県計画
千葉県	社会部青少年婦人課	婦人問題行政連絡協議会	—	—
東京都	婦人青少年部婦人計画課	婦人関係行政推進協議会	—	婦人問題解決のための東京都行動計画
神奈川県	県民部県民総務室	婦人関係行政連絡推進会議	婦人問題懇話会	新神奈川計画に盛り込む
新潟県	民生部青少年福祉課	婦人問題庁内連絡会議	婦人問題推進協議会	—
富山県	生活環境部婦人青少年課	婦人関係行政連絡会議	婦人問題懇話会	(56年度前半策定予定)
石川県	県民生活局県民課	婦人行政行政連絡会議	婦人問題懇話会	(55年度中策定予定)
福井県	厚生部婦人児童課	婦人問題行政連絡協議会	婦人問題懇話会	(")
山梨県	県民生活局青少年婦人対策課	婦人問題庁内連絡会議	婦人問題懇話会	(")
長野県	社会部労政課	婦人問題協議会	—	「県勢発展第3次5ヵ年計画」中に盛り込む
岐阜県	環境部県民生活課	婦人問題連絡会議	婦人問題懇話会	(56年度策定予定)

県名	主管部課名	行政連絡会議	諮問機関等	行動計画策定状況
静岡県	生活環境部県民生活課婦人対策室	婦人問題対策推進連絡協議会	婦人問題懇話会	—
愛知県	総務部青少年婦人室	婦人関係行政推進会議	婦人問題懇話会	地方計画「婦人のために」
三重県	生活環境部青少年県民課	婦人関係行政推進連絡会議	婦人問題懇話会	三重県の婦人対策の方向
滋賀県	商工労働部労政課	婦人問題連絡協議会	婦人問題懇話会	(57年を目的に策定予定)
京都府	民生労働部青少年婦人課	婦人関係行政連絡会	婦人対策推進会議	(56年度中策定予定)
大阪府	企画部府民文化室	婦人問題企画推進本部	婦人問題推進会議	(55年度中策定予定)
兵庫県	生活文化部婦人・家庭室	婦人施策推進連絡協議会	婦人施策企画推進会議	—
奈良県	総務部県民課	婦人問題施策推進連絡協議会	婦人問題懇話会	—
和歌山県	県民局青少年育成課	婦人問題連絡協議会	婦人問題企画推進会議	婦人問題施策の方向
鳥取県	総務部婦人青少年室	婦人活動連絡担当若者会議	—	—
島根県	商工労働部政訓練課	婦人問題庁内連絡協議会	婦人問題懇話会	(55年度中策定予定)
岡山県	県民生活部県民課	婦人問題行政連絡協議会	婦人問題会議	(55年度末策定予定)
広島県	民生部青少年婦人課	婦人問題行政連絡協議会	—	—
山口県	企画部県民生活課	婦人問題行政推進連絡協議会	女性問題対策審議会	よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画
徳島県	厚生部青少年婦人課	婦人行政連絡協議会	—	—
香川県	民生部婦人児童課	婦人活動推進本部	婦人懇談会	—
愛媛県	福祉部家庭福祉課	婦人対策班	—	—
高知県	福祉部県民生活課	婦人問題推進本部	—	婦人行動計画
福岡県	民生部婦人対策室	婦人関係行政推進会議	婦人問題懇話会	(策定中)
佐賀県	福祉部青少年婦人課	—	婦人問題対策審議会	長期総合計画に盛り込む
長崎県	企画部県民生活課	婦人関係行政推進協議会	婦人問題懇話会	生きがいを育てる長崎県の婦人対策
熊本県	商工観光労働部労働課	—	—	—
大分県	福祉部青少年婦人課	婦人行政企画推進協議会	婦人問題懇話会	婦人の明日をひらく

県名	主管部課名	行政連絡会議	諮問機関等	行動計画策定状況
都道府県				
宮崎県	企画調整部青少年婦人課	婦人問題行政連絡会議	婦人問題懇話会	(55年度中策定予定)
鹿児島県	総務部県民局婦人青少年課	婦人関係行政推進連絡会議	婦人問題懇話会	(")
沖縄県	生活福祉部青少年婦人課	婦人関係行政推進会議	婦人問題懇話会	(56年以降策定予定)
指定都市	札幌市	市民局青少年婦人部	—	(")
	川崎市	教育委員会社会教育課	—	—
	横浜市	教育委員会社会教育部社会教育課	—	—
	名古屋市	市民局婦人問題担当室	婦人問題推進協議会	基本計画
	京都市	総務部婦人対策課	婦人問題企画推進協議会	—
	大阪市	教育委員会事務局 社会教育部婦人教育課	婦人問題対策推進協議会	—
	神戸市	市民局相談部婦人問題担当室	婦人問題推進懇話会	(55年度中策定予定)
	広島市	民生局福祉部青少年婦人対策課	—	—
	福岡市	市民局スポーツ青少年婦人対策部 青少年婦人対策課	婦人問題懇話会	—
	北九州市	民生局福祉部総務課	—	—
		設置数 43県 9市	設置数 37県 5市	策定数 18県 1市

(55.6.1現在、婦人少年局調べ)

国内ニュース

(1) 婦人問題企画推進本部の動き

国連婦人の10年後半期を迎え、婦人問題企画推進本部では、昭和55年9月26日、幹事会を開催し、後半期に重点をおいて取り組むべき事項について今後検討を行うことを決定し、下記のとおりその作成の趣旨及び日程について合意を得た。

国内行動計画後期重点目標（仮称）
の作成の趣旨について

（昭和55年9月26日）
婦人問題企画推進本部幹事会

本年7月に開催された国連婦人の十年1980年世界会議において採択された「国連婦人の十年後半期行動プログラム」の国内への取入れ及び「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に関する婦人問題企画推進本部申合せ」の実効を期するため、国内行動計画後期に重点を置いて推進する事項をとりまとめるものとする。

〔日 程〕

後半期に推進する国内施策の検討

10月～12月

婦人問題企画推進会議意見表明

56年1月

国内行動計画後期重点目標（仮称）案の検討

1月～3月

婦人問題企画推進本部決定

3月末

また、後期重点目標（仮称）の作成に当たっては、民間の意見を反映させるため、婦人問題企画推進会議の意見を56年1月まで求めることとしているが、同会議は、これを受け第15回婦人問題企画推進会議総会（55年6月17日開催）において、決定された「昭

和55年度における婦人問題企画推進会議の運営のあり方」に沿って設置された同作業部会でこの検討を行い、その結果を参考としつつ同会議総会において意見をとりまとめることとしている。

(2) 「昭和55年度婦人関係行政セミナー」の開催

55年度婦人関係行政セミナーは、10月2日（木）から11月10日（月）まで東京及び大阪で開催された。本セミナーはアジア、中近東地域の発展途上国の政府機関等において、婦人関係行政を担当する者に対して、我が国の婦人関係行政の現状及び実情を紹介し、婦人問題に関する研修を行うことにより、これら諸国の婦人関係行政の発展に寄与することを目的として労働省婦人少年局が国際協力事業団の協力を得て昭和44年以来実施しており、本年度はその12回目に当たる。

本年度は、バングラデシュ、エジプト、インドネシア等9カ国11名の婦人関係行政担当者が参加し、我が国における婦人問題の実情と対策、施設、事業所等の説明及び見学、参加者提出のレポートに基づく発表・討論による比較検討等が行われた。

なお、55年度までの参加国は23カ国（通算）、研修生は120名を数えている。

(3) 家内労働法施行10周年特別家内労働旬間の実施

労働省では、昭和46年以来、家内労働法が制定された5月に、毎年、「家内労働旬間」を設け、広報活動、監督指導をはじめ多角的な活動を実施して、家内労働法の周知徹底及び遵法意識の高揚を図ってきたところであるが、本年は、特に家内労働法施行10周年に当たるところから、家内労働法が施行された10月を期して、再度、「家内労働旬間」を設け（10月11日～20日）、「家内労働者の

労働条件の向上と生活の安定を図る」を目標に広報活動等多角的な活動を展開した。

本旬間中には、家内労働法施行10周年に当たり、家内労働者の労働条件の向上に特に貢献があった委託者、事業場、委託者団体、内職グループ・リーダー等に対し、労働大臣の表彰（55年10月13日、於東京）が行われた。また、中央において広報活動を行うとともに、都道府県労働基準局が婦人少年室と連携を図りつつ関係行政連絡会議を開催したほか、内職グループ、リーダーを対象とする指導・懇談会の実施、集団指導・相談指導等を実施した。

(4) 昭和55年度婦人労働旬間の実施

労働省では、経済社会における勤労婦人の役割とその重要性を広く社会一般に知らせるとともに、勤労婦人の地位を高めることについて、労・使・民間団体・関係機関等の理解と協力を促すために、55年10月21日（火）～31日（金）まで55年度婦人労働旬間を実施した。

55年度は、男女平等と婦人の社会参加を目指した「国内行動計画」の着実な推進と実現のために、職場における男女の機会と待遇の平等について、社会一般の認識を深め、労使の理解と協力を促すため、「職場における男女平等をすすめる」を目標とし、54年度に引き続いて運動の重点を

- 男女別定年制等差別的制度の改善
- 同一労働における男女同一賃金の徹底
- 婦人の就業分野の拡大

に置き、中央及び地方において啓発活動、行政指導を集中的に実施した。

また、中央では、婦人労働についての認識を高めるとともに、婦人労働者の能力の向上を図るため、婦人労働旬間の一環として、「婦人の能力開発指導者セミナー」を全国

から多数の参加を得て、2日間にわたって開催した。

(5) 売春対策審議会総会の開催

売春対策審議会総会（会長 本田宗一郎氏）が昭和55年10月28日開催され、最近の売春の実態と対策の現況、観光買春問題、売春と暴力団の関係等についての討議が行われた。

特に、国の内外で批判的となっている日本人男性による観光買春問題に関しては「買春ツアー」の実態について関係各省からヒヤリングを行うとともに、今後の対策等について協議し、意見をとりまとめることとしている。

(6) 「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」の成立

第93回臨時国会で「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が成立（昭和55年10月29日）した。同法律案は、厚生年金及び国民年金などの支給額の引上げを主な内容とするものであり、衆議院において40才未満の子供のいない未亡人を遺族年金の支給対象から外す規定を削除する等の修正がなされた上可決されたものである。

主な改正点は

- △ 厚生年金における加給年金額の引き上げ（配偶者月額6,000円から1万5,000円、第1子・第2子同2,000円から5,000円等）
- △ 遺族年金の寡婦加算額の引き上げ（2人以上の子供をもつ寡婦月額7,000円から1万7,500円、子供1人を持つ寡婦同5,000円から1万円等）
- △ 保険料率の改定（一般男子現行9.1%から10.6%、女子7.3%から8.9%等）
- △ 母子年金における母子加算の創設（月額

1万5,000円)等である。

また、衆議院及び参議院社会労働委員会は同法案採決のあと、婦人の年金権のあり方について被用者の妻の国民年金への任意加入制度との関連も含め総合的な見地から検討を進め速やかにその確立に努めることなどを主要内容とする「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」をそれぞれ採択した。

なお、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案」も今国会で成立し(53年11月7日)、遺族補償年金の給付水準の引き上げ、障害補償年金差額一時金・障害補償年金前払一時金等の新設等制度の改善等が図られることとなった。

(7) 「国連婦人の十年中間年全国会議」の開催

去る7月開催された国連婦人の10年1980年世界会議の結果をふまえ、後半期への積極的な活動の展望を得ることを目的として、婦人問題企画推進本部は、昭和55年10月31日、国立教育会館において「国連婦人の10年中間年全国会議」を開催した。

会議は、婦人問題に関心を有する民間人及び婦人行政関係者約1,500人の参加を得て開催された。まず、鈴木内閣総理大臣のあいさつにはじまり、次いで、国連婦人の10年推進議員連盟会長 石本茂氏、婦人問題企画推進会議座長 藤田たき氏の来賓あいさつの後、世界会議の日本政府代表の綾田晴子氏(国立婦人教育会館々長)、関榮次氏(外務大臣官房審議官)、柴田知子氏(内閣総理大臣官房審議官)及び政府代表顧問大羽綾子氏による世界会議報告が行われた。これを受けて「男女平等を促進し、社会の発展、世界の平和を進めるために一婦人の10年後半期への提言」をテーマとし、民間3婦人団体等からの提言を受けた後、樋口恵子氏の司会に

より氏原正治郎氏(東京大学教授)、久保田きぬ子氏(東北学院大学教授)、高原須美子氏(経済評論家)、室俊司氏(立教大学教授)を討論者に迎え、パネル討論が行われた。

(8) 「国連婦人の10年中間年日本大会」の開催

国連婦人の10年中間年日本大会実行委員会(全国組織の婦人団体及び労組婦人部48で結成、市川房枝実行委員長)主催により、昭和55年11月22日、「国連婦人の10年中間年日本大会」が東京・日比谷公会堂で開催された。

会議は、中村紀伊実行委員会副委員長の開会あいさつに始まり、市川房枝実行委員会委員長による大会基調報告、中山太郎婦人問題企画推進本部副本部長、石本茂国連婦人の10年推進議員連盟会長のあいさつの後、藤田たき婦人問題企画推進会議座長による「国連婦人の10年後半期行動プログラムと婦人差別撤廃条約」と題する講演等が行われた。

午後は、「後半期にむかって一私たちのとりくみ」と題する全体討議が行われ、「婦人と平和・国際協力」、「教育と男女平等」、「婦人と就業」、「家庭・福祉・国籍」、「あらゆる分野への婦人の全面参加」の分野からの問題提起により、これらの分野における現状及び問題点が討議された後、大会決議が採択された。

(9) 「昭和55年度全国婦人教育交流集会」の開催

国立婦人教育会館では、「国連婦人の10年を日本一後半期への展望を探る」を主題として、56年2月19日(木)から21日(土)まで、全国婦人教育交流集会を開催する。

本交流集会は、国連婦人の10年を念頭におき、家庭、学習、自立、就労、健康等婦人

を取りまく諸課題について考えるとともに、世界会議で後半期の重点とされた開発途上国の問題についての関心を高め、日本の果たすべき役割について考えようとするものであり、参加者は20才以上の男女約100名を予定している。

交流会は、基調講演(「日本と開発途上国」東京大学教授、衛藤濤吉氏)、分科会(テーマ別6部会)、全体会(分科会助言者による提言と全体討論)により構成される。

判 例

(1) 大安町保母事件(昭和55年8月14日、津地裁)

本事件は、昭和47年より三重県大安町に保母として勤務していた原告が、昭和54年6月12日、同町民生課への転任を命ぜられたことに対し、① 保母としての職種を特定されて採用されたのであるから、民生課等への転任は異なる職種への転任であること。② 原告が、産休代替保母の残任要求運動を行っていたことに対する報復人事であること等合理性のない転任であると主張し、大安町長に転任命令取消しを、大安町に損害賠償を求めたものである。

判決では、本件転勤命令は、裁量権の濫用であり違法であるので、被告は転任命令を取り消し、慰籍料20万円を支払えとしたものである(なお、大安町は55年8月26日、名古屋高裁に控訴した。)

判旨)①大安町長は原告を保母として採用しているから、従事する職務、職種を特定していたものと認められ、このような採用条件は当然尊重されなければならないが、職種等の変更が合理的であると認められる場合には変更も許されると解される。大安町の保母を民生課に配属し必要に応じ産休等の代替要員として従事させる制度は、町

の財政・人員配置・機構等からそれなりに合理性があるものと認められるから、原告の職種等の変更が直ちに人事権の範囲外ないし人事権の濫用とすることはできない。しかし任命権者の上記権限も、公務上の必要性もなく恣意的に行使される時は、裁量権の濫用として違法となる。

②本件転任命令が発せられるに至った経過及び時期、その後の状況、代替保母制度の従前の運用などを総合すると、本件転任命令は報復的な意図をもって恣意的になしたものと推認するほかないから、本件転任命令は裁量権の濫用であり違法である。

(2) 幼女交通事故死事件(昭和55年5月27日、東京高裁)

本事件は、信号を無視した乗用車にはねられて死亡した幼女の両親等が、加害者及び加害者の使用者等に対し総額5,100万円の損害賠償支払いを求めているものである。一審において、東京高裁は総額2,316万円の支払を命じる判決を行ったが、これに対し原告側は認定額が低いことを不満として控訴していたものである。

判決では、逸失利益を算定するに当たって平均給与額を基礎とする場合、男子との賃金格差が将来長期間継続することを前提とすることは妥当ではなく、その差を慰籍料で補う考え方を示し、加害者側に弁護士費用を除く2,824万円を支払うことを命じた。

判旨)本事件は、昭和51年1月13日被告人が約80キロメートル毎時の速度で走行し、交差点に近づいた際、対面が赤色であったにもかかわらず信号を無視し、横断歩道上を歩行中の幼女(当時8才)を死亡させたことに対し、同女の両親等が総額5,100万円の損害賠償支払いを被告人で

ある加害者及び加害者の使用者等に求めていたが、一審において東京地裁は、総額2,316万円の支払いを命じる判決を行ったことに対し、認定額が低いのを不満として原告が控訴していたものである。

一審（東京地裁）では、同女の逸失利益の計算に当たり、労働年数を大学卒の22才から67才までの46年間とし、その間の収入を全労働者の平均給与額に基づき算定し、これに両親らの慰養料を加え、加害者側に総額2,300万円の支払いを命じた。

これに対し、2審（東京高裁）においては、本件事故の原因が加害者の一方的過失であること、将来において賃金の上昇、貨幣価値の下落が予想されることから、現在の平均賃金額を学校卒業時から67才まで稼働した場合の収入として女子労働者の平均収入（昭和54年センサスによるパートタイム労働者を除く女子労働者の平均給与——年額171万2,300円）から算定し、それに、家事労働相当額年60万円を加えその5割相当の生活費を支出するものとして、ライブニッツ方式により1,589万円を算定した。また、損害賠償額認定の基礎となる逸失利益の算定に当たり女子の収入を予測する場合男子のそれと著しい格差のある現在の状態が将来長期間継続することを前提とすることは必ずしも妥当でなく、また特に児童の死亡による損害の算出に当たり男女の将来に格差を認めることは本来合理性に乏しいとして、現行の逸失利益の算出方法による男女間格差を慰養料額で補なうという考え方を示し、これを慰養料の算定において考慮し、慰養料を一審より200万円多い1,200万円とし、弁護士費用を除く総損害額として2,824万円を支払うように命じたものである。

〔トピックス〕

● 公務の新分野における女子の登用

麻薬密輸摘発などで活躍する東京税関に、昭和55年7月1日付けで女子の関税広報官（小早川規子氏）が誕生した。関税広報官は大蔵省の管轄で、現在、全国の税関・支所にあわせて15名、統括する麻薬覚せい剤密輸事件の摘発経過や出入国業務に関するPRなどを担当する重要なポストである。また、法務省においても、55年8月15日付けの人事異動で東京地方検察庁公判部の副部長に前法務省法務総合研究所教官の山崎恵美子氏が就任した。

● 国家公務員試験等での女子の採用

これまで女子の受験が制限されていた国税専門官の採用試験（55年度から女子も受験できることとなってからはじめての試験）の最終合格者が、11月1日、発表された。受験者総数約1万4千人、競争率12.1倍の狭き門を突破した合格者は1,959名、うち女子は32名である。

また、その他の55年度国家公務員試験における女子の合格状況をみると、一般行政職上級職（甲種）においては、合格者総数1254名のうち女子は40名、外務公務員試験においては、合格者総数27名のうち女子は3名、また、労働基準監督官試験においては、合格者201名のうち女子は11名であった。

また、日本銀行は来年度においてはじめて幹部候補生として女子（1名・慶応大学卒業予定者¹⁾）を採用することを内定した。

● 民間の新分野における女子の登用

NHKに55年8月4日付けで、初のアナウンサー出身の解説委員（永井多恵子氏）が誕生した。永井氏はアナウンサー歴20年のベテランであり、NHKとして3人目の女性

解説委員である。

西友ストアに55年9月1日、女子の店長(福島千鶴子氏)が誕生した。ここ1～2年の間、女子の管理職への登用が相次ぐ小売業界でも、大手スーパーの女子の店長は初めてである。

● 大阪・柏原市議会に女性議長誕生

定例柏原市議会は、55年10月2日の本会議で議長に橘原貞子氏(新政会)を選出した。女性市議会議長は、京都、大阪、大宮(埼玉)の3市に次いで全国で4人目で、現職ではたゞ1人の女性議長である。

また、島根県鹿足郡柿木村議会は9月26日の9月定例会で議員当選回数5回の澄川咲子氏(保守系無所属)を副議長に選出した。

● 高島屋に女子のみで構成される外商部門が発足

初の女性重役(55年5月24日、石原一子広報室長)が誕生し、話題を呼んだ高島屋に、55年10月1日、企業相手の女性ばかりの外商部門(東京店外商1部32課)が発足した。

● 昭和55年度大学卒業者の就職状況が好転

55年度大学卒業者の就職状況が、10月29日、文部省から発表された。それによると、51年をどん底に続いていた大卒者の就職難傾向は好転し、石油ショック直前の48年度の状況まで回復しており、景気の回復で企業側の求人状況が好転したことなどが影響したものとみられる。

55年度大学卒業者のうち、就職者は28万5,000人と卒業者の75.3%を占め、昨年より1.7%増加し、48年と同率となった。特に、就職難といわれる女子の就職率は、65.7%とここ15年間の最高となり、昨年

に比べると2.8%増加し、男子の伸び率の倍は2倍となった。

就職率を専攻別にみると、工学81.5%と最も高く、次いで社会科学、農学、教育となっており、また、産業別の就職状況を見ると、サービス業が最も高く、次いで製造業である。

国際ニュース

(1) 「ILO中間計画(1982-87年)」

1980年6月4日から25日まで開催された第66回ILO総会において、「ILO中期計画(1982-87年)」が採択された。

同計画には、婦人労働関係の活動に関する基本方針として、①雇用における女性に対する差別の性質と程度及びこの差別が経済社会開発に与える悪影響について理解をひろめる。②両性間の均等待遇を最大限に推進する。③女性が労働生活に入り易くする一特に、発展途上国と工業国の双方で適当な訓練措置を講じたり、特定職種を重点的に取り上げたり、女子労働力統計を整備するなどの活動を強化するの3点を明らかにしている。

また、均等待遇をすすめるために、女性の実態をできるだけ広い範囲の人々に理解してもらうことが必要であり、そのために各国における女性の実態を明らかにする報告書を作成するとともに、労使の協力を得て雇用における広報キャンペーンを展開することとしている。また、適切な基準の設定等の検討も行うこととしている。

女性の就職・再就職に関しては、発展途上国の農村地域における女性の雇用及び訓練に関する計画の検討をはじめ、教育や訓練、労働条件の改善などの特別な措置等を講ずることが必要であるとしている。

(2) 第35回国連総会の開催

第35回国連総会は、1980年9月16日からニューヨーク本部において開催され、約3カ月にわたる審議を行っている。総会における政府代表は伊東外務大臣、代表代理として昨年に引き続き、民間から中村道子氏（成城大学教授）が出席している。また、人権・社会・婦人問題の審議を行う第3委員会における代表として、赤松良子国連代表部公使が出席している。

婦人に関連する主な議題としては、

- 国連婦人の10年1980年世界会議報告
- 国連婦人の10年基金
- 婦人の地位向上のための国際調査訓練研修所
- 婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の状況

等である。

これらの議題については、現在第3委員会での審議を終了し、総会における審議が行われているところである。

なお、10月22日、赤松代表は第3委員会において、世界会議の成果、特に婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の署名が行われたことを高く評価するとともに、今後、我が国において、同条約批准のため、国内法制等諸条件の整備に努めることとしている旨のステートメントを行った。

(3) ベティ・フリーダンの来日

NOW（全米女性会議）の初代議長であり「新しい女性の創造」の著者としても知られるアメリカの女性運動家ベティ・フリーダン女史が1980年10月に来日した。

今回の来日は、筑波大学で開催された国際価値会議への出席と各地での講演のためであり、余暇開発センターと国際女性学会の招待で約一週間滞在した。

(4) 第11回ニューヨーク・シティー・マラソン女子の部に新記録誕生

1980年10月26日、ニューヨーク市で開催された第11回ニューヨーク・シティーマラソン女子の部でノルウェーのグレン・ワイツ夫人が、2時間25分41秒（コース42.195キロ）の新記録を樹立した。

ワイツ夫人は、3年連続で同大会で新記録を樹立しているが、今回の2時間25分41秒は、オリンピックでいえば、1948年のロンドン五輪の優勝タイム（2時間34分51秒6）を大きく上回り、1952年のヘルシンキ、1956年のメルボルンのそれぞれ銅、銀メダルに相当する大記録であり、また、3年連続新記録樹立は男子マラソンの世界でも例がない。

一方、女子マラソン大会としては、初の国際陸連の公認大会である東京国際女子マラソン選手権大会の第2回大会が、11月16日、東京において開催された。優勝者は前年に続きジョイス・スミスさんであり、我が国からは36名の選手が参加し、最高位は9位であった。

(5) 第1回国際女性スポーツ会議開催

世界一流の女性スポーツ選手を一堂に集め、彼女達にとってスポーツとは何かを話し合うための「第1回国際女性スポーツ会議」（主催国際女性スポーツ会議組織委員会）が、1980年11月9日、東京において開催された。

同会議の出席者は、女性で2人目の10秒台ランナーであるエベリン・アッシュフォード（アメリカ）、「体操の女王」と呼ばれたベラ・チャスラフスカ（チェコスロバキア）、子宮がんを克服し、今年のホストン・マラソンで完走した俊子、デリア（アメリカ）、3大北壁登頂に成功した今井通子（日本）、史

上初フロリダ海峡を27時間38分で泳いだダイアナ・ナイアド(アメリカ)、「アルペンの女王」と呼ばれたアンネマリー・モザー・ブレル(オーストリア)、プロテニスプレイヤーバージニア・ウェード(イギリス)等で有名選手が一堂に会した。

これらの選手のうちの多くは既婚者であるため、スポーツと家庭の問題をはじめ、スポーツ界における男女差別等の問題についてのスピーチ及びパネルディスカッションが行われた。

(6) 諸外国における女性の登用

1980年11月5日、アメリカフロリダ州上院議員選挙の結果、共和党の新人ボーラ・ホーキンス女史の当選が確定した。ホーキンス女史は航空会社副社長を勤める実業家であり、アメリカでは、1978年にカンザス州から選出された共和党のナンシー・カッセンボーム女史に次いで2番目の女性上院議員である。

また、同月2日に、オーストラリアの第4次フレイザー政権の組閣が発表されたが、主計相にマーガレット・ギルフォイル女史が就任した。

(7) 高野フミ氏国際大学婦人連盟会長に就任

1980年8月中旬にカナダのバンクーバー市で開催された国際大学婦人連盟(IFUW)の第20回総会で大学婦人協会元会長である高野フミ津田塾大学教授が日本人として初めて会長に選任された。

同連盟は、国連の諮問機関の役割を果たす非政府機関(NGO)の有力な民間団体の一つで、世界52カ国にある大学婦人協会の連合体であり、会員は23万人である。

(8) 藤田たき氏、宮城まり子氏、アデライデ・リストリ賞を受賞

婦人の社会的地位の向上及び婦女子の教育に永年専念した藤田たき氏、知恵遅れと肢体の不自由な子供達の施設「ねむの木学園」を作り社会福祉に貢献した宮城まり子氏の両氏が、アデライデ・リストリ賞を受賞した。

同賞は、イタリア婦人参政権付与20周年を記念し、イタリア統一運動期に政治・外交・文化面で顕著な功績を残したアデライデ・リストリ侯爵夫人の名に因み、1967年に創設された純民間文化団体アデライデ・リストリが、婦人の社会的地位向上のための文化・社会活動の一環として、社会的に顕著な業績を有するイタリア及び外国人婦人に対し授与するものであり、今年が2回目となる。

なお、第1回目(1978年)には、市川房枝氏、沢田美喜氏、水谷八重子氏の3氏が受賞している。

—謹しんで、お悔み申しあげます。—

婦人解放運動のパイオニアの一人で、初代労働省婦人少年局長であられた山川菊栄先生が、昭和55年11月2日脳梗塞のため亡くなられた。

「山川先生は、明治23年東京に生まれ、女子英学塾(現在の津田塾大学)に入学、大正5年社会主義運動家の故山川均氏と結婚。生涯にわたり婦人解放運動に取り組んでこられた。戦後、昭和22年、片山内閣のとき、労働省婦人少年局が新設され、初代局長に就任、26年に退官された。

著書に「女性の反逆」、「無産者運動と婦人の問題」、「女二代の記」、「日本婦人運動小史」、「覚書、幕末の水戸藩」(52年、第2回大仏次郎賞を受賞)等がある。